

資料編目次

資料1	「岡山県議会の議員及び岡山県知事の選挙における電磁的記録式投票機を用いて行う投票に関する条例」(岡山県) ……1
資料2	「広島市長選挙における電磁的記録式投票機を用いて行う投票に関する条例」(広島市) ……5
資料3	「新見市議会の議員及び新見市長の選挙における電磁的記録式投票機による投票に関する規程」(新見市) ……7
資料4	「広島市長選挙における電磁的記録式投票機を用いて行う投票に関する規程」(広島市) ……17
資料5	「新見市議会の議員及び新見市長の選挙において使用する電磁的記録式投票機の指定に関する告示」(新見市) ……31
資料6	「投票事務取扱要領」(広島市) ……37
資料7	「開票事務取扱要領」(広島市) ……75
資料8	「新見市投票事務要領」(新見市) ……99
資料9	「広島市長選挙に係る電子投票機器等の賃貸借仕様書」 ……115
資料10	「新見市投票所事前調査票」(新見市) ……141
資料11	「投開票所のレイアウト図」(広島市) ……143
資料12	「東山区開票区開票所設営図」(京都市) ……147
資料13	「開票速報」(例) ……149
資料14	「ピーク時における投票カード発券機数及び投票機数」(新見市) ……151
資料15	「投票日当日使用電子投票機及び発券機検査票」 「開票・集計装置検査票」(広島市) ……153

資料 1

「岡山県議会の議員及び岡山県知事の選挙における電磁的記録式投票機を用いて行う投票に関する条例」（岡山県）

○岡山県議会の議員及び岡山県知事の選挙に係る電磁的記録式投票機を用いて行う投票に関する条例

平成十四年十二月二十日

岡山県条例第七十号

岡山県議会の議員及び岡山県知事の選挙に係る電磁的記録式投票機を用いて行う投票に関する条例をここに公布する。

岡山県議会の議員及び岡山県知事の選挙に係る電磁的記録式投票機を用いて行う投票に関する条例

(趣旨)

第一条 この条例は、地方公共団体の議会の議員及び長の選挙に係る電磁的記録式投票機を用いて行う投票方法等の特例に関する法律(平成十三年法律第百四十七号。以下「法」という。)第三条第三項及び第五条の規定により、岡山県議会の議員及び岡山県知事の選挙に係る電磁的記録式投票機を用いて行う投票に関し必要な事項を定めるものとする。

(電磁的記録式投票機による投票)

第二条 岡山県議会の議員及び岡山県知事の選挙の投票(公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第四十七条、第四十九条並びに第五十条第三項及び第五項の規定による投票を除く。)は、法第三条第一項の条例を定めた市町村のうち新見市の区域内の投票区に限り、選挙人が、自ら、投票所(期日前投票所を含む。)において、電磁的記録式投票機(法第二条第二号に規定する電磁的記録式投票機をいう。以下同じ。)を操作することにより、当該電磁的記録式投票機に記録されている公職の候補者のうちその投票しようとするもの一人を選択し、かつ、当該公職の候補者を選択したことを電磁的記録媒体(法第二条第一号に規定する電磁的記録媒体をいう。)に記録する方法によるものとする。

(平一五条例五〇・一部改正)

(電磁的記録式投票機における表示の方法)

第三条 電磁的記録式投票機における法第五条の公職の候補者の氏名及び党派別(以下この条において「候補者の氏名等」という。)の表示は、公職の候補者間の衡平が確保されたものでなければならない。

2 電磁的記録式投票機における候補者の氏名等の表示は、選挙人が当該表示に係る文字を正確かつ容易に認識できるものでなければならない。

3 電磁的記録式投票機における候補者の氏名等の表示は、すべての候補者の氏名等を当該電磁的記録式投票機の一の画面又はパネル等に同時に表示する方法によるものでなければならない。ただし、すべての候補者の氏名等を電磁的記録式投票機の一の画面に同時に表示した場合に、公職の候補者が多数のため当該表示に係る文字が小さくなる等により選挙人が当該文字を正確かつ容易に認識できないおそれがあると岡山県選挙管理委員会(以下「県委員会」

という。)が認めるときは、次に掲げる方法のうち県委員会が指定するものによるものとする。

- 一 すべての候補者の氏名等を五十音により編集し、及び構成し、操作により氏名がその音で始まる候補者の氏名等を電磁的記録式投票機の画面に同時に表示させる方法
- 二 すべての候補者の氏名等を電磁的記録式投票機の画面の大きさを超える大きさを編集し、及び構成し、操作により候補者の氏名等を当該画面に順次表示させる方法
- 三 すべての候補者の氏名等を電磁的記録式投票機の画面の大きさを複数に分割して編集し、及び構成し、操作により当該画面の表示を切り替え、候補者の氏名等を当該画面に順次表示させる方法
- 4 選挙人が電磁的記録式投票機を操作することにより公職の候補者のうちその投票しようとするもの一人を選択したときは、引き続いて、当該選択に係る候補者の氏名等が当該電磁的記録式投票機の画面に表示されなければならない。
- 5 電磁的記録式投票機における候補者の氏名等の表示は、選挙人が視覚に障害があること等により当該表示に係る文字を認識することが困難であると投票管理者が認める場合には、当該選挙人の申出により音声によることができるものとする。この場合における音声による表示は、選挙人が候補者の氏名等を正確に聴き取ることができるものでなければならない。
- 6 電磁的記録式投票機における候補者の氏名等の表示の順序は、公職選挙法第一百七十五条第三項の規定によるくじで定める順序とする。ただし、第三項第一号に規定する各音における候補者の氏名等の表示の順序は、市町村の選挙管理委員会が開票区ごとに音別にくじで定める順序とする。

(その他)

第四条 この条例の施行に関し必要な事項は、県委員会が別に定める。

附 則

この条例は、平成十五年四月一日から施行し、同日以後その期日を告示される岡山県議会の議員及び岡山県知事の選挙について適用する。

附 則(平成一五年条例第五〇号)

この条例は、平成十五年十二月一日から施行し、この条例による改正後の岡山県議会の議員及び岡山県知事の選挙に係る電磁的記録式投票機を用いて行う投票に関する条例の規定は、同日以後その期日を告示される岡山県議会の議員及び岡山県知事の選挙について適用する。

資料 2

「広島市長選挙における電磁的記録式投票機を用いて行う投票に関する条例」（広島市）

○ 広島市長選挙における電磁的記録式投票機を用いて行う投票に関する条例

平成 14 年 10 月 3 日

条例第 50 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、地方公共団体の議会の議員及び長の選挙に係る電磁的記録式投票機を用いて行う投票方法等の特例に関する法律(平成 13 年法律第 147 号。以下「法」という。)第 3 条第 2 項及び第 5 条の規定に基づき、広島市長選挙における電磁的記録式投票機を用いて行う投票に関し必要な事項を定めるものとする。

(電磁的記録式投票機による投票)

第 2 条 広島市長選挙の投票(公職選挙法(昭和 25 年法律第 100 号)第 47 条、第 49 条並びに第 50 条第 3 項及び第 5 項の規定による投票を除く。)については、中区、東区、南区、西区、安佐南区、安佐北区及び佐伯区の区域内の投票区を除き、法第 3 条第 2 項に規定する方法によるものとする。

(電磁的記録式投票機における候補者の氏名及び党派別の表示方法)

第 3 条 広島市長選挙の候補者の氏名及び党派別(以下「候補者の氏名等」という。)の表示の方法は、電磁的記録式投票機の画面その他の候補者の氏名等を表示する部分(以下「画面等」という。)にすべての候補者の氏名等を同時に表示し、かつ、選挙人が選択した候補者の氏名等を画面等に表示する方法によるものとする。ただし、候補者が多数のため、画面等にすべての候補者の氏名等を同時に表示した場合、選挙人が候補者の氏名等を正確かつ容易に認識することができないおそれがあると広島市選挙管理委員会(以下「委員会」という。)が認めるときは、次の各号に掲げる方法のいずれかを委員会が指定するものとする。

- (1) 画面等に表示された五十音の中から、電磁的記録式投票機を操作して選択した音で始まる氏名の候補者の氏名等を画面等に同時に表示させる方法
 - (2) 候補者の氏名等を、電磁的記録式投票機を操作することにより連続的に画面等に順次表示させる方法
 - (3) 数名ごとに分割した候補者の氏名等を、電磁的記録式投票機を操作することにより表示を切り替えて画面等に順次表示させる方法
- 2 候補者の氏名等は、選挙人の申立てにより、視覚障害の場合その他投票管理者が必要と認める場合には、音声により表示することができる。
- 3 前 2 項の表示の順序は、公職選挙法施行令(昭和 25 年政令第 89 号)第 49 条の 4 の規定により定める順序による。ただし、第 1 項第 1 号に規定する各五十音内の表示の順序は、委員会がそれぞれの音ごとに行うくじで定める順序による。

(委任規定)

第 4 条 この条例の施行に関し必要な事項は、委員会が定める。

附 則

- 1 この条例は、平成 15 年 1 月 1 日から施行する。
- 2 この条例の規定は、この条例の施行の日以後その期日を告示される選挙から適用する。

資料 3

「新見市議会の議員及び新見市長の選挙における電磁的記録
式投票機による投票に関する規程」（新見市）

新見市議会の議員及び新見市長の選挙における電磁的記録式投票機による投票に関する規程を次のとおり定める。

平成14年6月15日

新見市選挙管理委員会
委員長 山川治郎

新見市議会の議員及び新見市長の選挙における
電磁的記録式投票機による投票に関する規程

(趣旨)

第1条 地方公共団体の議会の議員及び長の選挙に係る電磁的記録式投票機を用いて行う投票方法等の特例に関する法律(平成13年法律第147号。以下「法」という。)、地方公共団体の議会の議員及び長の選挙に係る電磁的記録式投票機を用いて行う投票方法等の特例に関する法律施行令(平成14年政令第19号。以下「令」という。)及び新見市議会の議員及び新見市長の選挙における電磁的記録式投票機による投票に関する条例(平成14年条例第2号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項は、法令又は条例に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

(電磁的記録式投票機における候補者の氏名等の表示)

第2条 条例第4条第2項本文の規定により、電磁的記録式投票機のパネル又は画面に全ての公職の候補者の氏名及び党派別(以下「候補者の氏名等」という。)を同時に表示しようとするときは、様式第1号により行うものとする。

(氏名等の表示における略称の使用)

第3条 第2条の候補者の氏名等の表示は、公職選挙法施行令(昭和25年政令第89号)第89条第4項の場合においては、同項の規定による略称により行うものとする。

(音声による候補者の氏名等の表示)

第4条 条例第4条第4項の規定による音声による候補者の氏名等の表示を行うときは、当該候補者の氏名等に、同条第3項本文の規定による表示の順序を表す整理番号を付するものとする。

(電磁的記録式投票機の告示)

第5条 新見市選挙管理委員会(以下「委員会」という。)は、法第6条第2項の規定に

よる電磁的記録式投票機の型式、構造、機能及び操作の方法の告示をするときは、様式第2号に準じて行うものとする。

(投票の電磁的記録媒体に記録された投票の他の電磁的記録媒体への複写)

第6条 投票管理者は、電磁的記録式投票機によって法第3条第1項及び第7条の規定による投票が行われたときは、直ちに、投票の電磁的記録媒体に記録された投票を他の一の電磁的記録媒体に複写しなければならない。

(公職の候補者が死亡した場合等における通知)

第7条 委員会は、令第7条第1項の規定により死亡し、届出を却下され、又は公職の候補者たることを辞したものとみなされた者に関する表示を消除せずに電磁的記録式投票機をそのまま使用させる場合においては、直ちにその旨を投票管理者及び開票管理者に通知しなければならない。

(公職の候補者が死亡した場合等における掲示)

第8条 令第7条第2項の規定による掲示は、様式第3号により調製した文書により行うものとする。

(投票日当日の投票記載所の氏名等の掲示)

第9条 公職選挙法(昭和25年法律第100号)第175条第1項の規定による新見市議会の議員及び新見市長の選挙に係る投票所内の投票を記載する場所その他適当な箇所に行う公職の候補者の氏名等の掲示は、様式第4号により調製した文書により行うものとする。

(氏名等の掲示における略称の使用)

第10条 第9条の候補者の氏名等の掲示は、公職選挙法施行令第89条第4項の場合においては、同項の規定による略称により行うものとする。

(掲示の順序のくじ)

第11条 公職選挙法第175条第3項の規定により委員会が行うくじの日時及び場所は委員会においてあらかじめ告示するものとする。

(掲示の抹消等)

第12条 公職選挙法第175条第1項の規定による新見市議会の議員及び新見市長の選挙に係る投票所内の投票を記載する場所その他適当な箇所に行う公職の候補者の氏名等の掲示を行った後、公職の候補者が死亡した場合、公職選挙法第86条の4第9項の規定により届出を却下した場合又は同法第91条第2項若しくは第103条第4項の規定により公職の候補者たることを辞したものとみなされた場合は、直ちに当該公職の候補者に関する部分の掲示を抹消するものとする。

2 前項の抹消は、当該公職の候補者に関する部分に二本の朱線を引くことにより行うものとする。

(掲示の管理)

第13条 委員会は、公職選挙法第175条第1項の規定による掲示については、き損、はく脱等のないよう管理するとともに、符号の付記、加筆等が行われないようその掲示箇所の選定その他について適切な配慮を払わなければならない。

附 則

この告示は、平成14年6月15日から施行し、同日以後にその期日を告示される選挙から適用する。

様式第1号（第2条関係）

新見市議会の議員及び新見市長の選挙に係る電磁的記録式投票機における
公職の候補者の氏名等の表示

（その1）

選挙	
候補者氏名 ふりがな （党派別）	候補者氏名 ふりがな （党派別）

備考

- 1 この様式は、候補者の数が少ない場合の様式である。必要に応じて5段以上とすることができる。
- 2 候補者の氏名等の表示は、公職選挙法第175条第3項の規定によるくじで定められた順序に従い、最上段左枠から右枠に、次いで次段左枠から右枠に以下順に記載するものとする。
- 3 候補者氏名及び候補者氏名に付するふりがな並びに党派別は、選挙長からの通知書に記載されたとおりとすること。
- 4 文字はすべて楷書とすること。

(その2)

選挙			
候補者氏名 ふりがな (党派別)	候補者氏名 ふりがな (党派別)	候補者氏名 ふりがな (党派別)	候補者氏名 ふりがな (党派別)

備考

- 1 この様式は、候補者の数が多い場合の様式である。必要に応じて7段以上とすることができる。
- 2 候補者の氏名等の掲示は、公職選挙法第175条第3項の規定によるくじで定められた順序に従い、最上段左枠から右枠に、次いで次段左枠から右枠に以下順に記載するものとする。
- 3 候補者氏名及び候補者氏名に付するふりがな並びに党派別は、選挙長からの通知書に記載されたとおりにすること。
- 4 文字はすべて楷書とすること。

様式第2号（第5条関係）

新見市選管告示第 号

地方公共団体の議会の議員及び長の選挙に係る電磁的記録式投票機を用いて行う投票方法等の特例に関する法律（平成13年法律第147号）第6条第1項の規定により、新見市議会の議員及び新見市長の選挙において使用する電磁的記録式投票機を次のとおり指定する。

平成 年 月 日

新見市選挙管理委員会
委員長 氏 名 印

第1 型式

第2 構造

第3 機能

第4 操作の方法

様式第4号（第9条関係）

新見市議会の議員及び新見市長の選挙に係る投票所内の投票を記載する場所
その他適当な箇所に行う公職の候補者の氏名及び党派別の掲示

（その1）

選挙	
候補者氏名 ふりがな （党派別）	候補者氏名 ふりがな （党派別）

備考

- 1 この様式は、候補者の数が少ない場合の様式である。必要に応じて5段以上とすることができる。
- 2 候補者の氏名等の掲示は、公職選挙法第175条第3項の規定によるくじで定められた順序に従い、最上段左枠から右枠に、次いで次段左枠から右枠に以下順に記載するものとする。
- 3 候補者氏名及び候補者氏名に付するふりがな並びに党派別は、選挙長からの通知書に記載されたとおりとすること。
- 4 文字はすべて楷書とすること。

(その2)

選挙			
候補者氏名 ふりがな (党派別)	候補者氏名 ふりがな (党派別)	候補者氏名 ふりがな (党派別)	候補者氏名 ふりがな (党派別)

備考

- 1 この様式は、候補者の数が多い場合の様式である。必要に応じて7段以上とすることができる。
- 2 候補者の氏名等の表示は、公職選挙法第175条第3項の規定によるくじで定められた順序に従い、最上段左枠から右枠に、次いで次段左枠から右枠に以下順に記載するものとする。
- 3 候補者氏名及び候補者氏名に付するふりがな並びに党派別は、選挙長からの通知書に記載されたとおりとすること。
- 4 文字はすべて楷書とすること。

資料4

「広島市長選挙における電磁的記録式投票機を用いて行う投票に関する規程」(広島市)

「広島市長選挙における電磁的記録式投票機を用いて行う投票に関する規程」
(広島市)

○広島市長選挙における電磁的記録式投票機を用いて行う投票に関する規程

平成 14 年 11 月 27 日
選挙管理委員会告示第 13 号

(趣旨)

第 1 条 この規程は、地方公共団体の議会の議員及び長の選挙に係る電磁的記録式投票機を用いて行う投票方法等の特例に関する法律(平成 13 年法律第 147 号。以下「電磁記録投票法」という。)、地方公共団体の議会の議員及び長の選挙に係る電磁的記録式投票機を用いて行う投票方法等の特例に関する法律施行令(平成 14 年政令第 19 号。以下「電磁記録投票法施行令」という。)及び広島市長選挙における電磁的記録式投票機を用いて行う投票に関する条例(平成 14 年条例第 50 号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるとともに、広島市公職選挙事務取扱規程(昭和 55 年広島市選挙管理委員会告示第 17 号。以下「事務規程」という。)の特例を定めるものとする。

(電磁的記録式投票機における候補者の氏名及び党派別の表示方法等)

第 2 条 条例第 3 条第 1 項本文の規定により、広島市長選挙のすべての候補者の氏名及び党派別(以下「候補者の氏名等」という。)を、電磁的記録式投票機の画面その他の候補者の氏名等を表示する部分(以下「画面等」という。)に同時に表示する場合は、別記第 1 号様式に準じて行うものとする。

2 条例第 3 条第 1 項及び第 2 項の規定による候補者の党派別の表示は、公職選挙法施行令(昭和 25 年政令第 89 号)第 89 条第 4 項に規定する場合においては、同項の規定による略称により行うものとする。

3 条例第 3 条第 1 項本文の規定によりすべての候補者の氏名等を画面等に同時に表示する場合及び同条第 2 項の規定により候補者の氏名等を音声により表示する場合には、それぞれの候補者の氏名に、同条第 3 項本文の規定により定められた順序を表す番号を付すことができる。

(電磁的記録式投票機の指定の告示)

第 3 条 電磁記録投票法第 6 条第 2 項の規定による告示は、別記第 2 号様式に準じて行うものとする。

(投票の電磁的記録媒体に記録された投票の他の電磁的記録媒体への複写)

第 4 条 電磁記録投票法第 10 条第 1 項の規定による複写は、選挙人の投票が、投票の電磁的記録媒体に記録された後、直ちに他の一の電磁的記録媒体に行わなければならない。

(候補者が死亡した場合等における電磁的記録式投票機の取扱い等)

第 5 条 電磁記録投票法施行令第 7 条第 1 項の規定により、死亡し、届出を却下され、又は公職の候補者たることを辞したものとみなされた者に関する表示を消除せずに電磁的記録式投票機をそのまま使用させることを決定したときは、広島市選挙管理委員会(以下「市の委員会」という。)は、直ちにその旨を電磁記録投票法第 3 条第 2 項の規定による投票を行う投票区の属する区域の区選挙管理委員会(以下「区の委員会」という。)に通知しなければならない。

2 当該区の委員会は、前項の規定による通知を受けたときは、直ちにその旨を投票管理者及び開票管理者に通知しなければならない。

3 前 2 項の規定による通知は、別記第 3 号様式に準じて行うものとする。

4 電磁記録投票法施行令第 7 条第 2 項の規定による掲示は、事務規程別記第 37 号様式の規定を準用する。

(選挙権を有しない者の通知等の特例)

第6条 電磁記録投票法第17条第1項から第3項までの規定により選挙権及び被選挙権を有しないこととなる者に係る事務規程第4条、第5条及び別記第1号様式の規定の適用については、事務規程第4条中「令第1条」とあるのは「地方公共団体の議会の議員及び長の選挙に係る電磁的記録式投票機を用いて行う投票方法等の特例に関する法律施行令第1条の規定により読み替えて適用される令第1条」と、事務規程第5条中「第252条」とあるのは「第252条、地方公共団体の議会の議員及び長の選挙に係る電磁的記録式投票機を用いて行う投票方法等の特例に関する法律第17条第1項から第3項まで」と、同様式中「(第252条)」とあるのは「(第252条)(地方公共団体の議会の議員及び長の選挙に係る電磁的記録式投票機を用いて行う投票方法等の特例に関する法律第17条第1項から第3項まで)」と、「同法施行令第1条」とあるのは「地方公共団体の議会の議員及び長の選挙に係る電磁的記録式投票機を用いて行う投票方法等の特例に関する法律施行令第1条の規定により読み替えて適用される公職選挙法施行令第1条」とする。

(投票立会人引継書の様式の特例)

第7条 電磁記録投票法第3条第2項の規定による投票を行う投票区の投票立会人引継書について、事務規程別記第26号様式の2の規定を適用する場合においては、同様式中「投票用紙を再交付した者」とあるのは「投票カード(選挙人が電磁的記録式投票機を投票できる状態にするために用いるカードをいう。以下同じ。)又は投票用紙を再交付した者」と、「

5	代理投票をした者	選挙人、補助者氏名は別紙のとおり	
6	投票拒否の決定をした者		＼
」とあるのは「			
5	電磁的記録式投票機を用いた代理投票をした者	選挙人、補助者氏名は別紙のとおり	
6	電磁的記録式投票機の操作についての補助を行わせた者	選挙人、補助者氏名は別紙のとおり	
7	仮投票の代理投票をした者	選挙人、補助者氏名は別紙のとおり	
8	投票拒否の決定をした者		＼

」とする。

(投票所の設備)

第8条 電磁記録投票法第3条第2項の規定による投票を行う投票区の投票所には、事務規程第26条の規定にかかわらず、有権者の数に応じて適宜に、調査係、選挙人名簿対照係、投票カード交付係、電磁的記録式投票機監視係、投票カード受領係、庶務係、電磁的記録式投票機及び投票記載所を別記第4号様式に準じて設けなければならない。

(投票用紙等の投票管理者に対する送致の特例)

第9条 電磁記録投票法第3条第2項の規定による投票を行う投票区の投票管理者に対する投票用紙等の送致について、事務規程第36条の規定を適用する場合においては、同条第1項中「投票箱等」とあるのは、「投票箱、電磁的記録式投票機、電磁的記録媒体、運用カード(投票管理者が電磁的記録式投票機の管理に係る操作をするために用いるカードをいう。以下同じ。)、投票カード、投票カード発券機等」とする。

(電磁的記録式投票機を用いた代理投票処理調書等の作成)

第10条 電磁記録投票法第3条第2項の規定による投票を行う投票区の投票管

理者は、事務規程第 37 条第 1 項の規定にかかわらず、別記第 5 号様式による電磁的記録式投票機を用いた代理投票処理調書を備え、電磁記録投票法第 7 条第 1 項の規定による電磁的記録式投票機を用いた代理投票の際にとった措置を記載しなければならない。

2 前項の投票管理者は、別記第 6 号様式による電磁的記録式投票機の操作についての補助に関する処理調書を備え、電磁記録投票法第 7 条第 3 項の規定による補助の際にとった措置を記載しなければならない。

(投票箱閉鎖後の措置の特例)

第 11 条 電磁記録投票法第 3 条第 2 項の規定による投票を行う投票区の投票箱閉鎖後の措置について、事務規程第 41 条の規定を適用する場合には、同条中「令第 43 条の規定により投票箱を閉鎖したとき」とあるのは「地方公共団体の議会の議員及び長の選挙に係る電磁的記録式投票機を用いて行う投票方法等の特例に関する法律施行令第 2 条第 4 項の規定により読み替えて適用される令第 43 条及び地方公共団体の議会の議員及び長の選挙に係る電磁的記録式投票機を用いて行う投票方法等の特例に関する法律施行令第 2 条第 5 項の規定による措置をしたとき」と、「投票箱のかぎ」とあるのは「投票箱並びに投票の電磁的記録媒体及び投票を複写した電磁的記録媒体に係る容器(地方公共団体の議会の議員及び長の選挙に係る電磁的記録式投票機を用いて行う投票方法等の特例に関する法律施行令第 2 条第 5 項に規定する容器をいう。以下同じ。)のかぎ」とする。

(投票箱等の送致の特例)

第 12 条 電磁記録投票法第 3 条第 2 項の規定による投票を行う投票区の投票管理者の投票箱等の送致について、事務規程第 42 条、別記第 41 号様式及び第 41 号様式の 2 の規定を適用する場合には、同条第 1 項中「法第 55 条」とあるのは「地方公共団体の議会の議員及び長の選挙に係る電磁的記録式投票機を用いて行う投票方法等の特例に関する法律第 8 条の規定により読み替えて適用される法第 55 条」と、事務規程別記第 41 号様式中「

受付物件	受付番号	内訳	数量	受領確認
	1	投票箱	箱	
	2	投票箱のかぎ	各	袋
		その一		
		その二		
	3	選挙人名簿抄本	冊	
	4	投票区別索引簿	冊	
	5	投票録	部	
	6	投票進度表	枚	
	7	仮投票及び不在者投票の不受理(拒否)に関する調書	部	
	8	不在者投票に関する調書	部	
	9	投票用紙の残	一般	枚
			点字	枚

」とあるのは「

受付物件	受付番号	内訳	数量	受領確認
	1	投票箱	箱	
	2	投票箱のかぎ	各	袋
		その一		

		その二		
3	投票の電磁的記録媒体に係る容器		個	
4	投票を複写した電磁的記録媒体に係る容器		個	
5	投票の電磁的記録媒体に係る容器のかぎ		袋	
6	投票を複写した電磁的記録媒体に係る容器のかぎ		袋	
7	選挙人名簿抄本		冊	
8	投票区別索引簿		冊	
9	投票録		部	
10	投票進度表		枚	
11	仮投票及び不在者投票の不受理(拒否)に関する調書		部	
12	不在者投票に関する調書		部	
13	投票用紙の残	一般	枚	
		点字	枚	

」と、事務規程別記第 41 号様式の 2 中「

18	グラウンド用照明点灯カード (照明の使用状況)		枚	
		使用…有	・ 無 / 異常…有	・ 無

」とあるのは「

18	グラウンド用照明点灯カード (照明の使用状況)		枚	
		使用…有	・ 無 / 異常…有	・ 無
19	電磁的記録式投票機		台	
20	投票カード発券機		台	
21	投票カード		枚	
22	運用カード		枚	

」とする。

(繰上投票の申出及び告示の特例)

第 13 条 電磁記録投票法第 3 条第 2 項の規定による投票を行う投票区の属する区域の区の委員会の繰上投票の申出及び市の委員会の繰上投票の告示について、事務規程第 44 条及び別記第 43 号様式の規定を適用する場合には、同条第 1 項中「法第 56 条」とあるのは「地方公共団体の議会の議員及び長の選挙に係る電磁的記録式投票機を用いて行う投票方法等の特例に関する法律第 8 条の規定により読み替えて適用される法第 56 条」と、同条第 2 項中「令第 46 条第 1 項」とあるのは「地方公共団体の議会の議員及び長の選挙に係る電磁的記録式投票機を用いて行う投票方法等の特例に関する法律施行令第 2 条第 6 項の規定により読み替えて適用される令第 46 条第 1 項」と、同様式中「公職選挙法(昭和 25 年法律第 100 号)第 56 条」とあるのは「地方公共団体の議会の議員及び長の選挙に係る電磁的記録式投票機を用いて行う投票方法等の特例に関する法律(平成 13 年法律第 147 号)第 8 条の規定により読み替えて適用

される公職選挙法(昭和25年法律第100号)第56条」とする。

(開票立会人となるべき者のくじを行う場所及び日時の特例)

第14条 電磁記録投票法第3条第2項の規定による投票を行う投票区の属する開票区の開票立会人となるべき者のくじを行う場所及び日時の特例について、事務規程第52条の規定を適用する場合には、同条第2項中「令第70条第2項」とあるのは、「地方公共団体の議会の議員及び長の選挙に係る電磁的記録式投票機を用いて行う投票方法等の特例に関する法律施行令第4条第3項の規定により読み替えて適用される令第70条第2項」とする。

(開票の場所及び日時の特例)

第15条 電磁記録投票法第3条第2項の規定による投票を行う投票区の属する開票区の開票の場所及び日時の特例について、事務規程別記第58号様式の規定を適用する場合には、同様式中「第65条」とあるのは、「地方公共団体の議会の議員及び長の選挙に係る電磁的記録式投票機を用いて行う投票方法等の特例に関する法律(平成13年法律第147号)第9条第1項の規定により読み替えて適用される公職選挙法第65条」とする。

(投票箱等の受領及び保管の特例)

第16条 電磁記録投票法第3条第2項の規定による投票を行う投票区の属する開票区の開票管理者の投票箱等の受領及び保管について、事務規程第58条の規定を適用する場合には、同条第1項中「投票箱及びかぎ」とあるのは、「投票箱並びに投票の電磁的記録媒体及び投票を複写した電磁的記録媒体に係る容器並びにそれぞれのかぎ」とする。

(開票前の投票箱等の検査等)

第17条 電磁記録投票法第3条第2項の規定による投票を行う投票区の属する開票区の開票管理者は、事務規程第59条の規定にかかわらず、開票所において開票のため投票箱並びに投票の電磁的記録媒体及び投票を複写した電磁的記録媒体に係る容器を開くときは、それらを開く前に開票立会人の立会の上、投票箱並びに投票の電磁的記録媒体及び投票を複写した電磁的記録媒体に係る容器並びにそれぞれのかぎに異状がないかどうかを検査しなければならない。

2 前項の開票管理者は、投票の電磁的記録媒体に係る容器を開いた後、投票の電磁的記録媒体の封印を解くときは、その封印を解く前に開票立会人の立会の上、封印に異状がないかどうかを検査しなければならない。

3 第1項の開票管理者は、電磁記録投票法第10条第2項の規定により投票を複写した電磁的記録媒体を使用して開票を行うときは、別記第7号様式による投票を複写した電磁的記録媒体を使用して開票を行う決定書を作成するとともに、前項の規定に準じて投票を複写した電磁的記録媒体の封印を検査しなければならない。

(投票の点検の特例)

第18条 電磁記録投票法第3条第2項及び第7条の規定による投票については、事務規程第61条の規定は、適用しない。

2 電磁記録投票法第9条第4項の規定による投票の効力の決定は、別記第8号様式を用いてしなければならない。

(開票結果の速報等の特例)

第19条 電磁記録投票法第3条第2項の規定による投票を行う投票区の属する開票区の開票管理者の開票結果の速報等について、事務規程第62条、別記第63号様式及び第64号様式の規定を適用する場合には、同条第4項中「法第66条第3項」とあるのは「地方公共団体の議会の議員及び長の選挙に係る電磁的記録式投票機を用いて行う投票方法等の特例に関する法律第9条第5項」と、事務規程別記第63号様式その1中「

届出番号	党派	候補者氏名	得票数
~~~~~			
(A) 得 票 総 数			
(B) あん分の際切り捨てた票数			
(C) 有効投票数 ((A) + (B))			
(D) 無効投票数			
(E) 投票総数 ((C) + (D))			
(F) 不 突 合	不 受 理		
	そ の 他		
(G) 投票者総数 ((E) + (F))			

」とあるのは「

届出番号	党派	候補者氏名	得票数	得票数の内訳	
				電磁的記録式投票機を用いた投票による得票数	電磁的記録式投票機を用いた投票によらない得票数

(A) 得票総数				
(B) あん分の際切り捨てた票数				
(C) 有効投票数((A) + (B))				
(D) 無効投票数				
(E) 投票総数((C) + (D))				
(F) 電磁的記録式投票機の操作を途中で終了した者の数				
(G) 不突合	不 受 理			
	そ の 他			
(H) 投票者総数((E) + (F) + (G))				

」と、事務規程別記第 64 号様式その 1 中「

有効投票数	無効投票数	投票総数	備考
/	/	/	

」とあるのは「

区分	投票数	投票数の内訳		電磁的記録式投票機の操作を途中で終了した者の数	備考
		電磁的記録式投票機を用いた投票	不在者投票、点字投票及び仮投票		
有効投票数					
無効投票数					
投票総数					

」と、同様式その 1 備考 2 中「投票者数と投票総数」とあるのは「投票総数と電磁的記録式投票機の操作を途中で終了した者の数の合計と、投票者数」と、同様式その 2 中「

届出番号	候補者氏名	党派	得票数	届出番号	候補者氏名	党派	得票数

」とあるのは「

届出番号	候補者氏名	党派	得票数	得票数の内訳	
				電磁的記録式投票機を用いた投票による得票数	電磁的記録式投票機を用いた投票によらない得票数

」とする。

(開票に関する書類等の引継ぎの特例)

第 20 条 電磁記録投票法第 3 条第 2 項の規定による投票を行う投票区の属する開票区の開票管理者の開票に関する書類等の引継ぎについて、事務規程第 63 条の規定を適用する場合においては、同条中「第 42 条第 1 項」とあるのは、「広島市長選挙における電磁的記録式投票機を用いて行う投票に関する規程第 12 条の規定により読み替えて適用される第 42 条第 1 項」とする。

(投票の保存及び処分の特例)

第 21 条 電磁記録投票法第 3 条第 2 項の規定による投票を行う投票区の属する区域の区の委員会の投票の保存及び処分について、事務規程第 64 条の規定を適用する場合においては、同条第 1 項中「法第 71 条」とあるのは、「地方公共団体の議会の議員及び長の選挙に係る電磁的記録式投票機を用いて行う投票方法等の特例に関する法律第 9 条第 1 項の規定により読み替えて適用される法第 71 条」とする。

(選挙立会人となるべき者のくじを行う場所及び日時の告示の特例)

第 22 条 電磁記録投票法第 3 条第 2 項の規定による投票を行う選挙の選挙立会人となるべき者のくじを行う場所及び日時の告示について、事務規程第 68 条の規定を適用する場合においては、同条第 2 項中「令第 70 条第 2 項」とあるのは、「地方公共団体の議会の議員及び長の選挙に係る電磁的記録式投票機を用いて行う投票方法等の特例に関する法律施行令第 4 条第 3 項の規定により読み替えて適用される令第 70 条第 2 項」とする。

(選挙会の場所及び日時の告示の様式の特例)

第 23 条 電磁記録投票法第 3 条第 2 項の規定による投票を行う選挙の選挙会の場所及び日時の告示について、事務規程別記第 69 号様式の規定を適用する場合においては、同様式中「第 80 条第 1 項」とあるのは、「地方公共団体の議会の議員及び長の選挙に係る電磁的記録式投票機を用いて行う投票方法等の特例に関する法律(平成 13 年法律第 147 号)第 11 条の規定により読み替えて適用される公職選挙法第 80 条第 1 項」とする。

(当選人決定等の報告の様式の特例)

第 24 条 電磁記録投票法第 3 条第 2 項の規定による投票を行う選挙の当選人決定等の報告について、事務規程別記第 78 号様式の規定を適用する場合においては、同様式中「

新、現、  
元の別


」とあるのは「

得票数の内訳		新、現、 元の別
電磁的記録式投票機を用いた投票による得票数	電磁的記録式投票機を用いた投票によらない得票数	


」と、「

候補者氏名	党派	得票数	備考

有効投票			票
無効投票			票
投票総数			票

」とあるのは「

候補者氏名	党派	得票数	得票数の内訳		備考
			電磁的記録式投票機を用いた投票による得票数	電磁的記録式投票機を用いた投票によらない得票数	

投票の区分	投票数	投票数の内訳		備考
		電磁的記録式投票機を用いた投票	不在者投票、点字投票及び仮投票	
有効投票	票	票	票	
無効投票	票	票	票	
投票総数	票	票	票	
電磁的記録式投票機を途中で終了した者の数				人

」とする。

(選挙の結果報告の様式の特例)

第 25 条 電磁記録投票法第 3 条第 2 項の規定による投票を行う投票区の属する区域の区の委員会の選挙の結果報告について、事務規程別記第 79 号様式の規定を適用する場合においては、同様式第 3 表中「

投票総数 (A)	有効投票数 (B)	無効投票数 (C)	無効投票率 (%) ((C) / (A)) × 100
備考			

」とあるのは「

区分	投票数	投票数の内訳		無効投票率 (%) ((C) / (A)) × 100	電磁的記録式投票機を途中で終了した者の数
		電磁的記録式投票機を用いた投票	不在者投票、点字投票及び仮投票		
投票総数	(A)				
有効投票数	(B)				
無効投票数	(C)				
備考					

」と、同表備考中「投票総数と」とあるのは「投票総数と電磁的記録式投票機の操作を途中で終了した者の数の合計と、」と、同様式第 4 表中「

(その2)

区																			
所の紙用なもの	定用をいいの	所の号記方にらいの	定○記の載法よなもの	候い補こなし号た	補者又とが者○記の	ではなでにの載	な候るき対記し	2人	以の補にし○記を載たの	被挙のい補にし○記を載たの	選権な候者対ての号記しも	○記以の項記しも	の号外事を載たの	○記をら載なもの	の号自記しいの	候者いれ対ての号記しか確しいの	補のずにし○記を載たを認難も	白紙投票	合計

」とあるのは「  
(その2)

区																				
所の紙用なもの	定用をいいの	所の号記方にらいの	定○記の載法よなもの	候い補こなし号た	補者又とが者○記の	ではなでにの載	な候るき対記し	2人	以の補にし○記を載たの	被挙のい補にし○記を載たの	選権な候者対ての号記しも	○記以の項記しも	の号外事を載たの	○記をら載なもの	の号自記しいの	候者いれ対ての号記しか確しいの	補のずにし○記を載たを認難も	白紙投票	合計	

(その2の2)

区																																																		
候補者でない者又は候補者となることができない者に対して投票したものの																	被選挙権のない候補者に対して投票したものの																	合計																

」と、同表備考1中「その1及びその2により」とあるのは「その1及びその2により、電磁的記録式投票機を用いる投票による場合は、その1、その2及びその2の2により」と、同様式第5表中「

点字投票		
有効	無効	計

」とあるのは「

点字投票			
投票者数		開票結果	
不在者投票所		有効	
投票所		無効	
計		計	

」と、同様式第6表中「

第6表 代理投票に関する調

区

総数	内訳					
	投票当日投票所における代理投票			選挙人の属する区の選挙管理委員会委員長に対してなした不在者投票の代理投票		
	身体の不 障害	その他	計	身体の不 障害	その他	計

」とあるのは「

第6表 代理投票等に関する調

区

代理投票の総数	代理投票の内訳						電磁的記録式投票機の操作について補助を行わせた者
	電磁的記録式投票機を用いた代理投票			選挙人の属する区の選挙管理委員会委員長に対してなした不在者投票の代理投票			
	身体の不 障害	その他	計	身体の不 障害	その他	計	

」と、同様式第8表中「

得票数

」とあるのは「

得票数	得票数の内訳	
	電磁的記録式投票機を用いた投票による得票数	電磁的記録式投票機を用いた投票によらない得票数

」とする。

附 則

- 1 この規程は、平成 15 年 1 月 1 日から施行する。
- 2 この規程の規定は、この規程の施行の日以後その期日を告示される選挙から適用する。

別記様式 略

## 資料5

「新見市議会の議員及び新見市長の選挙において使用する電  
磁的記録式投票機の指定に関する告示」（新見市）

地方公共団体の議会の議員及び長の選挙に係る電磁的記録式投票機を用いて行う投票方法等の特例に関する法律（平成13年法律第147号。）第6条第1項の規定により、新見市議会の議員及び新見市長の選挙において使用する電磁的記録式投票機を次のとおり指定する。

平成14年6月15日

新見市選挙管理委員会

委員長 山川 治 郎

- 第1 型式 スタンドアロン型電子投票機 VT-25  
スタンドアロン型電子投票機 VT-25B（音声による候補者の氏名等の表示機能を備えたもの）

第2 構造

- (1) 電磁的記録式投票機（以下「投票機」という。）の主要部分を収納する本体は、電磁的記録媒体収納部を含め、密封された金属製とする。
- (2) (1)の本体に用いるネジ等は、容易な取り外しを防止するため非露出とする。
- (3) 電磁的記録媒体収納部は、不正着脱を防止するため、前面の開閉式ドア内部に配置し、施錠管理を行うものとする。
- (4) 電磁的記録媒体は、メモリーカードとする。投票機には投票の電磁的記録媒体及び投票を複写する電磁的記録媒体（次項において「副本」という。）の書き込み装置を内蔵する。
- (5) 投票用プログラム及び候補者情報は、あらかじめ副本に記録する。
- (6) (1)の本体にタッチパネル式の液晶式表示画面を備えるものとする。
- (7) 投票機内部には、ICカードの読み取り装置を内蔵する。
- (8) 投票機管理に用いるICカード（以下「運用カード」という。）及び投票に用いるICカード（以下「投票カード」という。）を発行するため、パーソナルコンピュータとICカード読み書き装置で構成される投票カード発券機を別に備える。
- (9) (1)の本体に、挿入された運用カード及び投票カードの情報を読み取るためのカードリーダーを有する。
- (10) 音声による候補者の氏名等の表示による投票を行うための投票機にあっては、専

用のヘッドフォン及び専用端末機を別に備える。

(11) 投票機の動作状態を表示するための投票機動作状態表示灯を備える。

### 第3 機能

#### 1 投票資格の確認

(1) 選挙人は投票日当日、当該投票所で交付された投票カードによってのみ、投票機での投票操作を行う。

(2) 投票カードの二重使用に対処するため、投票カードを投票機に挿入後、投票資格を確認した時点で投票カードの情報を初期化し、再使用を防止する。

(3) 選挙人が投票カードを投票機に挿入した後は、当該選挙人は投票を中断することはできない。

#### 2 候補者の選択

(1) 投票機には、公職の候補者1名のみを選択することができる候補者の氏名及び党派別（以下「候補者の氏名等」という。）選択画面を有する。

(2) 候補者の氏名等選択後、投票が記録される前に、選挙人が選択した候補者の氏名等を拡大表示し、選択内容を確認できる画面（以下「確認画面」という。）を有する。

(3) (2)の確認画面に、選択内容の変更機能を有する。

(4) 候補者の氏名等選択画面に、候補者の氏名等を選択せず投票を途中で終了するための選択機能を有するとともに、当該選択内容が記録される前に拡大表示し、選挙人が確認又は変更できる機能を有する。

(5) 候補者が多数の場合の候補者氏名等を表示するため、氏名の五十音によって、全ての候補者の氏名等を確認できる機能、画面の切替操作によって、全ての候補者の氏名等を確認できる機能を有する。

#### 3 投票内容の記録

(1) 個々の選挙人の投票は、固定長形式のデータとして、電磁的記録媒体の不規則な位置に記録され、投票データの特定を防ぐ。

(2) 個々の選挙人の投票に関する記録は、電磁的記録媒体にのみ記録され、投票機本体には、投票に関する一切の記録を保存しない。

(3) 投票データの特定を防ぐため、電磁的記録媒体には選挙人に関連づけられた固有情報を記録しない。

(4) 選挙人が投票を記録する操作を行うと同時に、投票の電磁的記録媒体に投票データが記録される。

(5) 選挙人の投票が投票の電磁的記録媒体に記録された後、記録された投票データを読み出し、正しく記録されたかの照合を行う。

(6) 原本である投票の電磁的記録媒体への記録確認後、投票を複写する他の一の電磁的記録媒体に記録する。

#### 4 音声による表示による投票

視覚障害者等の投票に対応するため、操作方法、候補者の氏名等を確実な方法によ

り専用のヘッドフォンを通じて音声表示し、専用端末機を操作することにより投票を行わせる機能を有する（VT-25B）。

#### 5 投票機動作状態の表示

投票機動作状態表示灯は、投票管理者及び投票立会人が容易に確認できる位置に設置し、投票が正常に行われている間は緑色に点灯、異常発生時は緑色に点滅、停電等電源異常発生時には赤色に点灯、その他の場合は点灯しないことにより動作状態を表示する。

#### 6 運用記録の保存

投票機の起動から終了に至るまでの作動状況を、時刻、操作内容等の別に投票を複写する電磁的記録媒体に記録する。なお、当該記録については、選挙人と投票結果が結びつかない形式とする。

#### 7 停電対策

停電等により供給電源が切断された場合、投票の記録操作に影響を与えないよう内蔵電池を有する。

#### 8 投票機の管理

- (1) 電磁的記録媒体収納部は投票機前面の施錠可能な開閉式ドア内部に配置し、解錠することにより電磁的記録媒体を取り出すことができる。
- (2) 投票機の電源スイッチは、投票機前面の施錠可能な開閉式ドア内部に配置する。
- (3) 投票機による投票開始の操作は、投票管理者が管理する運用カードによる認証手続を必要とする。
- (4) 投票所閉鎖後の投票機の投票終了の操作には、運用カードによる認証手続を必要とする。

### 第4 操作の方法

#### (1) 基本的操作方法

ア 選挙人は投票日当日、投票所において交付された投票カードを投票機本体前面の挿入口に挿入することにより、当該選挙の投票を開始する。

イ 候補者の氏名等選択画面に表示された全ての候補者の氏名等の中から、選挙人が投票しようとする候補者を、当該選択画面に表示された候補者の氏名等に触れることにより選択する。選択した候補者の氏名等は、確認画面に拡大表示される。

ウ イにより選択した候補者の氏名等が確認画面に拡大表示された際、選挙人が当該候補者に投票しようとするときは、当該確認画面の「○投票する」に触れ、投票を電磁的記録媒体に記録する。

エ イにより確認画面に拡大表示された候補者の氏名等が、選挙人が投票しようとする候補者の氏名等でなかった場合は、当該確認画面の「×変更する」に触れることにより、全ての候補者の氏名等が表示された選択画面を再度表示させることができる。

この操作は繰り返し行うことができる。

オ 候補者の氏名等を選択せず投票を途中で終了する場合は、候補者の氏名等選択画

面の「投票しないで終了する」に触れ、候補者の氏名等を選択せず投票を途中で終了することを選択する。選択した内容は、確認画面に拡大表示される。

カ オにより確認画面に拡大表示された内容を確認し、投票を途中で終了する場合には、画面の「○はい」に触れ、当該内容を電磁的記録媒体に記録する。

キ オにより確認画面に拡大表示された内容を変更する場合は、当該確認画面の「×変更する」に触れることにより、全ての候補者の氏名等が表示された選択画面を再度表示させることができる。

この操作は繰り返し行うことができる。

ク ウ又はカの操作を行った場合、当該選挙の投票は終了する。

ケ 投票日当日、2以上の選挙が執行される場合は、引き続いて投票を行っていない選挙の投票を開始する。イからキまでの操作を行うことにより当該選挙の投票は終了する。

## (2) 音声による候補者の氏名等の表示による投票の場合

ア 選挙人は投票日当日、投票所において、音声による候補者の氏名等の表示による投票を行う旨を投票管理者に申し出る。

イ 選挙人は、交付された投票カードを専用のヘッドフォン着用後に投票機本体前面の挿入口に挿入することにより、当該選挙の投票を開始する。

ウ 最初に専用のヘッドフォンから専用端末機の操作方法についての説明が流れる。

エ ウにおいて専用端末機の「○」ボタンを押すと、専用のヘッドフォンからの音声による投票方法の表示後、候補者の氏名等（表示の順序を表す整理番号を含む。以下同じ。）が候補者の氏名等の掲示の順序に従って音声により表示される。

音声による表示は、同一候補者の氏名等を繰り返し読み上げる方法で行われ、専用端末機の「→」ボタンを押すことにより、当該順序に従って、また「←」ボタンを押すことにより、当該順序の逆に従って、それぞれ全ての候補者について音声による候補者の氏名等の表示を聞くことができる。

また「<」ボタンを押すことにより、音声による操作方法の表示及び候補者の氏名等の表示を最初から聞くことができる。

オ 選挙人が投票しようとする候補者の氏名等が音声により表示された時点で、専用端末機の「○」ボタンを押すことにより、候補者の選択を行う。

カ オにより選択した候補者の氏名等が確認のため再度音声により表示された際、選挙人が当該候補者に投票しようとするときは、専用端末機の「○」ボタンを押し、投票を電磁的記録媒体に記録する。

キ オにより音声により表示された候補者の氏名等が、選挙人が投票しようとする候補者の氏名等でなかった場合は、専用端末機の「×」ボタンを押すことにより、全ての候補者の氏名等を再度音声により最初から表示させることができる。

この操作は繰り返し行うことができる。

ク エの候補者の氏名等の表示中に、専用端末機の「×」ボタンを押すことにより、候補者の氏名等を選択せずに投票を途中で終了することを選択することができる。

選択した内容は、確認のため再度音声により表示される。

ケ クにより確認のため再度音声により表示された内容を確認し、投票を途中で終了する場合は、専用端末機の「○」ボタンを押し、当該内容を電磁的記録媒体に記録する。

コ クにより確認のため再度音声により表示された内容を変更する場合は、専用端末機の「×」ボタンを押し、全ての候補者の氏名等を再度音声により最初から表示させることができる。

この操作は繰り返し行うことができる。

サ カ又はケの操作を行った場合、当該選挙の投票は終了する。

シ 投票日当日、2以上の選挙が執行される場合は、引き続いて投票を行っていない選挙の投票を開始する。ウからコまでの操作を行うことにより当該選挙の投票は終了する。

(3) 2以上の選挙が同時に執行され、いずれか一方の投票を行わない場合

ア 選挙人は投票日当日、投票所において、投票を行う選挙についてのみ投票できる投票カードの交付を受け、当該投票カードを投票機本体前面の挿入口に挿入することにより、投票を行う選挙の投票を開始する。

イ 投票は、(1)若しくは(2)のいずれかの方法により行う。

## 資料6

「投票事務取扱要領」（広島市）

平成15年2月2日執行

広島市長選挙

第1 選挙期日及び告示日等

1 告示日	1
2 選挙期日(投票日)	1
3 投票方法	1
4 投票の時間	1
5 開票の開始時刻	1
6 選挙人名簿登録資格	1
7 投票できる人	1

第2 事務従事者の注意事項

	2
--	---

投票事務取扱要領

【安芸区版】

第3 投票日前日の事務

1 会場設置(事務従事者全員)	4
2 事務打合せ会(事務従事者全員)	6
3 政治活動用ポスター	6
4 投票所設備例	7

第4 抄本等の引継ぎ・受領

	8
--	---

第5 投票所開所前の事務等

1 事務従事者の集合	9
2 投票立会人の参会(庶務係)	9
(投票立会人の交替)	10
3 投票準備の再点検・確認(事務従事者全員)	11
4 事務従事者への注意事項伝達	11
5 代理投票及び操作補助の補助者の選任	12
6 選挙事務所の閉鎖確認	12
7 ポスター掲示場の巡視	12
8 電子投票機の運用の主な流れ	13

第6 投票事務の主な流れ

1 開所宣言(投票管理者、庶務係)	14
2 名簿対照係の事務	14
3 電子投票機のゼロ票確認及び投票箱の空虛確認・かぎの施錠(庶務係)	16
4 投票カード交付係の事務	17
5 投票カード受領係の事務	19

第7 調査係の事務

1 ハガキを持参していない場合	20
2 選挙人の自称と抄本や投票区別索引簿の内容が異なる場合	20
3 赤色で表示又は赤線で抹消してある場合	20
4 「  登録証明書交付 平成 年 月 日」の表示がある場合	20

広島市・区選挙管理委員会

市 選 管 (082)504 - 2513  
安 芸 区 選 管 (082)822 - 3131

5	不在者投票の緑印のみが押している場合	21
6	選挙人を「本人と認めがたい」場合	21
第8	選挙人名簿抄本等の表示例	23
第9	投票中の庶務係の事務	24
1	選挙人の申し出への対応	24
2	例外的なケースへの対応	24
3	投票用紙(記号式・点字用)の保管・払出など	24
4	投票者数の報告	24
5	不在者投票の受領・保管	25
6	本人である旨の直言	25
7	参着証明書	25
8	日役後の対応	25
9	その他	25

第10	秩序保持	26
1	投票所全般の秩序保持(投票管理者、職務代理人、庶務係)	26
2	電子投票機の監視等(投票管理者、職務代理人、庶務係、投票力ード受領係)	27

第11	電子投票機の保守管理	28
1	投票日前日	28
2	投票日当日	28

第12	音声案内による投票、代理投票、操作補助、点字投票、投票の拒否と仮投票(庶務係)	29
1	音声案内による投票	29
2	代理投票	30
3	操作補助	31
4	点字投票	32
5	投票の拒否	32
6	仮投票	32

第13	例外的なケースへの対応(庶務係)	34
1	発券・交付後に棄権の申し出があった場合	34
2	発券の際に「発券されています」(発券済)と表示された場合	35
3	投票カードの再交付の請求があった場合	35
4	投票機が操作を終了しないうまま放置された場合	35

第14	不在者投票(庶務係)	36
1	不在者投票の受領、登録の確認	36
2	受理・不受理の決定(投票箱の施錠前)	36
3	投票箱への投函(受理・不受理決定後)	36

第15	投票所閉鎖前後の事務(電子投票機の終了・記録媒体の送致等)(投票管理者・庶務係)	38
1	閉鎖宣言	38
2	投票所閉鎖の際の注意事項	38
3	電子投票機の終了前の注意事項	38
4	電子投票機の終了等の方法	39
5	投票箱の施錠前の注意事項	39
6	投票箱の施錠等の方法	40
7	閉票所への送致	41
8	投票所の後片付け(送致者以外の従事者全員)	41

第16	投票録等の関係書類の作成(庶務係)	42
1	投票録(別紙3)	43
2	投票進度表(別紙4)	43
3	経理関係書類	43

第17	投票管理者・職務代理人	44
1	投票管理者	44
2	職務代理人	44
3	職務監督者の選任等	44
4	投票管理者の職務	45
5	投票管理者の注意事項	46
6	投票立会人の内申	46
7	その他	46

第18	投票立会人	47
1	投票立会人	47
2	投票立会人の職務	47
3	投票立会人の注意事項	47

【参考】

別紙1	投票所開所所要領	49
別紙2	投票箱のかぎのかけ方	50
別紙3	投票録	51
別紙4	投票進度表	52
別紙5	引継書	53
別紙6-1	送致書その1	54
別紙6-2	送致書その2	55
別紙7	電子投票機を用いた代理投票処理調書	57
別紙8	電子投票機の操作についての補助に関する調書	58
別紙9	仮投票及び不在者投票の不受理(拒否)に関する調書	59
別紙10	投票機器管理票	60
別紙11	投票所事務実施過程表	61

第1 選挙期日及び告示日等

- 1 告示日 平成15年1月19日(日)
- 2 選挙期日(投票日) 平成15年2月2日(日)
- 3 投票方法 電子投票

点字投票 …… 点字投票用紙  
 仮投票 …… 記号式投票用紙

- 4 投票の時間 午前7時から午後8時まで
- 5 開票の開始時刻 午後9時20分

6 選挙人名簿登録資格  
 今回、選挙人名簿に登録されている人は、登録基準日に下表の年齢要件と住所要件を満たす人です。

登録基準日及び登録日	年 齢 要 件	住 所 要 件
平成15年1月18日	昭和58年2月3日まで に生まれた者 〔選挙期日において 満20歳に達する者〕	平成15年1月18日現在、広島市内に住所があり、 引き続き3か月以上住んでいる人。 ※ 平成14年10月18日までに住民基本台帳に記 録された人

- 7 投票できる人  
 (1) 選挙人名簿に登録されている人で、かつ投票日当日に選挙権を有する人は、投票できます。(抄本に赤色で表示又は赤線で抹消されている人は、投票できません。)  
 (2) 市内で転居した選挙人の投票は、次のとおりです。  
 ① 平成14年12月23日以前に転居の届出をした選挙人は、現在の住所地の投票所で投票することになります。  
 ② 12月24日以降に転居の届出をした選挙人は、転居前の旧住所地の投票所で投票することになります。(転居後の住所地ではできません。)  
 (3) 市外に転出した選挙人は、投票できません。

【法令の略称】

- 公職選挙法 …… 公選法
- 公職選挙法施行令 …… 公選令
- 公職選挙法施行規則 …… 公選規
- 広島市公職選挙事務取扱規程 …… 市事
- 地方公共団体の議会の議員及び長の選挙に係る電磁的記録式投票機を用いて行う投票方法等の特例に関する法律 …… 電法
- 同法律施行令 …… 電令
- 同法律施行規則 …… 電規
- 広島市長選挙における電磁的記録式投票機を用いて行う投票に関する条例 …… 条例
- 広島市長選挙における電磁的記録式投票機を用いて行う投票に関する規程 …… 規程
- 法令の引用(例) = 公職選挙法第134条第2項  
 公選法134②

## 第2 事務従事者の注意事項

- 1 集合時間を厳守します。
  - (1) 投票日の前日（土曜日）には、投票所の会場設営及び事務打合せを行うので、投票管理者の指定する時間に投票所に集合します。
  - (2) 投票当日は、投票開始時刻の4.5分前（6時15分）までに（電子投票機の起動などの準備が十分できる時間）必ず投票所に集合します。（印鑑、昼食を持参する。）  
〔電子投票機の設置台数が多いなど、投票所によってはさらに早い時間に集合する場合があります。〕  
〔投票管理者から特に指示があった場合には、指示に従ってください。〕
  - (3) 投票管理者の指示により投票所設備・器材等を点検・確認し、投票開始時刻までに完全に担当事務の準備を終え持帰らせます。
  - (4) 病気その他やむを得ない事故のため事務に従事できないときは、早めに投票管理者又は区選挙管理委員会に連絡します。
  - (5) 服装は、選挙人に失礼とならないよう、従事者としてふさわしいものを着用します。
- 2 わずかな不注意から選挙争訟が起きた事例があるので、次の点に注意して、的確に事務を行い事故防止に努めます。
  - (1) 職務が厳正公平を要するものであることを自覚し、法令に従い職務を行うとともに、担当事務に専念し内容を熟知するよう努めます。
  - (2) 不明な点や問題が生じた場合は、自己の判断のみにより即決することなく、投票管理者・職務代理者に指示を求め適時適切な処理をします。
- 3 困っている選挙人には積極的に声をかけるなど選挙人には親切に、また、平等に対応し、不快感や威圧感を与えたり、疑惑や不信を招くことのないよう注意します。
- 4 陣書のある選挙人や高齢の選挙人などに対しては、本人の希望を聞いて介助するなど、スムーズに投票できるようにします。  
「私に何かできることはありませんか。」などの声をかけ、時間をかけて希望するところを知るところに努めます。（選挙人の気持ちを先取りしないようにします。）
- 5 選挙人に同伴する幼児や体の不自由な選挙人の介護者などは投票所に入内することができますので、注意してください。
- 6 事務従事中は、みだりに雑談したり席を離れたりしない。やむを得ず席を離れる場合は投票管理者・職務代理者の許可を得て、席を離れるようにします。

- 7 選挙人の前で茶菓子を食べたり、喫煙をすることのないよう、また、机上に茶菓子その他不用品を置かないよう注意します。（投票所内は禁煙とします。）
- 8 担当する事務が正しく行われているかを「投票所事務実施過程表」(例紙1)等により常に確認します。
- 9 電子機器を使用するので、電気容量の関係から投票所内では電気ストーブや電気ポットなどは絶対に使用しないでください。
- 10 電子投票では、投票カードを挿入して機器の操作を開始した選挙人は、候補者を選択して操作を終了する(投票する)、又は候補者を選択しないで操作を終了する(投票しない)ことになります。
- 11 電子投票では、代理投票のほか、投票機の操作に困難を感じる選挙人は誰でも状況に応じて操作補助を受けることができず。〔「第12 音声案内による投票、代理投票・操作補助、点字投票、投票の拒否と仮投票」参照〕

第3 投票日前日の事務

<金曜日>	※ 投票器材・事務用品の送致（区選管）
<土曜日>	※1 会場設営（投票管理者、事務従事者） ※2 事務打合せ会（ " " ） ※3 投票カード・抄本等の引継ぎ・受領（投票管理者）

1 会場設営（事務従事者）

(1) 事務従事者は、投票日の前日（土曜日）に区選管が別に配付する投票所配置図等により、投票所の会場設営を行います。投票管理者が集合時間を指定しますので遅れないようにします。  
なお、一般的な配置は投票所設備例(7頁)のとおりです。

(2) 施設により事情が異なるので工夫が必要ですが、次のことに注意し設営します。

- ① 投票の秘密の保持（電子投票機は、選挙人の操作が後から見えることのないよう、照明や外光が画面に映り込まないように配置します。）
  - ② 投票所の秩序の確保
  - ③ 事務の能率的な処理
  - ④ 選挙人が気圧に順序よく投票できること。
  - ⑤ なるべく土足のまま出入りできるような設置すること。
- ※ 駐車場に障害物がある等、前回の選挙と状況が異なる場合や必要と思われる場合は、区選管に状況を報告して指示を求めます。（障害物には目印を付ける等の措置を講じます。）

(3) 投票所の順路

一見して選挙人に分かるように、投票カード交付係、電子投票機、出入口等に所定の表示をします。

(4) 投票管理者や投票立会人員

会場全体が見通せる位置に配置しますが、電子投票機の後ろ付近には配置しないようにします。

(5) 投票カード交付場所の通路

選挙人1人が通れる程度の幅にします。

(6) 投票カード発券機、電子投票機

① 電子投票機がマニキュアルにより電子投票機の会社職員の見合いのもとに設置し、使用方法を確認します。異状があった場合は、直ちに区選挙管理委員会へ連絡します。（第11 電子投票機器の保守管理」参照）

② 投票機器管理票（別紙10）に必要事項を記入します。

(7) 電源等の確認

- ① プレーカーの場所を確認します。
- ② 非常用発電機も始動させて点検します。

(8) 投票記載台（点字投票・仮投票用）

電子投票機から少し離れた所に設置します（第12「4-1(1)-①」参照）が、各投票所での具体的な配置については、区選管の配付する投票所配置図によってください。

(9) 投票箱（点字投票・仮投票・不在者投票用）  
必ず投票日前日に投票箱を組み立て、かぎ「その二」の閉閉も行い配置します。異状があった場合は、直ちに区選挙管理委員会へ連絡します。（別紙2参照）

(10) 投票所の（特に夜間の）照明の操作方法等を確認します。照明不足の場合、臨時灯があれば臨時灯で対応します。学校ではグラント照明も確認します。（学校グラント照明点灯カードは、体育館には使用しない。）  
なお、投票所内で照明を追加する場合は、投票機画面への照明の映り込みに注意してください。

(11) 投票所内に不必要なポスターや候補者名類の類などがある場合は、取り外すか、覆いをします。また、街頭の政治活動用ポスター等が投票所内から見える場合は、投票所の窓に紙などを貼り見えないようにします。（後述「3 政治活動用ポスター」参照）

(12) 車椅子のある投票所では、投票所内の入口付近に配置します。

(13) 必要な投票所には、区選管からスロープが送致されていますので取り付けます。

前回スロープを取り付けたにもかかわらず、見当たらない場合は区選管に確認します。

(14) 喫煙場所を設ける場合は、投票所外の選挙人の迷惑とならないような場所に設けます。

(15) 投票所内の時計が正常か確認します。

(16) 次の表の種類等は正確に掲示又は備えます。

名称	掲示方法等
電子投票機の表示	支柱や壁を利用し高く掲げる。
名簿対照係の番号札	選挙人が並ぶ場所を理解できるよう、支柱や壁を利用し高く掲げる。困難な場合は机の前面に下げる。
調査係・名簿対照係・投票カード交付係・投票カード受領係の表示	なるべく高く掲げる。
投票所の入口・出口の表示	投票所（建物）のよく見える位置に掲示する。
本人確認の周知文	名簿対照係の机の前面に下げる。
筆談用メモ用紙（聴覚に障害のある選挙人との筆談用）	名簿対照係に準備する。
投票カード交付の口述文	投票カード交付係の机の上に貼る。
投票箱の表示（〇〇選挙投票箱）	<縦 365mm×横 125mm>の表示は、投票箱の前面にセロテープで貼り付ける。

※ A4版の「〇〇選挙投票箱〇〇投票区」の紙は、投票終了後に投票箱の上部にセロテープで貼り付けるためのものです。

(17) 次の掲示物は、投票日の朝、掲示します。盗難やいたずらを防ぐためです。

（投票所建物内に掲示するものについては、前日に掲示してもかまいません。）



第4 抄本等の引継ぎ・受領

- 1 投票管理者は、投票日の前日(夜)に区選挙管理委員会から、投票カード・運用カード・記録媒体(原本、複写)・投票用紙(点字用、仮投票用)・選挙人名簿抄本等の物品を引継ぎ、受領します(公選令28)。時間・場所は、区選挙管理委員会が別に指定します。
- 2 物品の引継ぎや保管は、投票管理者又は職務代理者が担当します。
- 3 投票カード・運用カード・記録媒体・投票用紙の保管については格別の注意を払い、紛失、盗難はもちろんのこと、保管者が投票当日の集合時間に遅れて到着することのないよう十分注意します。

第5 投票所開所前の事務等

◎ 事務の流れ

- ※1 事務従事者の集合
- ※2 投票立会人の参加  
(投票立会人の交替)
- ※3 投票準備の再点検・確認  
○ 門標等の掲示  
○ 電子投票機の起動など
- ※4 事務従事者への注意事項伝達
- ※5 代理投票等の補助者の選任
- ※6 選挙事務所の閉鎖確認

1 事務従事者の集合

投票管理者及び投票事務従事者は、投票開始45分前(6時15分)までに集合します。投票開始の準備をするため、遅れないようにします。

〔電子投票機の設置台数が多いなど、投票所によってはさらに早い時間に集合する場合があります。〕  
〔投票管理者から特に指示があった場合には、指示に従ってください。〕

2 投票立会人の参加(庶務係)

(1) 投票立会人(2名)は投票開始15分前までに参加します。参加しない立会人には電話等により連絡します。

(2) 午前7時になっても投票立会人が参加しないときは、区選挙管理委員会に連絡します。

投票立会人は最低2人必要ですので、1人しか参加しない場合は、その投票区の選挙人名簿に登録されている事務従事者を、一時的に投票立会人に選任します。

(3) その後、病気等により参加の困難な旨を確認した場合は、その投票区の選挙人名簿に登録されている有権者の中から、投票管理者が改めて選任(補充選任)します。選任基準は、「内申の注意事項(46頁)」と同様です。

(4) 選任の際は、所定の選任書を記入・押印し交付します。解任は解任書により処理します。(白紙の選任書・解任書を区選管から投票管理者に配付)

※ 投票立会人が2人に達しない状態で投票が行われた場合、選挙無効の原因となるので、最低限2人の立会人を確保します。

(選任書・解任書様式)

投票立会人選任(解任)書

広島市	区	町	様
平成15年2月2日	執行の	広島市長選挙	
広島市	区	投票区投票立会人	
に選任(を解任)いたします。			
平成15年2月2日			
広島市	区	投票区	
		投票管理者	氏名 名 印

【投票立会人の交替】

投票立会人が午前・午後で交替する投票所もあります。交替する場合は立会時間等については、次のとおりです。

- (1) 立会時間
  - 午後からの立会人も立会時間の15分前までに参会します。参会のない場合については、前述「2の(1)~(4)」と同様です。
  - ア 午前 7:00~13:30
  - イ 午後 13:30~20:00

(2) 引継書の作成

立会人交替の際には、引継書を作成します。引継書の様式は次のとおりです。

引 継 書	
区 分	氏 名
投票カード又は投票用紙を再交付した者	再交付の事由
1	_____
2	_____
3	_____
4	_____
5	選挙人、補助者氏名は別紙のとおり
6	選挙人、補助者氏名は別紙のとおり
7	_____
8	選挙人、補助者氏名は別紙のとおり

なお、上記時間内における投票の状況は、次のとおりです。

内 容	処 理 状 況

投票立会人 _____

投票立会人 _____

注意：1 午前の立会人が署名してください。  
2 2人の立会人が同時に交替する場合には、2人の立会人が署名してください。

- 3 投票準備の再点検・確認（事務従事者）
  - (1) 投票管理者は、集合時刻には事務従事者の点呼をとり、区選挙管理委員会からの指示事項など執務上の注意事項を伝えます。

- (2) 前日の土曜日の準備が万全であるか再点検します。（第3の「1」参照）
- (3) 土曜日に準備できなかったものを、投票開始前に準備します。

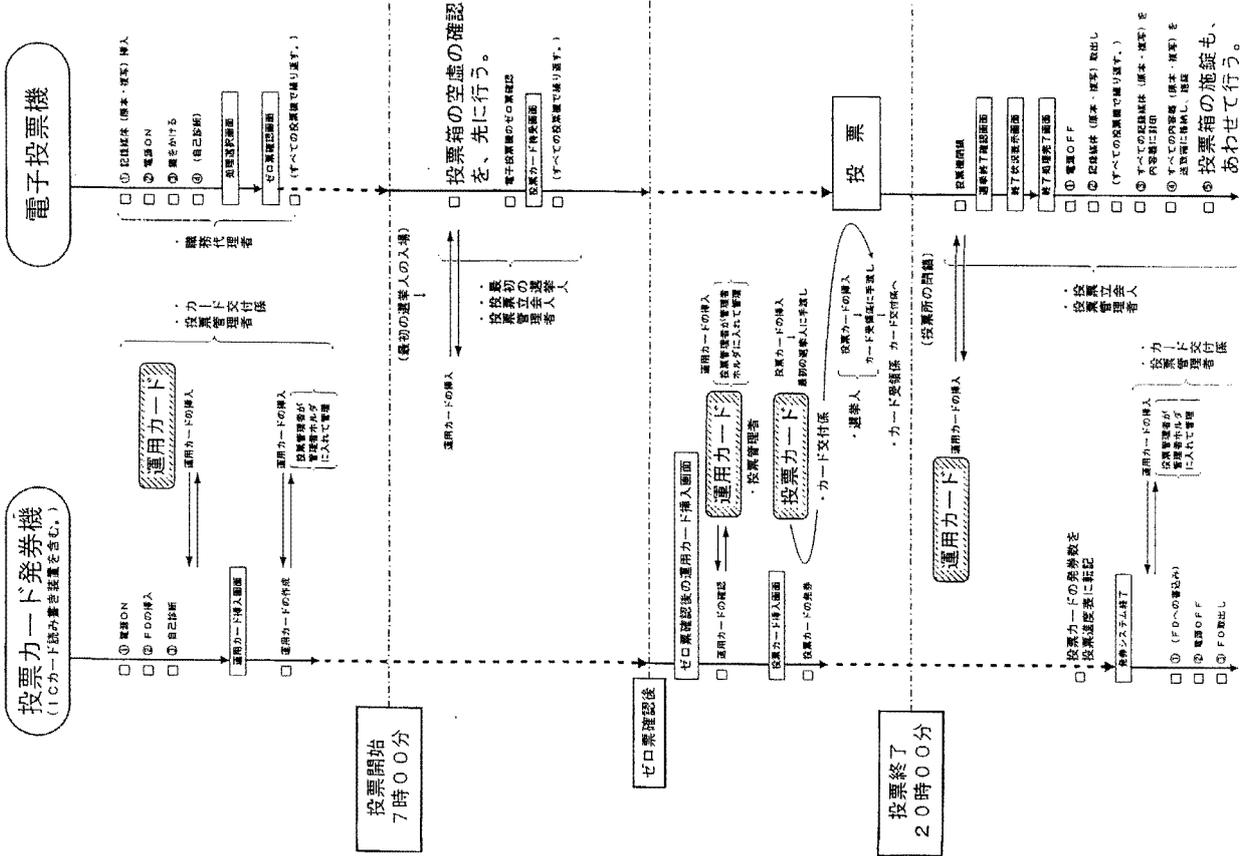
名 称	掲 示 方 法 等
門標（〇〇選挙区〇〇市〇〇区〇〇投票区投票所）	施設の門戸（学校では校門）に掲示する。
電子投票のしかた	投票所（建物）の入口に掲示する。
老眼鏡等の注意書	投票所（建物）の入口に掲示する。

- (4) 投票カード発券機の起動（詳細は「電子投票投票所マニュアル」参照）  
投票管理者は、電子投票機器の会社職員との立会いのもと、カード交付係とともに発券機を起動します。
- (5) 電子投票機の起動（詳細は「電子投票投票所マニュアル」参照）  
職務代理者は、電子投票機器の会社職員との立会いのもと、全ての電子投票機を起動し、施設します。  
※ 「ゼロ票確認画面」を表示させた状態で最初の選挙人待ちます。
- (6) 投票用紙の確認  
投票用紙（点字用、仮投票用）を確認し、選挙人の手の届かないところに厳重に保管します。
- (7) 時計の校正  
会場の時計や投票管理者等の時計が正確であることをラジオなどにより確認します。
- (8) 投票管理者は、自ら順路にそって投票所内を巡回します。  
電子投票機が「ゼロ票確認画面」を表示していることなど、諸準備の最終確認を行い「投票事務確認表」に確認した旨を記名します。  
※ 投票管理者は、最初の選挙人にゼロ票確認をしてもらうまでの間は、投票機に触れないでください。
- (9) 投票カード発券機・電子投票機の起動など諸準備の確認後、開所前に区選挙管理委員会にその旨を電話報告します。  
（報告方法の詳細は、区選管から別に指示があります。）

4 事務従事者への注意事項伝達

- (1) 投票管理者は、投票開始約10分前には事務従事者の点呼をとり、区選挙管理委員会からの指示事項など執務上の注意事項を伝えます。
- (2) 事務従事者は、持場につき、投票開始に備えます。

8 電子投票機器の運用の主な流れ



【第5 投票所開所前の事務等】

5 代理投票及び操作補助の補助者の選任

(1) 投票管理者は、投票立会人の意見を聴いて代理投票及び操作補助の補助者を2人以上投票開始前に選任しておきます。(第12の「2 代理投票」、「3 操作補助」参照)

(2) 選任に当たっては、あらかじめ補助者となる事務従事者の承諾を得ておき、選任後は「電子投票機を用いた代理投票及び操作補助の補助者承諾書」を作成します。(作成した承諾書は必ず投票録に添付して提出します。)

(3) 投票管理者と投票立会人は、補助者となることができません。

6 選挙事務所の閉鎖確認

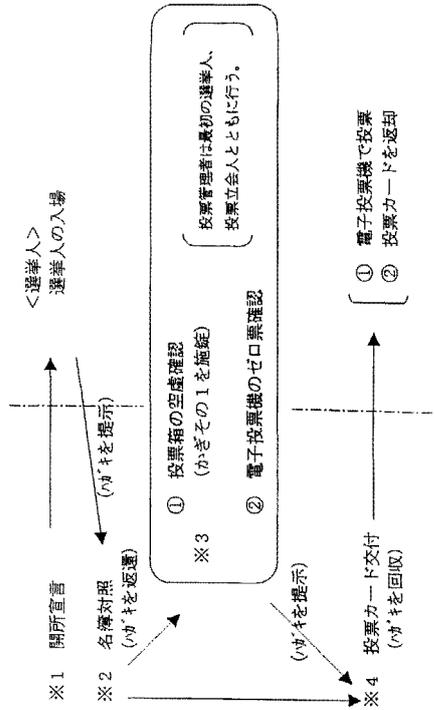
投票所(学校の場合は校門)から30m内に設置されている選挙事務所は、投票当日は閉鎖しなくてはなりません(公選法132)。

閉鎖されていない選挙事務所がある場合は、直ちに区選挙管理委員会に報告します。

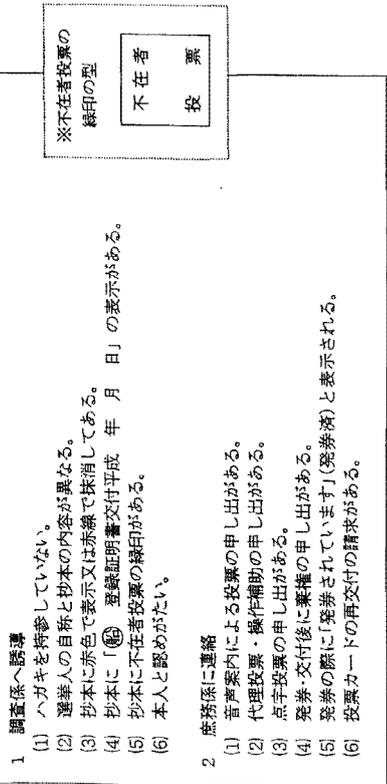
7 ポスター掲示場の巡視

別に配付する設置場所一覧表等により投票所付近の掲示場のポスターがはがれていないかなどを確認します。異常があれば、直ちに区選挙管理委員会に連絡します。

第6 投票事務の主な流れ



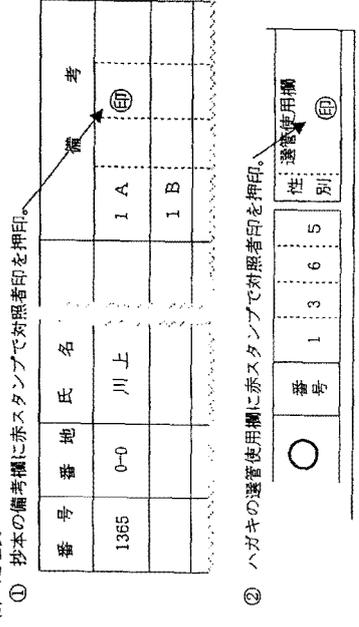
(例外的ケースの対応)



- 1 調査係へ誘導
  - (1) ハガキを待参していない。
  - (2) 選挙人の自稱と抄本の内容が異なる。
  - (3) 抄本に赤色で表示又は赤線が抹消してある。
  - (4) 抄本に「㊟」登録証明書交付平成 年 月 日」の表示がある。
  - (5) 抄本に不在者投票の捺印がある。
  - (6) 本人と認めがたい。
- 2 庶務係に連絡
  - (1) 声案内による投票の申し出がある。
  - (2) 代理投票・操作補助の申し出がある。
  - (3) 点字投票の申し出がある。
  - (4) 発券・交付後に棄権の申し出がある。
  - (5) 発券の際に「発券されています」(発券済)と表示される。
  - (6) 投票カードの再交付の請求がある。
- 1 開所宣言 (投票管理者、庶務係)
  - (1) 投票管理者は、午前7時に直ちに大きな声で開所を宣言 (別紙1の「開所宣言要領」参照) します。また、庶務係は、開所宣言と同時に、拍子木等により開所を選挙人に周知します。
  - (2) 投票所を開き、選挙人を入場させます。「投票所を開く」とは、投票所建物の入口 (学校体育館のドア等) を開くことをいいます。
- 2 名簿対照係の事務
  - (1) 選挙人から選挙のお知らせ (ハガキ) を受け取り、抄本と対照し本人であることを確認します。
  - (2) 個人情報保護のため、抄本の内容が選挙人に見えないよう抄本の開き方に注意します。

- (2) 選挙人も緊張した気持ちで投票所を訪れますので、あいさつに努め、投票所の雰囲気や和らげるようにはしてください。
- (3) 選挙人を早上げて対応し、筆談用メモ用紙を使用するなど、聴覚等に障害のある選挙人も意識疎通が十分図れるようにします。
- (2) 面識のない選挙人には、氏名・誕生日 (〇月〇日) を自稱してもらいます。「〇〇さんですね。誕生日の月日を教えてください。」と問いかけて確認します。(「年」は聞かない。生年月日を尋ねられたとの苦情が絶えないので、特に注意します。)
- (2) 本人確認をする理由を尋ねられた場合は、次により説明します。「公選法の規定 (公選法44、公選令35) により、ハガキを持って投票に来られた方が選挙人名簿に登録された本人であることを確認しなければなりません。間違えて家族のハガキを持参されるケースもありますので、誕生日の月日をお尋ねしています。」
- (3) 苦情を申し出る選挙人もありますが、本人確認を怠ると選挙無効の原因となる恐れもあり、また、ルールであるとの批判を招くことにもなりますので注意します。
- (4) 自稱しないなどやむを得ない場合は、例えば「〇〇さん、誕生日は〇月〇日ですね。」と確認します。
- (5) 選挙人が本人であることを証明する書類 (例えば、運転免許証など) や誕生日を書いたメモ用紙を提示した場合には、これにより本人確認します。
- (3) 聴覚に障害のある選挙人の場合には、別に配付する筆談用メモ用紙を用いて対応します。  
※ 従来の選挙の経験などから、事前に聴覚障害者であることがわかっている場合には、最初から筆談用メモ用紙を用いて対応します。
- (4) 本人確認後は、(6)により対照者印を押し、ハガキを返還して、投票カード交付係へ誘導します。
- (5) 声案内による投票、代理投票・操作補助、点字投票の申し出があった場合は、「庶務係を呼びますので、しばらくお待ちください。」と選挙人に伝えたりうえで庶務係へ連絡します。代理投票・操作補助については、選挙人の意思を確認します。

(6) 処理例



② ハガキの選管使用欄に赤スタンプで対照者印を押し、

4 投票カード交付関係の事務

- ① 最初の選挙人に投票カードを交付する前に、投票管理者が発券機が発票カードを発券できる状態になっているかを確認します。
- ② 投票カードは、常にカードケースに入れて管理します。(投票カード受領係から回付されたカードも直ちにカードケースに入れます。)
- ③ ハガキと引き換えに、発券・交付します。(事前発券や見込発券をしない。)
- ④ 次のような言動は絶対にしてはけません。
  - ア 投票カードを交付する際に「どうですか」など、棄権を誘導するような言動。
  - イ 棄権する選挙人に対して、「そのまま投票してください」と投票を強制するような言動。

〔投票カードの発券・交付〕

- (1) 選挙のお知らせ(ハガキ)を受け取り、選管使用欄の押印の有無を確認し、ハガキと引換えに発券・交付し、電子投票機へ誘導します。(対照者印のない場合は、名簿対照係へ誘導します。)
  - ① 選挙人の男女別を確認し、男女別にクリックする。
  - ② 投票カードは事務従事者が取って交付する。(選挙人に取らせません。)
- (2) 交付の際は、「投票機の前まで進んで、カードを矢印の向きに入れてください。投票終了後は、出口で係員にカードを返却してください。」と選挙人に伝えます。
- (3) 交付の際は、次のことを注意します。
  - ① 正しく発券したカードか。(ハガキと引き換えに発券すれば、誤ることはない。)
  - ② 破損などがないか。
  - ③ 電子投票機の付近は混雑していないか。(投票中の選挙人の後ろに、次の選挙人が並ぶことのないようタイミングを計りながら発券・交付する。)
- (4) 一定時間毎(1時間又は30分)に、投票カードの交付数を投票カード発券機により確認(男女別も含む。)して庶務係に報告します。このとき、ハガキも庶務係に回付します。

〔交付・発券数のチェック方法〕

「ハガキ枚数」＝「投票カードの発券・交付数(カウンターの数)」

※ 発券後に棄権を申し出るなど、例外的なケースが生じない限り一致します。例外的なケースについては、後述の「例外的なケースへの対応」を参照してください。

〔選挙人の申し出への対応〕

- (1) 老眼鏡を借りたい旨の申し出があった場合  
庶務係に連絡して貸し出します。
- (2) 音声案内による投票の申し出があった場合(「第12の1」参照)
  - ① 音声案内用の投票カードを発券し、選挙人に交付するとともに、「庶務係を呼びますので、しばらくお待ちください。」と選挙人に伝えたいうえで庶務係へ連絡します。
  - ② 音声案内用の投票カードを発券する又は投票カードの発券を訂正する方法が不明な場合は、電子投票機器の会社職員に助言を求めます。〔詳細は「電子投票発券所マニュアル」参照〕

(7) 次の場合は、調査係へ丁重に誘導します。(「第7 調査関係の事務」参照)

- ① ハガキを持参していない。
- ② 選挙人の自称と抄本の内容が異なる。
- ③ 抄本に赤色で表示又は赤線で採消してある。(投票できない。)
- ④ 抄本に「(6) 登録証明書交付平成 年 月 日」の表示がある。
- ⑤ 不在者投票の緑印が押してある。
- ⑥ 本人と認め難い。

(8) 受付が混雑している場合

選挙人が多いため名簿対照係の受付が混雑している場合は、庶務係などに応援を求めて場内整理を行い、選挙人を該当番号の名簿対照係へ誘導するなど、受付がスムーズに行えるようにします。

3 投票箱の空虚確認・施設、電子投票機のゼロ票確認(庶務係)

- (1) 投票箱の空虚確認・施設(公選令34)
  - ① 投票管理者は、投票箱を開いて、その中に何も入っていないことを確認します。
  - ② 庶務係は、投票箱の空虚の確認終了後、直ちにかぎ「その一」を施設します。
  - ③ 投票管理者は、かぎ「その一」を保管します。
- (2) 電子投票機のゼロ票確認(電令2④)
 

投票管理者は投票立会人とともに、最初の選挙人に、電子投票機がゼロ票確認画面であることを確認してもらったうえで、運用カードを挿入し、投票可能な状態にします。全ての投票機について行います。〔詳細は「電子投票発券所マニュアル」参照〕
- (3) 発券機への運用カードの挿入
  - ① 空虚確認・ゼロ票確認の後、投票管理者は、発券機に運用カードを挿入し、投票カード発券が可能になります。(電子投票機器の会社職員にも立ち会ってもらいます。)
  - ② 投票カード発券が可能になった旨を投票カード交付係に伝えます。
- (4) 投票録への記入
 

庶務係は、投票箱の空虚確認及び電子投票機のゼロ票確認をした選挙人の住所、氏名を投票録の「投票箱の空虚なること及び電子投票機がゼロ票であることを確認した者」欄に記載します。(別紙3参照)

※ 空虚の確認を行わなかったことが原因で選挙争訟となった実例があるので、必ず確認します。

※ ゼロ票確認を行わなかった電子投票機では、選挙人は投票できません。

※ かぎをかけた投票箱は、以後いかなる理由があろうとも絶対に開けることはできません。(事務の取扱いに違反又は錯誤があっても、開けることはできません。)

※ 異常事態が生じた場合は、直ちに区選挙管理委員会に連絡して指示を受けます。

- (3) 代理投票又は操作補助の申し出があった場合（「第12の2及び3」参照）
- ① 「庶務係を呼びますので、しばらくお待ちください。」と選挙人に伝えたいので、庶務係へ連絡します。
  - ② ハガキは交付係で保管します。
- (4) 点字投票の申し出があった場合（「第12の4」参照）
- ① 「庶務係を呼びますので、しばらくお待ちください。」と選挙人に伝えたいので庶務係へ連絡します。
  - ② 庶務係保管の「点字投票用紙」を交付するため、交付係では交付数に計上しません。
  - ③ ハガキとともに庶務係で交付数を別に管理して、投票終了時に庶務係で点字投票用紙交付数として計上してもらいます。

(5) 投票用紙により投票したい旨の申し出があった場合

- ① 「今回は電子投票機で投票をしていただくようになります。」と選挙人に伝えます。
- ② 納得が得られない場合は、「庶務係を呼びますので、しばらくお待ちください。」と伝えたいので庶務係へ連絡します。  
(今回は、投票用紙を用いるのは、点字投票又は仮投票に限られています。)

(6) 白紙投票を行いたい旨の申し出があった場合

- ① 電子投票機では「投票しないで終了する。」を選択できる旨を伝えます。
- ② 納得が得られない場合は、「庶務係を呼びますので、しばらくお待ちください。」と伝えたいので庶務係へ連絡します。

【例外的なケースへの対応】（「第13」参照）

- (1) 発券・交付後に棄権の申し出があった場合  
(今回は1つの選挙区であるため、事例としては稀であると考えられます。)
- ① 「庶務係を呼びますので、しばらくお待ちください。」と選挙人に伝えたいので庶務係を通じて投票管理者に連絡します。
- ② 投票管理者の判断により、最終的に棄権を認めることになったときは、返却された投票カードを庶務係に渡します。
- ③ ハガキの運営使用欄に、手書きで「キケン」と記入し、他のハガキと区別しておきます。（棄権した旨が判別できれば結構です。)
- ④ 発券機の発券・交付数(カウンターの数)と投票者数に誤差が生じていますので、その後の数の把握に注意します。

【交付・発券数のチェック方法】

投票者数 = 「ハガキ枚数」 - 棄権者数 = 「発券・交付数(カウンターの数)」 - 棄権者数

- (2) 発券の際に「発券されています」(発券済)と表示された場合  
庶務係を通じて投票管理者に連絡し、投票カードを庶務係に渡します。

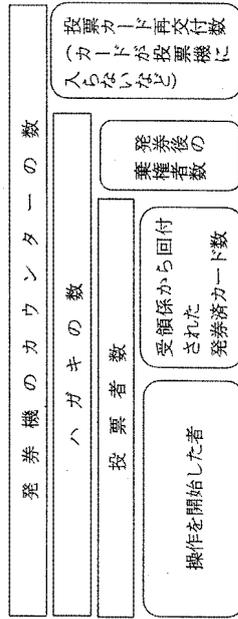
※ このカードは、投票所職員が気がつかないうちに、投票機を操作しないで返却されたカードです。この場合は投票者数に含まれるため、交付係でのその後の事務への影響はありません。

- (3) 投票カードの再交付の請求があった場合（投票カードが投票機に入らないなど）
- ① 「庶務係を呼びますので、しばらくお待ちください。」と選挙人に伝えたいので、庶務係を通じて投票管理者に連絡します。
  - ② 投票管理者の判断により、最終的に再交付を認めることになったときは、先に交付した投票カードと引き換えに、新たに投票カードを発券・交付(再交付)します。  
返却された投票カードは庶務係に渡します。

- ③ 発券機の発券・交付数(カウンターの数)と投票者数に誤差が生じていますので、その後の数の把握に注意します。

【交付・発券数のチェック方法】  
投票者数 = 「ハガキ枚数」 = 「発券・交付数(カウンターの数)」 - 再交付数

※ 参考



5 投票カード受領係の事務

- (1) 投票カードは出口で必ず受け取ります。(選挙人から、投票の記念に持ち帰りたいなどの申し出があっても拒否します。)
- (2) 受け取った投票カードは、カードケースに入れます。
- (3) 投票カードは発券・交付時に初期化して何度も使用するため、受け取った投票カードは定期的に投票カード交付係に回付します。
- (4) 適宜、ティッシュペーパーで投票カードを拭き、油汚れを取ります。

第7 調査係の事務

1 ハガキを持参していない場合

選挙のお知らせ（ハガキ）を持参している選挙人は名簿対照係で受付をしますが、ハガキを持参していない場合は、名簿対照係が調査係に行くよう誘導しますので、次により対応します。

(1) 住所、氏名、生年月日を確認する。  
(個人情報保護のため、他の選挙人に関えないようにします。)

(2) 投票区別索引簿等で、「投票できる者であるか」を確認する。  
(詳細は「第8 選挙人名簿抄本等の表示例」を参照してください。)

- ① 黒色表示 ..... 投票できる。
- ② 赤色表示・赤色抹消 ..... 投票できない。(後述「3」参照)
- ③ 抄本に緑印 ..... ケースにより異なる。(後述「5」参照)

※ 投票区別索引簿(50音順)で選挙人氏名を探せない場合は、抄本(住所順)で再度探します。見当たらない場合は念のため、区選管に確認します。

(3) 投票できる者であることを確認したうえで、

- ① 交付不能通知書「選挙のお知らせ(ハガキ)の返戻分」の中から当該選挙人のものを探し交付する。
- ② 交付不能通知書がないときは、「選挙のお知らせ(ハガキ)の白紙」に必要事項を記入し交付する。

2 選挙人の自称と抄本や投票区別索引簿の内容が異なる場合(住所・氏名・誕生日・性別など)

- (1) 選挙人の自称が正しい場合は、次により処理し名簿対照係へ誘導する。
  - ① ハガキの空欄に例えば「生年月日何々正当」と記入します。
  - ② ハガキに調査係担当者印を押印し、選挙人に交付する。
  - ③ 上記①と同じ内容を記入した「事故連絡票」を作成し、保管する。

(2) 選挙人の勘違いと思われるにもかかわらず、選挙人の納得が得られない場合は、投票管理者に報告し指示を受ける。(最終的には、投票管理者が区選挙管理委員会に協議する。)

3 赤色で表示又は赤線で抹消してある場合

市外転出等の理由により投票できない者であり、その旨を説明し理解を求めます。理解が得られない場合でも、その場で拒否することなく、庶務係(投票管理者)に連絡します。(第12の「5 投票の拒否」参照)

4 「㊦ 登録証明書交付 平成 年 月 日」の表示がある場合(船員の投票)

(公選法35㉔、公選法3)

(1) 抄本や投票区別索引簿に「㊦ 登録証明書交付 平成 年 月 日」の表示のある者(船員)が来たときは、「選挙人名簿登録証明書」の提示を求め、不在者投票用紙等の交付を受けていないかを確認します。

※ ここでいう「船員」とは、選挙人名簿登録証明書の交付を受けた船員をいい、証明書の交付を受けていない船員は一般の選挙人と同様投票できます。

(2) 不在者投票を請求し投票用紙等の交付を受けている場合には、証明書に「選挙名、選挙期日、交付」が記載されているので、これにより確認することができます。

(3) 投票用紙等の交付を受けていないことを確認したときは、次により投票させます。

- ① 提示された証明書の「選挙名」・「選挙期日」欄に記入し、「通常の投票」欄にも「交付」と記入したうえで、証明書を選挙人へ返還する。
- ② ハガキの空欄に「登録証明書確認済」と記入するとともに調査係担当者印を押し、名簿対照係に誘導する。(その後は一般の選挙人と同様)

(4) 紛失等を理由に選挙人名簿登録証明書を提示しないで、不在者投票もしていないと主張したときは、区選挙管理委員会に連絡して指示を受けます。(選挙人が抄本に記載された本人の場合、最終的に仮投票を行うこととなります。第12の「6 仮投票」参照。)

〔参考〕

**選挙人名簿登録証明書**

No. ....

選挙人名簿に記載されている住所 ..... 広島市 ..... 区

氏名 .....

平成 年 月 日交付

上記のものは、選挙人名簿に登録されていることを証明する。

広島市 ..... 区選挙管理委員長 ..... 印

選挙名	選挙期日	公選公選法第59条第5項第1号の規定による投票用紙の交付	不在者投票用紙の返還	投票用紙の返還	通常の投票
		不在者投票用紙の返還	不在者投票用紙の返還	不在者投票用紙の返還	不在者投票用紙の返還

備考 この証明書の有効期間は、交付の日から7年とする。(裏面に載く)

5 不在者投票の緑印が押してある場合

(1) 不在者投票を請求し投票用紙等を受領したが、実際には投票していないとき。

- ① 投票用紙・不在者投票用紙・不在者投票証明書の返還を求めます。
- ② 緑印の上に紙片を貼り付け緑印を消し、その上に調査係担当者印を押すとともに抄本の欄外に返還の旨を記入し、投票させます。
- ③ 投票票(別紙3)に氏名を記載する必要があるため、庶務係に連絡します。

※ 不在者投票の緑印の型

不在者  
投票

④ これに該当する可能性があるのは、「不在者投票に関する調査」(「第12 不在者投票」参照)の備考欄に「投票用紙等を返還していない者」として記載されている者だけです。調査が届く前の時間帯のときは、区選管へ電話により照会して確認します。

- (2) 「投票していない」又は「投票用紙等を受領していない」と主張したとき。  
 ① 誤って緑印を押したのではないかを区選挙管理委員会に確認します。  
 ② 誤りであれば、上から紙片を貼り付けて緑印を消し、その上に調査係担当者印を押すとともに抄本の欄外にその旨を記入し、投票させます。  
 ③ 押印眼りでないにもかかわらず、選挙人が投票していないと主張したときは、区選挙管理委員会に連絡して指示を受けます。(選挙人が抄本に記載された本人の場合、最終的には仮投票を行うこととなります。第12の「6 仮投票」参照)
- (3) ハガキを持参していない場合は、「選挙のお知らせ(ハガキ)の白紙」に必要事項を記入し交付します。
- 6 選挙人を「本人と認めがたい」場合(公選法50、公選令40)  
 (1) 名簿対照係から「本人と認めがたい」旨の連絡があった場合には、選挙人に事情等を聴取し、投票区別索引簿により再度確認します。

- (2) これによっても、本人と確認できない場合は、その旨を庶務係に連絡します。  
 (第9の「6 本人である旨の宣言」参照)

第8 選挙人名簿抄本等の表示例

区分	表示	表示理由	投票の可否
黒色で表示	何々により表示の消除 平成 年 月 日	表示を消除した者	投票できる
	何々により訂正 平成 年 月 日	氏名その他の訂正	
	補正登録 平成 年 月 日	補正登録をした者	
	抄本作成の際一行挿入	抄本記載漏れの者	
赤色で表示又は赤線で抹消	㊦ 平成 年 月 日	郵便投票証明書の交付を受けている者	投票できない
	㊧ 平成 年 月 日	給員の選挙人名簿登録証明書の交付を受けている者	
	何々へ転出により表示 平成 年 月 日	・市外転出者(転出後、4箇月未満の者) ・その他	
	表示者 平成 年 月 日	死亡など	
緑色で表示	何々により抹消 平成 年 月 日	市外へ転出した後、4箇月を経過した者	不在者投票済の者は投票できない
	市外転出4箇月経過により抹消 平成 年 月 日	市外へ転出した後、4箇月を経過した者	
	隠蔽により抹消 平成 年 月 日	隠って抄本に記載された者の抹消	
	抄本作成の際一行抹消		
不在者投票(緑印)		不在者投票済の者 又は 未だ投票していないが、不在者投票を請求し、投票用紙等の交付を受けた者	不在者投票済の者は投票できない 不在者投票用紙・封筒・証明書を返還すれば投票できる

※ 発券後に棄権を申し出るなど、例外的なケースが生じない限り一致します。例外的なケースについては、「第13 例外的なケースへの対応」を参照してください。

(3) 投票所閉鎖後の午後8時の報告は、投票所からの最終報告となるので、不在者投票を加えたすべての投票で報告します。

※ 報告の具体的方法については、区選挙管理委員会から指示があります。

(4) 投票所閉鎖前の1時間は、交付数の確認とハガキの引上げを度々行い、投票者数の最終報告が速やかに行えるよう努めます。

5 不在者投票の受領・保管

- ① 第14 不在者投票」により処理します。
- ② 不在者投票の受領、登録の確認
- ③ 受理・不受理の決定（投票箱の施錠前）
- ④ 投票箱への投函（受理・不受理決定後）

6 本人である旨の宣言（公選法50、公選令40）

調査係から「本人と認めたい」旨の連絡があった場合には、区選挙管理委員会に協議したうえで、次により対応します。

なお、この事務は例外的なことであり、実務上は「投票の拒否」を経て「仮投票」の手続きに至ると考えられますので注意します。

- (1) 投票立会人の面前で本人である旨の宣言をさせてから、庶務係が「宣言書」に住所・氏名等記入してさらに読み聞かせ、選挙人に「宣言書」の署名欄に署名を求める。
  - ① 障害等により選挙人が宣言できないときは、その旨を「宣言書」に記載する。
  - ② 文字が書けないなどにより署名することができないときは、庶務係が「宣言書」の署名欄も代筆し、その旨を「宣言書」に記載する。

(2) 「宣言書」を投票銀に添付（割印は不要）する。

7 参着証明書

選挙人が投票所に参着した旨を証明するものです。交付を求められた場合のみ、当該選挙人に交付します。

8 日没後の対応

日没後に予定外の屋外照明が必要となった場合には、区選挙管理委員会に対応を協議します。

9 その他

選挙人が多いため名簿対照関係の受付が混雑している場合は、場内整理を行い、選挙人を該当番号の名簿対照係へ誘導するなど、受付がスムーズに行えるようにします。

第9 投票中の庶務係の事務

1 選挙人の申し出への対応

- (1) 老眼鏡を貸し出したい旨の申し出があった場合  
老眼鏡を貸し出します。
- (2) 音声案内による投票の申し出があった場合  
「第12 音声案内による投票、代理投票・操作補助、点字投票、投票の拒否と仮投票」により対応します。
- (3) 代理投票又は操作補助の申し出があった場合  
「第12 音声案内による投票、代理投票・操作補助、点字投票、投票の拒否と仮投票」により対応します。
- (4) 点字投票の申し出があった場合  
「第12 音声案内による投票、代理投票・操作補助、点字投票、投票の拒否と仮投票」により対応します。
- (5) 投票用紙により投票したい旨の申し出があった場合  
① 今回は電子投票機で投票をしていただくようになり、投票用紙を用いるのは点字投票又は仮投票に限られる旨を説明します。  
② また、電子投票機の操作が難しいと感じる場合には、操作を補助することが可能である旨を伝えます。
- (6) 白紙投票を行いたい旨の申し出があった場合  
電子投票機では「投票しないで終了する。」を選択することにより、白紙投票と同様に候補者に投票しないことができる旨を説明します。

2 例外的なケースへの対応

- (1) 投票カード交付係から連絡があるので、「第13 例外的なケースへの対応」により対応します。
- (2) 投票カードが投票機に入らない。などにより、投票カードの再交付の請求があった場合
- (3) 「投票カードが投票機に入らない。」などにより、投票カードの再交付の請求があった場合

3 投票用紙(点字投票、仮投票用)の保管・払出など  
投票用紙は、選挙人の手の届かないところに厳重に保管し、払出した際など、常に残数を確認します。

4 投票者数の報告

- (1) 1時間ごとに男女別に投票者数を投票速度表（別紙4）に記入し、区選挙管理委員会に報告します。
- (2) このため、一定の時間毎（1時間又は30分）に、投票カード交付係から交付数の報告を受けるとともに、ハガキを引上げて交付数との一致を確認します。

【交付・発券数のチェック方法】  
「ハガキ枚数」＝ 投票者数 ＝ 「投票カードの発券・交付数(カウンターの数)」

第10 秩序保持

1 投票所全般の秩序保持（投票管理者、職務代理人、庶務係）

- (1) 投票の済んだ者が、理由もなく投票所内にとどまっているときは、退出するよう指導します。
- (2) 投票カードの交付を受けた者が、投票しないまま投票所内にとどまっているときは、投票を済ませるよう指導します。
- (3) 投票をしないまま退出しようとするときは、交付した投票カードを返還させようで退出させます。
- (4) 雨天時は、電子投票機等にカサ等を置き忘れた者が出口から引き返すなど、混乱が生じやすいので注意します。
- (5) 平成9年12月の公選法改正により、投票管理者が認めた「選挙人に同伴する幼児や体の不自由な選挙人の介護者、その他やむを得ない事情のある者」は、投票所に入ることができるようになりました。（公選法58）  
しかし、投票に干渉するなどの場合には、従前のとおり行為を制止し、従わないときは退出させる必要がありますので注意してください。（後述(6)参照）
- (6) 次のようなことがあるときは投票管理者に報告しその指示により、制止又は投票所外に退出させます。投票が終わっていない場合は、投票カードを返還させようで退出させます。（公選法60）
  - ① 投票の済んだ者が、理由もなく投票所内にとどまっているとき。
  - ② 演説や討論をするなど騒ぐ者がいるとき。
  - ③ 投票について他人と相談したり、または特定の候補者に投票するよう勧める者がいるとき。
  - ④ その他投票所の秩序をみだす者がいるとき。

※ 理由もなく投票所に滞留している者を見のがすことのないよう注意します。

- (7) 退出させた者へは、次により投票できる旨を説明します。
  - ① すべての選挙人の投票が済んでから（投票所閉鎖時刻前に投票所に入場させておく）、投票できる。
  - ② ただし、退出させられた者が、投票所の秩序をみだす恐れがなくなっときは、最後まで待たせることなく投票させる。（公選法51）
- (8) 制止・退出命令等の手段を講じてもお秩序が保持できない場合には、投票管理者の判断によって、警察官の出動要請をすることができりますが、他の選挙人への影響もありますので、区選挙管理委員会にも協議したうえで要請します。（公選法59）
  - ※1. 選挙事務関係者・投票立会人等に暴行・脅迫を加え、投票所等において騒擾し、投票箱その他の関係書類を抑留したり、壊したりした者は、4年以下の懲役又は禁錮に処せられます。（公選法229）
  - 2. 凶器を携帯して投票所に入った者は、3年以下の禁錮又は50万円以下の罰金に処せられます。（公選法232）

- (9) 一部の投票所では報道関係者の取材などが可能となるように措置します。その他の投票所での参観は、たとえ外からでも拒絶してください。（詳細は区選挙管理委員会から指示があります。）
- 2 電子投票機の監視等（投票管理者、職務代理人、庶務係、投票カード受領係）
  - (1) 電子投票機・投票記載台及びその周辺に注意を払います。
    - ① 電子投票機
      - ア 電子投票機を操作しないまま、投票カードを返却しないで持ち帰る選挙人はいいか。
      - イ 電子投票機に異常が発生していないか。（表示灯などから判断します。）
      - ウ 電子投票機の画面に指で押した跡がないか。（タッチシミュペーパーでふきとります。）
      - エ 投票機が操作を終了しないまま放置されていないか。（直ちに庶務係又は投票管理者に報告します。）
    - オ 投票カードを取り忘れる選挙人がいないか。
  - ② 投票記載台及びその周辺
    - ア 候補者氏名の落書き等はないか。
    - イ 候補者氏名を書いた紙片その他余計なものが置かれていないか。

※ ○印のゴム印は、仮投票の場合のみ使用するため、投票記載台には置きません。

- (2) 選挙人が多く混雑したときは、庶務係が中心となり整理します。
- (3) 点検等のために見回るときは、選挙人に威圧感や不信感を起こさせないよう注意します。

第11 電子投票機器の保守管理

各投票所には、契約に基づき、電子投票機器の取扱いについて投票所事務従事者に適宜適切な助言等を行うとともに、故障等不具合が生じたときに速やかに対応できるよう、電子投票機器の会社職員1名を配置しているので、機器の起動・終了の際や機器の異常などトラブルが生じた際には、必ず助言を求めて処理してください。

その他の保守管理要員の仕事は、次のとおりです。

- 1 投票日前日
  - (1) 投票所へ電子投票機器等を搬入する。
  - (2) 搬入後は投票所設置に立ち会い、投票管理者とともに投票機器の起動及び動作確認を行う。
- 2 投票日当日
  - (1) 投票管理者が行う投票機器の起動、運用及び終了操作に立ち会う。
  - (2) 表示灯の状況により電子投票機が正常に稼働しているかを監視する。
  - (3) 投票終了後は、投票機器等を区役所へ搬入する。

第12 音声案内による投票、代理投票・操作補助、点字投票、投票の拒否と仮投票（庶務係）

1 音声案内による投票

- (1) 視覚に障害のある選挙人から音声案内による投票の申し出があった場合には、次により対応します。
  - ① 投票カード交付係は、音声案内による投票専用の投票カードを発券し、選挙人に交付するとともに、「庶務係を呼びますので、しばらくお待ちください。」と選挙人に伝えたくて庶務係へ連絡します。
  - ② 庶務係は電子投票機が音声案内による投票が可能となるように、ヘッドホン・補助キーボードをセットします。  
操作方法が不明な場合は、電子投票機器の会社職員に助言を求めます。〔詳細は「電子投票投票所マニュアル」参照〕
  - ③ 庶務係は選挙人を音声案内による投票が可能となった電子投票機に案内し、操作の説明をします。(説明の要領は、下記を参照)
  - ④ 電子投票機の表示灯などにより投票が終了したことを確認し、選挙人を出口に案内するとともに、投票カード受領係は投票カードを受け取ります。
- (2) 投票機に音声案内による投票者数を記載する必要がありますので、適宜記録しておきます。(別紙3参照)
- (3) 視覚障害など目の不自由な選挙人以外から音声案内による投票の申し出があった場合には、通常の電子投票機により投票する旨を説明します(条例3⑥)。

※ 投票操作前の説明要領

- ① これから音声案内より投票を行っていただきます。
- ② 投票は、ヘッドホンから流れる音声情報をお聞きいただき、この専用のキーボードを操作し投票していただくこととなります。
- ③ 投票中は、画面には候補者の氏名等は表示されませんが、他の人には内音は一切分かりません。
- ④ まず操作方法が説明されます。説明をお聞きいただき投票を行ってください。
- ⑤ 操作が分かりにくいときは、手を挙げるなどしてお知らせください。  
<ヘッドホンを装着させた後>
- ⑥ それでは投票カードを挿入して投票を行ってください。(手を添えて挿入口を知らせる。)  
(選挙人が手を挙げて操作補助を求めた場合は、「3 操作補助」により対応する。)

2 代理投票

- (1) 代理投票を申し出ることのできるのは、身体障害などのために、自ら電子投票機による投票ができない選挙人です。(電法7①)
- (2) 申し出のあったときは、代理投票の意思を再度確認したうえで「電子投票機を用いた代理投票処理調書」(別紙7参照)に庶務係で必要事項を記入し、投票管理者に代理投票の理由があるかどうかの判断を求めます。  
<代理投票の理由がある場合>
- (3) 投票管理者が代理投票の理由があると認めるときは、あらかじめ投票管理者が選任した補助者2人のうち1人が、選択画面において選挙人の指示する候補者を選択し、確認画面で選挙人の指示する候補

補者であることを確認のうえ、「○投票する」を押します。他の11人は、これに立ち会って確認します。(電法7②。第5の「5 代理投票及び操作補助の補助者の選任」参照)

(4) 補助者が選挙人に候補者氏名を聞くときは、特に慎重な聞き方が求められます。

① 「どの候補者に投票するのですか。」と聞くようにします。

同一氏名の候補者があるときは、どの候補者であるかを明確に言ってもらいます。誘導尋問と疑われるような聞き方は、絶対にしてはいけません。

② 選挙人自身の声が大きい場合もあるので、投票の秘密が保持できるよう、他の選挙人が操作している電子投票機の隣の電子投票機は使用しないとともに、他の選挙人に聞こえないよう候補者氏名を耳元で聞きます。

(5) 選挙人が、候補者氏名を書いた紙片や名刺などを持って来た場合、補助者は紙片等にある氏名に対して黙って電子投票機により投票するようにはしないで、やはり選挙人に確かめてから電子投票機により投票します。

候補者の氏又は名のみ紙片等に書いてある場合など、どの候補者が確認できないときは選挙人に確認します。

(6) 補助者が選挙人の指示する候補者に投票しなかったときは、2年以下の禁錮又は30万円以下の罰金に処せられます。また、補助者が選挙人の投票した候補者氏名を漏らしたときも同様に罰せられます。

<代理投票の理由がない場合>

(7) 投票管理者が代理投票の理由がないと認めるときは、代理投票を拒否します。

※ 拒否する場合は、区選挙管理委員会に事前に協議します。

(8) この決定に対して選挙人に不服があっても「代理投票の仮投票」の制度はありませんので、操作補助の制度を活用するなどして投票していただくよう説明します。)

3 操作補助

(1) 操作補助を申し出ることのできるのは、自ら電子投票機を用いた投票を行うことが困難な選挙人です。(電法7③)

(2) 操作補助の制度は、電子投票機の操作が困難な選挙人は誰でも利用でき、選挙人の状況に応じて必要な補助を行うことができる柔軟な制度です。

① 操作補助の内容としては、口頭による助言から電子投票機の操作の介助・代行まで含みますが、補助者は選挙人に代わって電子投票機を用いた投票はできません。

② したがって、補助者は電子投票機を操作して、選択画面において選挙人が投票しようとする候補者の選択までが可能ですが、確認画面において最後の「○投票する」に触れることはできません。(電法7④)

(3) 選挙人が投票行為(電子投票機の操作)を開始する前に、電子投票機の操作の方法などに関して助言を求めた場合は、操作補助の制度を適用する必要はなく、一般の便宜供与として処理します。

(4) 申し出のあったときは、操作補助の意思を再度確認したうえで「電子投票機の操作についての補助に関する処理調書」(別紙8参照)に庶務係で必要事項を記入し、投票管理者に操作補助の理由があるかどうかの判断を求めます。

(5) 投票管理者は、あらかじめ投票管理者が選任した補助者2人のうち1人が、選挙人の電子投票機の操作に副言・介助などを行い、他の1人が立ち会ってそれを確認します。(公選法48②。第5の5 代理投票及び操作補助の補助者の選任)参照)

(6) 補助者が選挙人に候補者氏名を聞く場面が生じたときは、特に慎重な聞き方が求められます。(12 代理投票の(4))参照)

(7) 選挙人が、候補者氏名を書いた紙片や名刺などを持って来た場合、補助者は紙片等にある氏名に対して黙って電子投票機により当該候補者を選択するようにはしないで、やはり選挙人に確かめてから選択します。

候補者の氏又は名のみ紙片等に書いてある場合など、どの候補者が確認できないときは選挙人に確認します。

(8) 補助者が電子投票機の操作の補助に違反したときは20万円以下の罰金に処せられます。また、補助者が選挙人の投票した候補者氏名を漏らしたときも同様に罰せられます。

4 点字投票

電子投票機により「音声案内による投票」もできることも、確認のため説明します。

「音声ガイダンスにより電子投票機で投票する方法もありますが、点字投票でいいですか」など。

(1) 視覚に障害のある選挙人から点字投票の申し出があった場合には、次により対応します。

① 電子投票機から少し離して配置している投票記載台に案内する。

② 点字投票である旨の表示をした「点字投票用紙」を交付し、点字器と「点字候補者名簿」を手渡す。(点字器に点字投票用紙をセットして手渡す。)

(2) 投票用紙の裏面や候補者名簿の枠外に候補者名が点字されていて、開票所では有効投票として扱います。

※ 点字投票をする選挙人は、投票用紙の候補者名欄等を確認することができませんので、質問があった場合には、欄の位置を示すか上記の旨を説明します。

(3) 投票録に点字投票者数を記載する必要がありますので、点字投票者数を適宜記録しておきます。(別紙3参照)

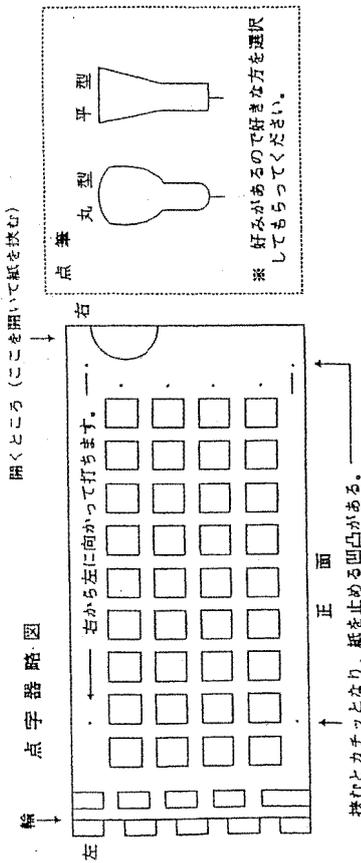
(4) 庶務係保管の「点字投票用紙」を交付するため、交付係と協議し、ハガキとともに交付数も庶務係で別に管理して、投票終了時に庶務係で点字投票用紙交付数として計上します。

(5) 点字誤り等により投票用紙の再交付の請求があった場合は、次により処理します。

① 点字誤り等により再交付するときには、点字誤り等の投票用紙と引換えに、保管している点字投票用紙の中から再交付します。

② 点字誤り等の投票用紙は、投票用紙書根(汚損、破損)用封筒に入れて保管します。

また、投票録に記載する必要がありますので、選挙人氏名・理由・枚数を封筒等にメモしておきます。③ 投票終了時に投票用紙を計算する際に、点字誤り等の投票用紙を残数に含めることを忘れないようにします。



5 投票の拒否  
投票の拒否の必要が生じた場合には、区選挙管理委員会に直ちに連絡します。

- (1) 次の場合には、投票を拒否しなければなりません。
  - ① 選挙人が本人であることの宣言をしないとき。(公選法50①、公選令40)  
(選挙人が本人であるかどうかの確認ができないときは、本人であることの宣言をさせなければなりません。〔第9の「6 本人である旨の宣言」参照〕)
  - ② 選挙人名簿の登録者が、選挙当日、失権によって選挙権を有しないと認められるとき。(公選法43)
  - ③ 選挙人名簿に登録されているが、誤載者であるとき。(公選法42②)
  - ④ 二重に投票しようとするとき(公選法36)
  - ⑤ 不在者投票用紙等の交付を受けた者が、これら投票用紙、投票用封筒、不在者投票証明書^{を返さないで投票しようとするとき(公選令64②)}
  - ⑥ 「[〔]登録証明書交付平成 年 月 日[〕]」の表示のある者が、選挙人名簿登録証明書^{を提示しないで投票しようとするとき。(公選令35②、電令2②)}

- (2) 投票を拒否するときは、次の点に注意します。
  - ① 拒否しようとするときは、必ず投票立会人の意見を聞いたうえで、投票管理者が決定する。(公選法50②)
  - ② 拒否の決定をしたときは、選挙人にその理由を説明して納得させる。
  - ③ この決定に対して不服があるときは「仮投票」ができることを説明する。
  - ④ 拒否の決定をしたときは、事情を「仮投票及び不在者投票の不受理(拒否)に関する調書」に記入する。(投票録に添付)

6 仮投票  
仮投票の必要が生じた場合には、区選挙管理委員会に直ちに連絡します。  
仮投票は記号式投票用紙により行います。(電子投票機による仮投票はできません。)

- (1) 次の場合に仮投票をさせます。
  - ① 投票の拒否の決定を受けた選挙人が、その決定に不服があるとき。(公選法50③)
  - ② 拒否の決定について本人に不服がない場合であっても、投票立会人に異議があるとき。(公選法50⑥)
  - ③ 投票を拒否しないことについて投票立会人に異議があるとき。(公選法50⑤)

(2) 仮投票を行うことができる者は、選挙権を有する者としての推定を受ける次の者のみです。(公選法42、50③)

- ① 選挙人名簿に登録されている者。
- ② 選挙人名簿に登録されるべき旨の選挙管理委員会の決定書を所持している者。
- ③ 選挙人名簿に登録されるべき旨の裁判所の確定判決書を所持している者。

(3) 仮投票の手続きは、次のとおりです。(公選法50④)

- ① 選挙人に投票用紙及び仮投票用封筒を交付する。
- ② 選挙人は、投票用紙に〇印を付けた後、投票用紙を仮投票用封筒に入れて封をする。
- ③ 選挙人は、封筒の表面に選挙人の氏名を自署する。
- ④ 選挙人は、投票用紙の入った封筒を投票箱に入れる。
- ⑤ 庶務係は、「仮投票及び不在者投票の不受理(拒否)に関する調書」に記入する。(投票録に添付。別紙9)

(4) 書損等により投票用紙の再交付の請求があった場合は、次により処理します。

- ① 書損等により再交付するときには、保管している投票用紙の中から再交付します。
- ② 書損等の投票用紙は、投票用紙書損(汚損、破損)用封筒に入れて保管します。  
また、投票録に記載する必要があるので、選挙人氏名・理由・枚数を封筒等にメモしておきます。
- ③ 投票終了時に投票用紙を計算する際に、書損等の投票用紙を残数に含めることを忘れないようにします。

<仮投票の代理投票>

- (5) 仮投票をする選挙人が身体の不都合や文字が書けないなどのために、自ら投票用紙の候補者氏名の上の欄に〇印を付けることができない場合は、仮投票の代理投票をすることとなります。(公選法48)
- (6) 仮投票の代理投票は、「第5の5 代理投票及び操作補助の補助者の選任」に準じて仮投票の代理投票に係る補助者を選任し「仮投票の代理投票の補助者承諾書」(投票録に添付)を作成するとともに、「第12の2 代理投票」に準じて「仮投票の代理投票の処理調書」(投票録に添付)の作成等の手続きをしたうえで、次のとおり行います。(投票所での仮投票の代理投票の事例はほとんどありませんので、これに必要な前述の書類は送致していません。必要が生じた場合には区選管がこの書類を持参します。)
- ① 補助者に代理投票をさせる。
- ② 投票用紙に〇印を付けた補助者が、選挙人及び投票立会人の面前で、投票用紙を仮投票用封筒に入れて封をする。
- ③ 補助者が、封筒の表面に選挙人氏名を記載する。
- ④ 封筒の表面に「公選法第48条該当」と記載する。
- ⑤ 選挙人又は補助者が、投票用紙の入った封筒を投票箱に入れる。
- ⑥ 「仮投票及び不在者投票の不受理(拒否)に関する調書」に記入する。(投票録に添付)

第13 例外的なケースへの対応 (庶務係)

例外的なケースが生じた場合は、直ちに区選管へ連絡してください。

1 発券・交付後に棄権の申し出があった場合

(今回は1つの選挙であるため、事例としては稀であると思われる。)

(1) 投票カード交付係から連絡があるので、投票管理者に連絡します。

(2) 当該投票カードの使用の有無(投票機操作に使用しているか否か)を、次の手順により確認します。  
 ※ 発券・交付の直後に棄権の申し出があったなど、投票機を操作していないことが明らかであれば、投票管理者の判断により、手順を踏むことなく棄権者として取り扱っても差し支えありません。

① 投票管理者は、電子投票機器の会社職員にも立会いを求めます。

② 投票管理者は、投票カード受領係や電子投票機器の会社職員から表示灯の状況を聴取します。

③ 投票管理者は、投票カード発券機により、投票カードの使用の有無を確認します。

操作方法が不明な場合は、電子投票機器の会社職員に助言を求めます。【詳細は「電子投票投票所マニュアル」参照】

【使用済みの場合】

投票機操作に使用したことが確認された場合には、すでに投票していることになるので、棄権者は認められません。

【使用していない場合】

(1) 投票機操作に使用していないことが確認できた場合には、棄権者として返却された投票カードを受領します。

(2) 投票カード交付係は、ハガキの選管使用欄に、手書きで「キケン」と記入し他のハガキと区別しているため、庶務係でもハガキを整理する際に、棄権者のハガキは他のハガキと区別して保管します。(実例は少ないと思われませんが、後で投票所を訪れたときは投票できます。)

(3) 庶務係は、返却された投票カードを「投票を行わないで返却された投票カード送致用封筒」に入れて、選挙人の氏名等を記入し保管します。(投票所閉鎖後に枚数を確認して封をします。)

※ 発券機の発券・交付数(カウンターの数)と投票者数に誤差が生じていますので、その後の数の把握に注意します。

【交付・発券数のチェック方法】

$$\text{投票者数} = \text{「ハガキ枚数」} - \text{棄権者数} = \text{「発券・交付数(カウンターの数)」} - \text{棄権者数}$$

2 発券の際に「発券されています」(発券済)と表示された場合

(1) 投票カード交付係から連絡があるので、投票管理者に連絡します。

※ このカードは、投票所職員が気付かずにうちに、投票機を操作しないで返却されたカードです。投票操作はしていませんが、この場合は投票者数に含まれます。

(2) 庶務係は、回収した投票カードを「投票をしていないことが発見された投票カード送致用封筒」に入れます。(投票所閉鎖後に枚数を確認して封をします。)

3 投票カードの再交付の請求があった場合 (投票カードが投票機に入らないなど)

(1) 投票カード交付係から連絡があるので、投票管理者に連絡します。

(2) 当該投票カードの使用の有無(投票機操作に使用しているか否か)を、次の手順により確認します。  
 ① 投票管理者は、電子投票機器の会社職員にも立会いを求めます。

② 投票管理者は、投票カード受領係や電子投票機器の会社職員から表示灯の状況を聴取します。

③ 投票管理者は、電子投票機器の会社職員とともに、投票機に異常がないかを確認します。

④ 投票管理者は、投票カード発券機により、投票カードの使用の有無を確認します。

操作方法が不明な場合は、電子投票機器の会社職員に助言を求めます。【詳細は「電子投票投票所マニュアル」参照】

【使用済みの場合】

投票機操作に使用したことが確認された場合には、すでに投票していることになるので、新たに投票カードを発券・交付(再交付)することはできません。

【使用していない場合】

(1) 投票機操作に使用していないことが確認できた場合には、先に交付した投票カードと引き換えに、新たに投票カードを選挙人に発券・交付(再交付)します。

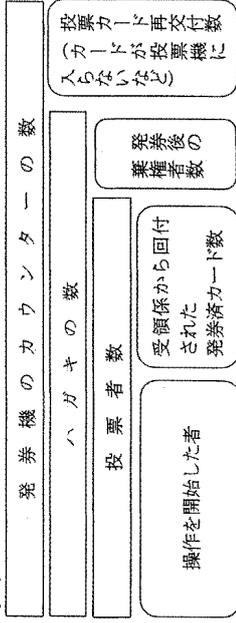
(2) 庶務係は、返却された投票カードを「再交付した投票カード用封筒」に入れて、選挙人の氏名等を記入し保管します。(投票所閉鎖後に枚数を確認して封をします。)

※ 発券機の発券・交付数(カウンターの数)と投票者数に誤差が生じていますので、その後の数の把握に注意します。

【交付・発券数のチェック方法】

$$\text{投票者数} = \text{「ハガキ枚数」} - \text{「発券・交付数(カウンターの数)」} - \text{再交付数}$$

※ 参考



4 投票機が操作を終了しなのまま放置された場合

(1) 直ちに投票管理者に連絡します。

(2) 最終的には、投票管理者は、投票立会人の立会いのもと、投票機の「投票しないで終了する」を選択し、操作を終了させます。

(3) 庶務係は、この旨を投票録の欄外に記入します。(このようなケースも、投票者数に含まれます。)

第14 不在者投票 (庶務係)

- 1 不在者投票の受領、登録の確認
  - (1) 投票当日、区選挙管理委員会職員が投票所に、「不在者投票」と「不在者投票に関する調書」を持参します。(公選令60)

(2) 投票所の閉鎖時刻までに受領したものは、次により取り扱います。

- ① 外封筒(開封しない)のまま抄本により登録の有無を確認し、男女別に数を確認する。
- ② 投票所の閉鎖後に受理・不受理を決定するので、それまでは保管する。(公選令62)

(3) 投票所閉鎖後に受領したものは、次により処理します。

- ① 外封筒の裏面に、受け取った年月日と時刻を記入する(開封しない)。
- ② 別の封筒に入れて(投票箱に入れなくて)、開票所へ送致する。(公選令65)

※ 受理・不受理の決定は行わない。

2 受理・不受理の決定 (投票箱の施錠前)

- (1) 投票所が閉鎖され、投票所における投票がすべて終了すると、閉鎖時刻までに受領した不在者投票の受理・不受理の決定を次に行います。(公選令63)
- ① 投票管理者が投票箱を閉じる前に、投票立会人の意見を聴いて決定する。
- ② 投票立会人の意見が聴くが拘束されることはなく、意見が異なった場合は、投票管理者の判断により決定する。

※ 不在者投票が多いなど、やむを得ない場合は、投票時間中に受理・不受理の決定をしておきます。

(2) 受理・不受理の決定の一般的な基準は、次のとおりです。

- ① 不在者投票を行った選挙人が、選挙の当日、選挙権を有する者であるか。  
(不在者投票を行った選挙人が、投票開始時刻後に死亡した場合は受理するが、開始時刻前であれば受理・不受理の決定をすべき正規の投票として取り扱う必要はない。)
- ② 不在者投票が正規の手続きによって行われているか。  
ア 審査は形式主義であり、形式上の不備があれば受理することができない。  
イ 不在者投票を行う理由があったか否かは、審査すべきものでない。  
ウ 「郵便による不在者投票」用封筒は、一般の不在者投票と様式が異なるので注意する。  
(郵便による不在者投票用封筒の様式は、37頁のとおり。)

<形式の不備による不受理の例>

- 1. 所定の不在者投票用封筒が用いられていない。
- 2. 不在者投票用外封筒に選挙人の署名がない。
- 3. " " 投票した年月のみを記載し、日の記載がない。
- 4. " " 投票場所の記載が不十分(単に「若松港」と記載)
- 5. " " 不在者投票管理者の職氏名の記載がない。
- 6. " " 立会人の署名がない。(選挙委員長が不在者投票管理者の場合、立会人欄は「氏名のゴム印(又は印刷)及び認印」でもよい。)
- 7. 不在者投票用外封筒の封が破られている。
- 8. 法定の投票記載場所以外の場所で記載した。

- 3 投票箱への投函(受理・不受理決定後)  
投票箱を施錠した後は再度開くことはできないので、他に投票がないか確認したうえで、次により投票箱に投函します。

- (1) 問題のない投票の処理  
(受理の決定を受け、かつ、代理投票の仮投票の拒否(後述の参照)の決定を受けなかった投票)  
① 投票立会人の立ち会いのもと、一斉に外封筒を開封し、内封筒を取り出す。  
② 次に、内封筒を査問する。  
③ 内封筒を開封し、投票用紙を取り出す。  
④ 投票用紙を直ちに投票箱に入れる。

※1. 投票用紙が折ってあっても開かずに、また、折らずに入れてあれば裏返して、記載内容が見えないという投票の秘密保持に注意するとともに、守秘義務を厳守する。  
2. 未開封・未投函の不在者投票がないか、内・外封筒の中を必ず再度確認する。  
3. 受理の決定をしているので、「投票用紙が所定のものでない」「投票用紙の種類が違う」「2枚入っている」場合でも、そのまま投票箱に入れる。なお、不在者投票に異常のある場合は、その旨を別に区選挙管理委員会へ連絡する。

(2) 「受理の決定をした不在者投票のうち代理投票の仮投票」の処理(公選令63②)

投票を拒否するか否かの決定をしなければならぬ。

- ① 代理投票の仮投票は、外封筒表面の左下に、「代理記載人」の氏名が記載されているので、一般の不在者投票と区別できる。
- ② 投票管理者は、投票立会人の意見を聴いて、選挙人に代理投票をすることのできる理由があったかどうかを基準に決定する。

(3) 「不受理と決定した投票」又は「代理投票の仮投票の拒否の決定を受けた投票」の処理(公選令63④)

- ① 外封筒を開封せず、そのまま「不在者投票の不受理(拒否)用封筒」に入れて封をする。
- ② 封筒の表面に不受理の決定、又は拒否の決定のあった旨を記載して、投票箱に入れる。
- ③ 仮投票及びび不在者投票の不受理(拒否)に関する調書(別紙9参照)を作成する。

【郵便による不在者投票用封筒の様式】

平成〇年〇月〇日執行  
〇〇〇〇選挙  
郵便による不在者投票  
(外封筒)

投票者名  
いしづか  
いしづか

註 選挙権を有する者であることを証明し  
ておく。

区	名
投票区	
抄本番号	

男・女

〇〇〇選挙管理委員会  
印

第15 投票所閉鎖前後の事務【電子投票機の終了、記録媒体の送致等】（投票管理者、庶務係）

1 閉鎖宣言

(1) 庶務係（投票管理者）は、閉鎖時刻が近くなったら、ラジオ等により時刻を確かめ、投票所閉鎖前には、投票所入口付近の選挙人を呼び入れます。

(2) 投票所の閉鎖は次により行います。

- ① 午後8時に投票所（建物）の入口を閉じ、同時に投票所を閉鎖する旨の「投票所閉鎖宣言」（別紙1参照）を行う。
- ② 「投票所閉鎖宣言」に合わせ、拍子木等により閉鎖を選挙人に周知する。

(3) たとえ、投票所を閉じる時刻までにその投票区の選挙人が全員投票してしまっただけでも、閉鎖時刻にならないうちは閉鎖することはできません。（公選法40①）

2 投票所閉鎖の際の注意事項

- (1) 投票所を一度閉鎖した後は、いかなる理由があっても、選挙人を入場させることはできません。このため、閉鎖前に次のことを確認しておきます。
  - ① 投票所閉鎖時刻までに投票所に到着した選挙人を、全て投票所内に入れたか。
  - ② 投票所外に退出を命じた者を、投票所内に入れたか。（公選法51）
- 〔 全ての選挙人の投票が終わった後に投票させる。  
なお、投票所の秩序をみだす恐れがなくなれば、最後まで待たさずに投票させる。〕

(2) 投票所の閉鎖時刻になっても選挙人が列をなし投票を待っている場合は、これらの選挙人を全て投票所内に入れ、入口を閉鎖したうえで投票させなければなりません。

(3) もし、投票所の施設の関係で、到着している選挙人全員を入れることができない場合は、到着番号札を交付する等の方法により、閉鎖時刻後に到着した者との区別を明確にするための措置を講じます。

【電子投票機器関係】

3 電子投票機の終了前の注意事項

電子投票機を一度終了した後、どんな誤りを発見しても、再びこれを起動させることはできません（公選法8、電法8）。このため、次のことを確認してから電子投票機を終了します。

- ① 投票所内にいる選挙人の投票は、すべて終了したか。
- ② 退出させた選挙人（投票所閉鎖時刻前に投票所に入場させておく）に投票させたか。

4 電子投票機の終了の方法〔詳細は電子投票機所マニュアル参照〕

投票管理者は、電子投票機による投票が終わると、投票立会人全員及び電子投票機器の会社職員の立会いのもと、全ての機器を終了させます。

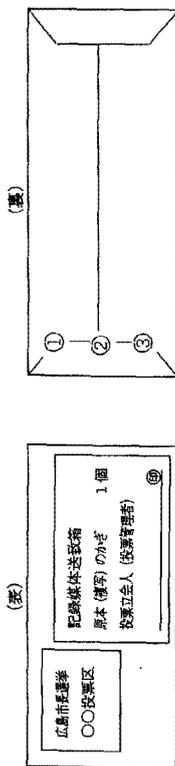
- (1) 電子投票機の終了
  - ① 投票管理者は、全ての電子投票機を運用カードにより終了させ、電子投票機から記録媒体（原本・複写）を取り出す。
  - ② 記録媒体（原本・複写）を容器に入れ、それぞれ投票管理者の印鑑により封印する。

③ 記録媒体（原本）は、枚数を確認のうえ原本用の送致箱に格納して施錠する。記録媒体（複写）は、枚数を確認のうえ複写用の送致箱に格納して施錠する。

(2) 送致箱のかぎ

- ① 原本用・複写用それぞれ「記録媒体送致箱のかぎ」封筒に入れ、投票立会人全員と投票管理者の封印をし、保管者氏名欄に原本用は投票立会人、複写用は投票管理者の氏名を記入・捺印する。
- ※ かぎは、必ず所定の保管用封筒に入れるようにします。（開票所で困るため）
- ② 開票所まで、原本用は投票立会人、複写用は投票管理者が保管する。  
（誰が送致するかを投票管理者と投票立会人で相談し、あらかじめ決めておきます。）

〔かぎの保管用封筒 記載例〕



※①は投票管理者、②・③は投票立会人の印を示す。

(3) 投票カード発券機の終了

- ① 投票管理者は、投票進捗表に「発券した数」（発券機画面のカウンターの数）を転記します。
- ② 投票管理者は、運用カードにより発券機を終了させます。

(4) その他の電子投票関係封筒

- 次の電子投票関係の封筒は、投票管理者を記名・捺印し、封印も投票管理者の印鑑で行います。
- ① 「発券機ログ記録用フロッピーディスク」の交付用封筒（未使用のFD返却用）
- ② 「発券機ログを記録したフロッピーディスク」の送致用封筒（使用したFD送致用）
- ③ 「投票を行わずに返却された投票カード（兼権者）」の送致用封筒
- ④ 「投票していないことが発見された投票カード」の送致用封筒

〔投票箱関係〕

5 投票箱の施錠前の注意事項

投票箱を一度閉じた後は、どんな誤りを発見しても、再びこれを開くことはできません（公選法53）。このため、次のことを確認してから投票箱を施錠します。

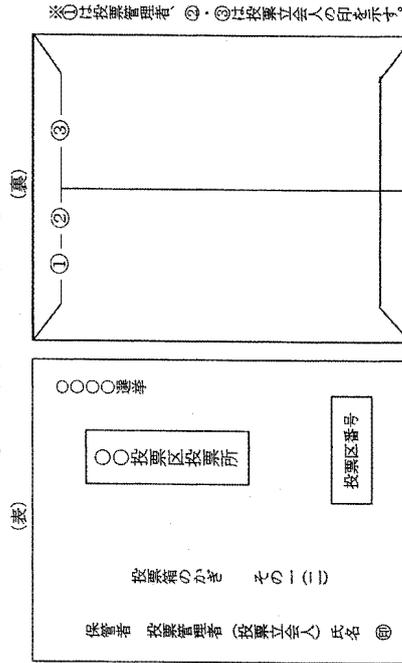
- ① 投票所内にいる選挙人及び退出させた選挙人の投票（点字投票・仮投票）は、すべて終了したか。
- ② 不在者投票の受理・不受理等を決定し、全て投函したか。（「第14 不在者投票」参照）
- ③ 不在者投票・点字投票・仮投票の投票用紙による投票が全くなかった場合においても、必ず所定の手続きを行い、開票所へ送致します。

6 投票箱の施錠等の方法

不在者投票の投函が終わると、次により投票箱を閉鎖します。（不在者投票など紙による投票がなかった場合でも必ず行います。）

- (1) 投票立会人全員の立ち会いのもと、投票箱の上蓋を閉じ、かざ「その二」を施錠する。  
(「その一のかざ」2個は、開票時に施錠済み)
- (2) 「その一のかざ」2個
  - ① 保管用封筒（投票箱のかざ その一）に入れ、投票立会人全員と投票管理者の封印をし、保管者氏名欄に投票管理者の氏名を記入・押印する。
  - ※ かざは、必ず所定の保管用封筒に入れるようにします。（開票所で困るため）
  - ② 開票所まで投票管理者が保管する。
- (3) 「その二のかざ」1個
  - ① 保管用封筒（投票箱のかざ その二）に入れ、投票立会人（投票所開票時に選任されている立会人）全員と投票管理者の封印をし、保管者氏名欄に送致する投票立会人の氏名を記入・押印する。
  - ② 開票所まで送致する投票立会人が保管する。
- (4) A4版の「〇〇選挙投票箱〇〇投票区」の紙を、投票箱の上部にセロテープで貼り付ける。
- (5) 各投票箱に、ロープを十文字にかける。

〔かざの保管用封筒 記載例〕



- 〔共通〕
- 7 開票所への送致
- (1) 開票所に持参する書類等を、引継書（別紙5）、送致書その1（別紙6-1）及び送致書その2（別紙6-2）により確認します。  
(「第16 投票録等の関係書類の作成」参照)
  - (2) 書類等整理後は直ちに投票所を出発し、私宅等に立ち寄ることなく、直接開票所に向かいます。  
(記録媒体・投票箱は開票所へ送致する以外は投票所の外に持ち出ししてはならない。(公選令44、電令2②))

- (3) 書類整理・投票者数集計等に時間がかかるときは、開票所への出発を優先させます。  
(不在者投票の枚数は必ず投票所で行います。)
  - (4) 区選管指定の出発時刻より遅れるなど、不測の事態が起きたときは、直ちに開票所に電話して指示を受けます。
  - (5) 開票所では、引継書及び送致書の物品を会場の内部で受付します。  
混雑防止のため、割り込みなどをしないようにします。
- 8 投票所の後片付け（送致者以外の従事者全員）
- (1) 後片付けの際、開票所への送致物品等が残っていないか確認します。
  - (2) 電子投票機器は会社職員の立会いのもとで梱包します。（電子投票機器は梱包後に会社職員が区役所に搬入します。）

- (3) 学校グラウンド照明を使用した場合は、消灯を確認します。
- (4) 火気については特に注意し、投票管理者から指定された者は、後片付け後、責任を持って施設管理者に引継ぎをします。
- (5) 器材等は、破損しないよう丁寧に扱います。

第16 投票録等の関係書類の作成（庶務係）

第15 投票録等の関係書類の作成（庶務係）

1 投票録（別紙3）

(1) 投票終了前でも、記入できずの部分には庶務係で、その都度記入して差し支えありませんが、投票管理者及び投票立会人の署名欄は、記入内容を確認後に、必ず自署しなければなりません。（投票所開票時に選任されている立会人が署名）

（記入できずの部分）  
 「1 投票所開設場所」  
 「2 投票立会人」  
 「3 投票所開票時刻」  
 「4 記録媒体及び投票箱等を送致すべき投票立会人」  
 「5 投票の状況」の選挙人名簿登録者数  
 「6 投票事務従事者」  
 「7 投票箱の空盛ること及び電子投票機がゼロ票であることを確認した者」

(2) 投票録の右上余白に、投票管理者及び投票立会人（投票終了時の立会人全員）の捺印をします。

(3) 投票録には、次の書類を添付します。

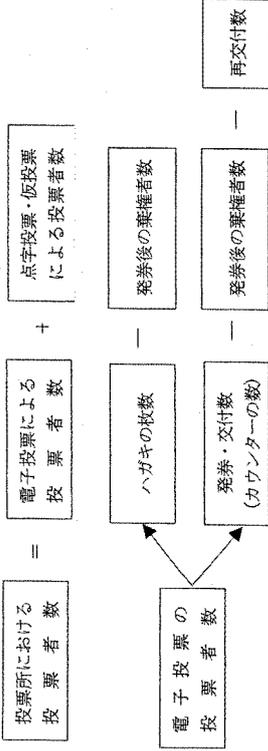
- ① 電子投票機を用いた代理投票及び操作補助の補助者承諾書（必ず添付）
- ② 電子投票機を用いた代理投票処理調書、電子投票機の操作についての補助に関する処理調書  
 （代理投票・操作補助があった場合に、投票管理者・投票立会人は投票録の右上余白に捺印して添付します。）
- ③ 立会人が交番する場合は投票終了時の立会人が捺印します。
- ④ 仮投票及び不在者投票の不受理（拒否）に関する調書
- ⑤ 本人である旨の宣言書（公選令40②）
- ⑥ 投票立会人引継書（投票立会人を交番した場合のみ）
- ⑦ 投票進捗表
- ⑧ 不在者投票に関する調書（公選令61③）
- ⑨ 不在者投票所における点字投票者数及び代理投票者数について（通知）  
 （投票日当日、区選挙管理委員会職員が持参）

(4) 投票録の各項目の記入要領は次のとおりです。投票者数は、投票進捗表から転記・照合します。

- ① 「2 投票立会人」  
 ア 党派・選任年月日 … 区選挙管理委員会からの投票管理者への通知書による。  
 イ 参会（兼合）時刻 … 午前6時45分  
 （交番した場合は、第5の「2 投票立会人の参会」参照）
  - ② 「4 点字投票者数」 … 不在者投票に点字投票があれば、含んだ数を記入。
  - ③ 「5 電子投票機を用いた代理投票以外の代理投票者」  
 … 不在者投票所での代理投票と投票所での仮投票の代理投票のことです。投票所での仮投票の代理投票の事例はほとんどありません。これに必要な「仮投票の代理投票の補助者承諾書」・「仮投票の代理投票の処理調書」は送致していません。必要が生じた場合には区選管がこの書類を持参しますので、上記③に準じて投票録に添付します。
- ※ その他については、別紙3の右側欄外に記載しています。

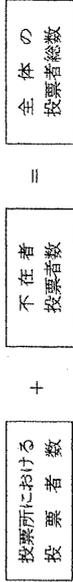
2 投票進捗表（別紙4）

(1) 不在者投票を除く投票所における投票者数は、投票カードを差券・交付した数と点字投票・仮投票による投票者数の合計により算出します。〔詳細は電子投票投票所マニュアル参照〕



※1. 投票用紙の交付数は、記号式投票用紙（仮投票用）及び点字投票用紙のそれぞれで算出します。（点字投票の数を忘れないようにします。記号式投票用紙（仮投票用）を使用することは稀です。）  
 2. 投票用紙枚数には書損、汚損、破損、印刷漏れを含みます。

(2) 投票所における投票者数(不在者投票者数を加えたもの)が、最終的な全体の投票者総数となります。



3 経理関係書類

- (1) 投票立会人、臨時職員の報酬（賞金）等任職書兼領収証書への押印を忘れないようにします。
- (2) 時間外勤務実施実施報告書
  - ① 最上欄右側の投票管理者欄に、投票管理章の印を押します。
  - ② 勤務時間等の欄には、投票管理者を含む事務従事者について記載し、各人の印を押します。
- (3) その他経理関係の詳細については、別に配付する冊子「庶務係事務要領（経理関係）」を参考にしてください。

## 第17 投票管理者・職務代理人

1 投票管理者 (公選法37)  
 (1) 投票管理者は、投票立会人の立ち会いのもとに事務従事者を指揮監督して、投票事務全般を管理執行します。

(2) 投票管理者は、投票に関する手続きのすべてについて最終的な決定権を持つものであり、投票事務が公正的確に処理されているか、投票の秘密が守られ、投票所の秩序が十分保たれているか等について常に注意しなければなりません。

2 職務代理人 (公選法24①)  
 職務代理人は、投票管理者に事故があり、又は欠けた場合にその職務を行うもので、職務を代理するときの内容は、投票管理者と全く同じです。

## 3 投票管掌者の選任等

(1) 投票管理者が席を空ける場合は、職務代理人がすぐに代わって職務を行わなければなりません。(わずかな時間でも投票管理者が空いていることがあってはならない。)

(2) 真にやむを得ない事情により、同時に席を空けなければならない場合は、直ちに区選挙管理委員会に連絡し職務管掌者の選任を求め、その者が席についてから席を空けます。(公選法24②)

## 4 投票管理者の職務

(1) 投票開始前・開始時に行うもの

- ① 選挙人名簿の抄本、投票に関する書類や物品の受領 (公選法28)
- ② 投票所内の設備が完全であるかの点検
- ③ 投票立会人の補充選任 (公選法38②)
- ④ 代理立会人及び操作補助の補助者をあらかじめ選任 (電法7②④、公選法48②)
- ⑤ 投票所の開所 (公選法40)
- ⑥ 投票箱の空虚確認及び電子投票機のゼロ票確認 (公選法34、電令2④)

(2) 投票時間中に行うもの

- ① 投票所の秩序保持 (公選法59、60)
- ② 電子投票機による適正な投票、投票用紙の適正な交付  
 (電法3②、4、公選法42、43、44①、45①、公選法35、36)
- ③ 選挙人が本人であるか否かの確認 (公選法50①、公選法40)
- ④ 投票の拒否の決定、仮投票の決定 (公選法50②～⑥)
- ⑤ 点字投票の申立ての受理 (公選法39②)
- ⑥ 代理投票・操作補助の申請の受理、その許可の決定 (電法7)
- ⑦ 投票の状況を運営に報告 (市事43①)
- ⑧ 不在者投票を一時保管 (公選法62)

(3) 投票終了後に行うもの

- ① 投票所の閉鎖 (公選法40)
- ② 不在者投票の受理・不受理の決定、投函 (公選法63)
- ③ 電子投票機の終了 (電法8、公選法53①)
- ④ 投票箱の閉鎖 (公選法53①、公選法43)
- ⑤ 投票の結果を運営に報告 (市事43①)
- ⑥ 投票録の作成 (公選法54)
- ⑦ 記録媒体の送致箱、投票箱、投票録等を開票所に送致 (電法8、公選法55)

## 5 投票管理者の注意事項

(1) 選挙全体の手続きの中心をなす投票が事故なく完了するよう次の点に十分注意を払います。

① 投票事務を円滑に限りなく行うために、事務の分担、内容、進め方などについて、職務代理人・事務従事者と事前に打ち合わせをする。

② 投票所となる施設を下見し、会場のカギの受渡し方法、借用物品の内容等について施設管理者と事前に打ち合わせをする。

③ 投票所が学校の場合は、校門等のカギの受渡方法、機械警備の解除方法、体育館・グラウンド照明の点灯方法などについても打ち合わせをし、初めの場合には実際に操作してみる。

※1. 学校は校門が複数あるので、従来どの門とどの門を使用しているかを確認します。従来の方法が不明の場合は、区選挙管理委員会に照会します。

2. 学校のグラウンド照明を点灯するためには、次の鍵などが必要となります。詳細については、区選挙管理委員会からの指示により対応してください。

- ・ 操作扉の開閉用鍵
- ・ グラウンド照明点灯カード
- ・ 非常用扉の開閉用鍵 (非常点灯スイッチで点灯するときが必要)

④ 正確で迅速な事務となるよう疑わしい点については、速やかに区選挙管理委員会に連絡し、適時適切な処理をする。

⑤ 電子投票機器の起動・終了の際や機器の異常などトラブルが生じた際には、必ず電子投票機器の会社職員の助言を求めて処理をする。

⑥ 事務の管理執行にあたっては、自由・公正・平等の原則、投票の秘密保持に配慮する。

⑦ 選挙人を威圧しないよう親切、ていねいに応対する。

⑧ 事務従事者が、政治団体の「シンボルマーク」、「バッジ」、「ワッペン」等を着用しないよう注意する。

(2) 「投票所事務実施過程表」(別紙11)により、事務の進行状況をチェックします。

(3) 特に、投票所の開所前・閉鎖後の事務については、「投票事務確認表」の各項目に自ら記名することにより確認します。

(4) 電子投票機のセット等の諸準備確認後、開所前に区選挙管理委員会にその旨を電話報告します。

(5) 不在者投票が増加しているので、必ず全て確実に投函できるよう、あらかじめ事務分担を定めておき早めに準備します。(投函は投票終了後)

(6) スロープを設置できない施設が出入口にある場合は、出入口付近の状況に常に注意を払います。(従事者にその旨を指示します。)

(7) 投票終了後は、直ちに記録媒体送致箱、投票箱、投票録等を開票所に送致します。書類整理・投票者数集計等に時間がかかるときは、開票所への出発を優先させます。  
 (不在者投票の投函は、必ず投票所でを行います。)

(8) タクシーでの送致中もポケットベル・携帯電話は、電源を入れたまま、身につけておきます。

(9) 故意に職務の執行を怠り、又は正当な理由がないのに公職の候補者等や選挙運動員に追従したり、その居宅や選挙事務所立ち入りなど、職権を濫用して選挙の自由を妨害したときは罰則の適用があります。

6 投票立会人の内申

- (1) 投票管理者は、投票立会人選任のための内申書を指定日までに区選挙管理委員会事務局へ提出します。選任は、内申書に基づいて区選挙管理委員会が行います。(公選法38)
- (2) 内申の注意事項
  - ① 当該投票区の選挙人名簿に登録されている者の中から本人の承諾を得て、2人(交替する場合は午前午後延べ4人以内)を内申する。
  - ② 公益代表という性格から、選挙運動に携わらない人で公正な人を内申する。
  - ③ 同一の政党その他の政治団体に属する者は、公選法上1人までとなっているので注意する。
  - ④ 男女平等や投票所内の雰囲気のため、女性や若い人を加えるようにする。
- (3) 選任後、区選挙管理委員会から投票管理者に投票立会人の住所、氏名等の通知を送付します。また、投票立会人へも、投票日の3日前までに選任書等を送付します。

7 その他

棄権者の氏名をハガキにより確認できるようにしています。今回は一の選挙であるため実例は少ないと思いますが、後で投票に訪れたときは、棄権した選挙を投票できます。

第18 投票立会人

1 投票立会人 (公選法38)

投票立会人は、投票事務の公正を確保するため公益代表として選任されるものです。

2 投票立会人の職務

- (1) 投票手続きの全般に立ち会います。(公選法38)
  - ① 投票所の開閉
  - ② 投票箱の空虚確認及び電子投票機のゼロ票確認(電令2④、公選令34)
  - ③ 不在者投票の投函
  - ④ 電子投票機の終了及び投票箱の閉鎖(電令2④、公選令43)
  - ⑤ その他投票手続きの全般
- (2) 次のことについて、投票管理者から意見を求められたときに意見を述べます。(投票管理者は、立会人の意見を聴くが、それに拘束されることがなく自らの判断によって決定することができます。)
- ① 投票を拒否すること。(公選法50②、43、42②、36、公選令64②)
  - <選挙当日選挙権がない、二重投票の恐れなど>
- ② 代理投票及び操作補助の補助者を選任すること。(電令7②④、公選法48②)
- ③ 不在者投票を受理・不受理とすること。(公選令63①)
- ④ 受理と決定された不在者投票の中に、代理投票の仮投票があるときに、これを拒否することの可否。(公選令63②)
- (3) 投票管理者の決定について、次の異議がある場合にさらに意見を述べます。
  - (この場合、投票管理者は仮投票を行わせることになる。)
  - ① 投票を拒否されたこと又は拒否されないことについて異議があるとき。(公選法50③)
  - ② 仮投票において代理投票が認められた選挙人について異議があるとき。(公選令41③)
- (4) 投票録に署名(自署)します。(公選法54)
  - 投票終了時の立会人は、投票録に署名します。(立会人を交替する場合の午前中の立会人は、「投票立会人引継書」に署名します。)
- (5) 記録媒体送致箱等の送致に当たる投票立会人は、記録媒体(原本)送致箱のかぎ封筒、投票箱の「かぎその二」封筒を保管し、投票管理者とともに開票所に送致(直行)します。(公選法55、公選令43、電法8、電令2)
  - (誰が送致するかを投票管理者と投票立会人で相談し、あらかじめ決めておきます。)

3 投票立会人の注意事項

投票管理者から投票立会人へ次のことを遵守するよう依頼します。(区選管からも各立会人に文書を送付し、この旨を依頼しています。)

- (1) 立ち会う時間の1.5分前までに必ず選任書及び印鑑を持って参会します。
- (2) 休憩や食事は交代でとることとし、時間・順序は、投票管理者及び他の投票立会人と相談します。
- (3) トイレ・電話その他のやむを得ない理由以外では立会人席を離れない。また、同時に席を離れることのないようにします。
- (4) やむを得ない理由がある場合は、投票所を出ないようにします。

※ 公益代表としての職責上、病気その他やむを得ない事故など、正当な理由がなければ立会人の職を辞職できないこととなり、その職務を怠ったときは、罰則の適用があります。  
(公選法238)

### 投票所開所宣言要領

ただいまから、広島市長選挙  
広島市安芸区〇〇〇投票区投票所を開きます。

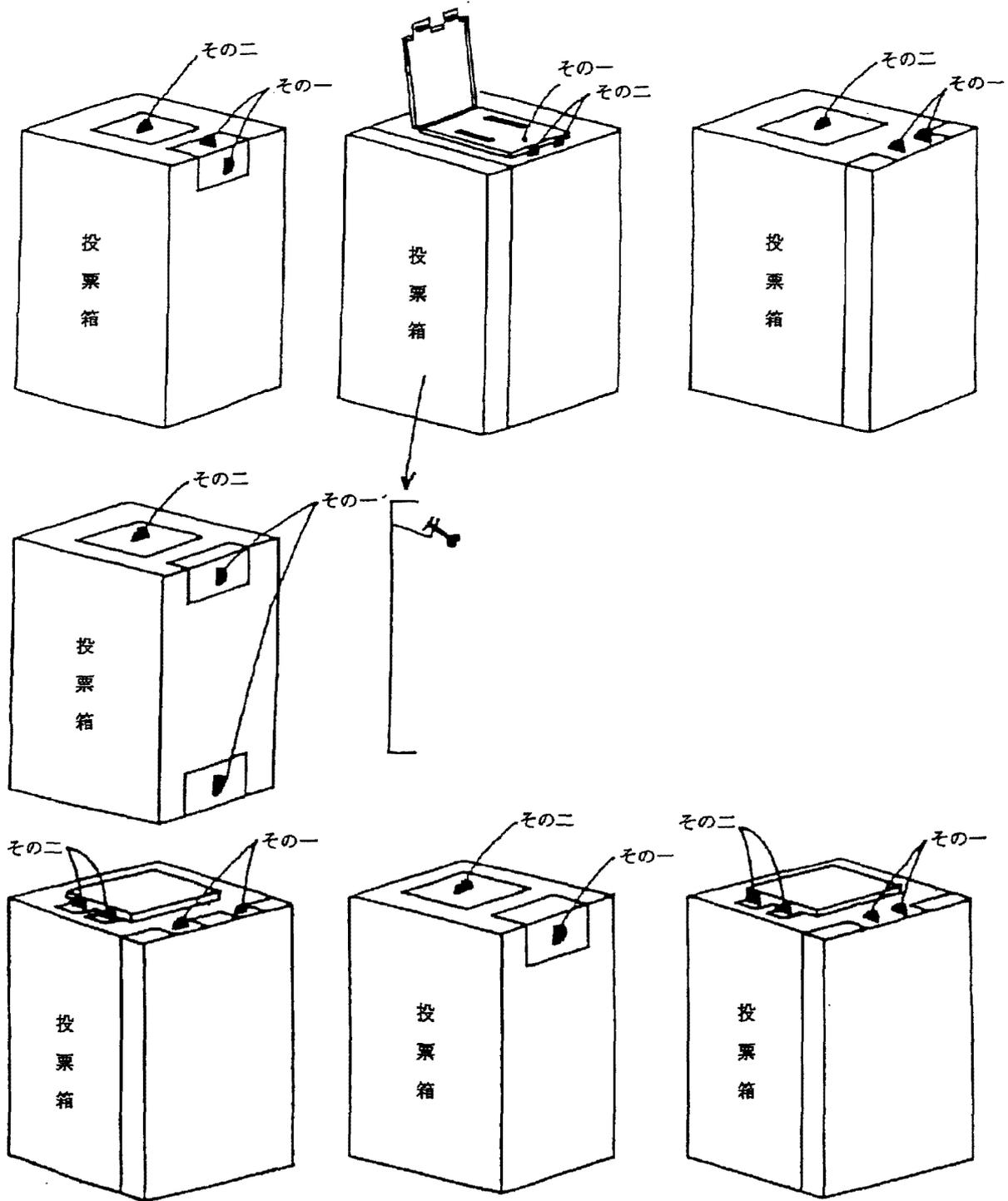
- 投票カード交付係の担当者は、投票カード発券機が正しくセットされているかを確認してください。
- 職務代理者は、電子投票機がゼロ票画面を表示しているかを確認してください。  
(投票箱が空虚であること及び電子投票機がゼロ票であることを確認しますので、投票立会人及び選挙人の点検をお願いします。)

### 投票所閉鎖宣言要領

定刻となりましたので、広島市長選挙  
広島市安芸区〇〇〇投票区投票所を閉鎖します。

- 投票所内に投票の済んでいない人はありませんか。
- 投票済のようですから、つぎに不在者投票の受理、不受理について投票立会人の方々のご意見をお聴きします。
- 受理することに決定して異議ありませんか。  
(不受理と決定して異議ありませんか。)
- 受理することに決定しましたから、投票を投票箱に入れます。  
(不受理と決定しましたので、不在者投票の不受理(拒否)用封筒に入れたうえで投票箱に入れます。)
- 投票は全部終わりましたから、電子投票機を終了し、また、投票箱も閉鎖します。
- これをもって投票は終了しましたが、ただ今投票録を作成中ですから、しばらくご休憩願います。

別紙2 投票箱のかぎのかけ方



注 「その一のかぎ」 最初の選挙人が投函する前に投票箱の空虚であることを確認した後直ちにかける。  
 「その二のかぎ」 投票終了後投票箱を閉鎖するときにかける。



別紙 4  
(〇〇〇選挙)

投票進捗度表

〇〇投票区

[説明：表中のA、B、C欄は、投票録の「5 投票の状況」に記載のA、B、Cの計欄に対応しています。]

区分	時間	現在										20時現在		不在者投票 20時票計+不在者投票		
		8時	9時	10時	11時	12時	13時	14時	15時	16時	17時	18時	19時		電子投票	点字投票
男	時間内投票者数	50	60	70	100	80	180	90	150	140	120	130	80	193	2	51
	累計	50	110	180	280	360	540	630	780	920	1,040	1,170	1,250	1,443	1,445	
女	時間内投票者数	50	70	80	100	230	180	170	180	180	160	170	180	190	1	59
	累計	50	120	200	300	530	710	880	1,060	1,240	1,400	1,570	1,750	1,940	1,941	
計	時間内投票者数	100	130	150	200	310	360	260	330	320	280	300	260	383	3	110
	累計	100	230	380	580	890	1,250	1,510	1,840	2,160	2,440	2,740	3,000	3,383	3,386	

(電子投票による投票者数)

区分	男	女	計
投票カードの発券数 (発券機画面の数)	1,444	1,940	3,384
発券後の棄権者数	1	0	1
再交付者	0	0	0
電子投票による 投票者数	1,443	1,940	3,383

(点字投票・仮投票者数)

区分	男	女	計	投票用紙の枚数	
				受領時	用紙の残
点字投票	1	1	2	10	8
仮投票	1	0	1	10	9
点字投票・仮投票者数	2	1	3		

※書損破損等の投票用紙は、書損用封筒に入れて、一緒に提出してください。

引 継 書

平成〇〇年〇月〇日

広島市〇〇〇〇区選挙管理委員会委員長 様

投票区名 (投票区コード)		〇〇〇投票区 (〇〇〇)	
番号	内 訳	数 量	受領確認
1	不在者投票空封筒(内・外)	各 109 枚	
2	引上げ通知書 (選挙のお知らせ)	3,386 枚	
3	交付不能通知書 (選挙のお知らせ)	50 枚	
4	事故連絡票	30 枚	
5	投票所施設見取図・投票所周辺区域図 (300m)	1 部	
6	投票事務確認表	1 部	
7	時間外勤務実施兼報告書 (投票事務担当者用)	1 枚	
8	報酬(賃金)等任訳書兼領収証書(投票立会人用)	1 枚	
9	報酬(賃金)等任訳書兼領収証書(臨時職員用)	1 枚	
10	投票箱等送致謝礼金領収証書	1 枚	
11	投票所借上謝礼金領収証書	1 枚	
12	電話借上謝礼金領収証書	1 枚	
13	電話料金使用料報告書及び残金	枚 円	
14	冷房(暖房)器具借上謝礼金領収証書	枚	
15	冷房(暖房)器具使用料報告書及び残金	枚 円	
16	ポケットベル	台	
17	携帯電話	台	
18	グラント用照明点灯カード (照明の使用状況)	枚	使用... 有・無 / 異常... 有・無

※ 区選挙によっては、開票所で返還しなくても良い場合もあるので、それぞれの区選挙での方法によってください。

※ 実際の領票とは多少様式が異なります。

送 致 書 その 1

平成〇〇年〇月〇日

広島市〇〇〇〇区開票区開票管理者 様

投票区名 (投票区コード)		〇〇〇投票区 (〇〇〇)	
投票管理者氏名 広島夏男 ㊟			
投票箱等送致投票立会人氏名			
受付番号	内 訳	数 量	受領確認
1	投票箱	1 箱	
2	投票箱のかぎ	各 1 袋	その一
3	記録媒体(原本)送致箱	1 個	その二
4	記録媒体(複写)送致箱	1 個	
5	管理者セット袋	1 袋	
6	選挙人名簿抄本	3 冊	
7	投票区別索引簿	1 冊	
8	投票録	1 部	
9	投票進捗表	1 枚	
10	仮投票及び不在者投票の 不受理(拒否)に関する調書	1 部	
11	不在者投票に関する調書	1 部	
12	投票用紙の残	8 枚	点 字
		9 枚	記 号 式

受付番号	第 号	受付時間	午後	時 分
------	-----	------	----	-----

送致書その2 (管理者セット袋)

平成〇〇年〇月〇〇日

広島市〇〇〇〇区開票区間票管理者 様

投票区名 (投票区コード)		〇〇〇投票区 (〇〇〇)	
投票管理者氏名		広島夏男 様	
送致投票立会人氏名			
受付番号	内 訳	数 量	受領確認
1	管理者ホルダー (かざと運用カード付き)	1 セット	
2	投票カード	20 枚	
3	投票機器管理票	1 枚	
4	予備用タッチペン(袋入り)	3 本	
[封筒入り]			
1	記録媒体交付用封筒	(空封筒) 1 袋	
2	記録媒体送致箱(原本)のかざ	1 袋	
3	記録媒体送致箱(複写)のかざ	1 袋	
4	発券機ログ記録用FD (未使用のフロッピーディスク)	(2 枚) 1 袋	
5	発券機ログを記録したFD (記録したフロッピーディスク)	(1 枚) 1 袋	
6	投票を行わないで返却された 投票カード	(0 枚) 1 袋	
7	投票していないことが発見された 投票カード	(0 枚) 1 袋	

受付番号	第 号	受付時間	午後	時	分

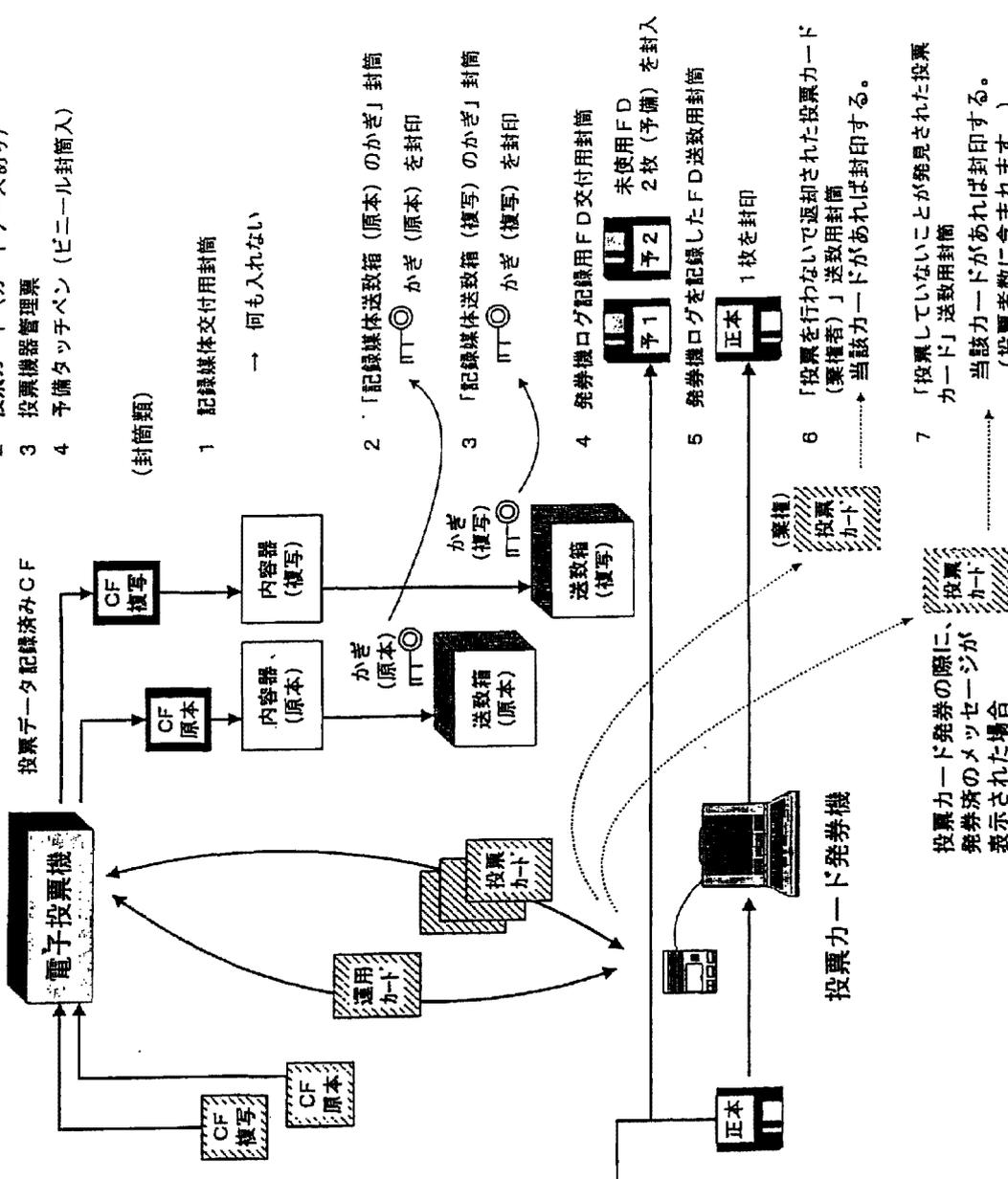
※ 実際の帳票とは多少様式が異なります。

投票所へ送致する管理者セット

- 1 管理者ホルダ (投票機の鍵)  
運用カードを入れる。
- 2 投票カード (カードケースあり)
- 3 投票機器管理票
- 4 予備タッチペン (ビニール封筒入)

(封筒類)

- 1 記録媒体交付用封筒  
CF  
投票機台数×2枚 封印 → 開封  
(原本・複写)
- 2 「記録媒体送致箱 (原本) のかぎ」封筒  
(空封筒)
- 3 「記録媒体送致箱 (複写) のかぎ」封筒  
(空封筒)
- 4 発券機ログ記録用FD交付用封筒  
FD 3枚 封印 → 開封  
・ 正本  
・ 予備その1、その2
- 5 発券機ログを記録したFD送致用封筒  
(空封筒)
- 6 「投票を行わないで返却された投票カード  
(棄権者)」送致用封筒  
(空封筒)
- 7 「投票していないことが発見された投票  
カード」送致用封筒  
(空封筒)



開票所へ送致する管理者セット

- 1 管理者ホルダ (投票機の鍵)  
運用カードを入れる。
- 2 投票カード (カードケースあり)
- 3 投票機器管理票
- 4 予備タッチペン (ビニール封筒入)

(封筒類)

- 1 記録媒体交付用封筒  
→ 何も入れない
- 2 「記録媒体送致箱 (原本) のかぎ」封筒
- 3 「記録媒体送致箱 (複写) のかぎ」封筒
- 4 発券機ログ記録用FD交付用封筒  
未使用FD 2枚 (予備) を封入
- 5 発券機ログを記録したFD送致用封筒  
「正本」1枚を封印
- 6 「投票を行わないで返却された投票カード  
(棄権者)」送致用封筒  
→ 当該カードがあれば封印する。
- 7 「投票していないことが発見された投票  
カード」送致用封筒  
→ 当該カードがあれば封印する。  
(投票者数に含まれます。)

電子投票機を用いた代理投票処理調査書

選挙人			補助者氏名	理由		拒否の場合の措置
住所	氏名	生年月日		身体障害	その他	
広島市△△区 △△丁目...	△海□夫	明大△△△ 昭	△△△△ △△△△	○	○	1 自ら投票 2 操作補助の申請を 行い投票
広島市 区		明大昭	..... ※ 該当事項に○をします。			1 自ら投票 2 操作補助の申請を 行い投票
広島市 区		明大昭				1 自ら投票 2 操作補助の申請を 行い投票
広島市 区		明大昭				1 自ら投票 2 操作補助の申請を 行い投票
広島市 区		明大昭				1 自ら投票 2 操作補助の申請を 行い投票
広島市 区		明大昭				1 自ら投票 2 操作補助の申請を 行い投票
広島市 区		明大昭				1 自ら投票 2 操作補助の申請を 行い投票
広島市 区		明大昭				1 自ら投票 2 操作補助の申請を 行い投票
広島市 区		明大昭				1 自ら投票 2 操作補助の申請を 行い投票
広島市 区		明大昭				1 自ら投票 2 操作補助の申請を 行い投票
広島市 区		明大昭				1 自ら投票 2 操作補助の申請を 行い投票
合 計		1人		1人	1人	

備考1 拒否の場合の措置の欄は、該当事項に○を付けること。  
 2 「操作補助の申請を行い投票」の場合は、「電子投票機の操作についての補助に関する処理調査書」に記入すること。

電子投票機の操作についての補助に関する処理調査書

選挙人			補助者氏名	
住所	氏名	生年月日		
広島市△△区 △△丁目...	□海△夫	明大△△△ 昭	△△△△	△△△△
広島市 区		明大昭		
広島市 区		明大昭		
広島市 区		明大昭		
広島市 区		明大昭		
広島市 区		明大昭		
広島市 区		明大昭		
広島市 区		明大昭		
広島市 区		明大昭		
合 計				1人

仮投票及び不在者投票の不受理(拒否)に関する調査

抄本番号		氏名	決定内容	投票管理者の意見の詳解
18	△山△子		不受理	死亡時刻を調査する必要がある。
異議の要否及び理由		本人は、今週死亡したが、死亡時刻が投票開始時刻か開始時刻不明のため、(不在者投票の送致のあった者)		
9	□川□男		假投票	投票管理者の意見の詳解 調査したが不在者投票等を受領してはいないことの確認が得られなかった。
異議の要否及び理由		不在者投票の捺印があるため投票を拒否したところ、不在者投票関係等を調査してはいない旨を申し立てた。		
12	□□□□		假投票	投票管理者の意見の詳解 選挙人が不在者投票等を行ってはいないことの確認が得られなかった。
異議の要否及び理由		不在者投票を行っているとして投票を拒否したところ、不在者投票には行ってはいない旨を申し立てた。		
15	△△△△		假投票	投票管理者の意見の詳解 選挙人名簿照会結果の提示がゆいので、不在者投票を行ってはいないことが確認できぬ。
異議の要否及び理由		船員の名簿照会結果を提示しゆいしたため送致したところ、不在者投票を行ってはいない旨を申し立てた。		
23	○○△△		不受理	投票管理者の意見の詳解 投票の日について調査する必要がある。
異議の要否及び理由		不在者投票開封時に、不在者投票をした日が記録されていないため。		
29	○○△△		不受理	投票管理者の意見の詳解 投票場所について調査する必要がある。
異議の要否及び理由		不在者投票開封時に、投票場所が記録されていないため。		
41	○○□□		不受理	投票管理者の意見の詳解 投票所に防犯カメラ選挙人本人が、不在者投票は本人が行ったものでないことを確認した。
異議の要否及び理由		不在者投票を行った者が選挙人本人でない限り認めないため。		

参考事例 (この調査を受けた場合の開票所における処理)

- 抄本番号18「△山△子」  
死亡時刻を調査した結果、今朝6時45分に死亡したことが判明した。(不受理)
- 抄本番号9「□川□男」  
○○郵便局に照会していたところ、「選挙人が不在のため、郵便局に保管中である」旨の回答があり、不在者投票等を受け取っていないことが判明した。(受理)
- 抄本番号12「□□□□」  
不在者投票関係書類について調査した結果、選挙人は不在者投票を行っていないことが確認された。(受理)
- 抄本番号15「△△△△」  
投票時間の終了後も、指定郵便局から不在者投票は送付されてこなかった。(受理)
- 抄本番号23「○○△△」  
不在者投票の日について調査した結果、○月○日に投票したことが判明した。(受理)
- 抄本番号29「○○△△」  
不在者投票の投票場所について調査した結果、「甲市役所」において投票したことが判明した。(受理)
- 抄本番号41「○○□□」  
不在者投票関係書類について調査した結果、不在者投票は選挙人本人が行ったものでないことが確認された。(不受理)

※

※については、投票録の記載例との整合はとっていません。



時期	番号	チェック事項	投票事務 取投票額 (頁)	チェック欄 「○」 を する
12	(1)	午前7時投票所開所宣言。(別紙1参照)	14	
	(2)	最初の選挙人の面前で、電子投票機のゼロ票及び投票箱の空虛の確認。 (投票録の末尾の「電子投票機のゼロ票及び投票箱の空虛を確認した者」 欄に記入)	16	
	(3)	◎電子投票機は、ゼロ票を表示していることを最初の選挙人が確認しない いと、投票を開始できない。	16	
	(4)	◎投票開始後は、どんなことがあっても絶対に投票箱を開くこととはでき ない。	16	
13	(1)	投票事務は、円滑に行われているか。	14~	
	(2)	名簿の対照・投票カードの交付は、正確で円滑に行われているか。	14~19	
	(3)	電子投票機の監視はゆきとどいているか。	27	
	(4)	代理投票及び操作補助の事務は円滑に行われているか。	29~31	
14	(1)	電子投票機を操作しないまま、投票カードを返却しないで持ち帰る選挙 人はいないか。	27	
	(2)	電子投票機に異常が発生していないか。	27	
	(3)	電子投票機の画面に指で押した跡がないか。	27	
15	(1)	進捗状況の報告は確実に行っているか。 午前8時、9時、10時、11時、正午、午後1時、2時、3時、4時、 5時、6時、7時、8時の各定時に行う。	24, 25	
	(2)	最終報告は、必ず不在者投票数を加えて報告する。	25	
16		正午 … 時計の時刻が進んだり、遅れていないか。		
17		投票立会人が交替する投票所では、交替の準備はできているか。 ① 投票立会人報酬の支払い、領収証書の作成。 ② 引継書の作成。	43 10	
		投票録に記載できる関係部分は済んでいるか。	42	

時期	番号	チェック事項	投票事務 取投票額 (頁)	チェック欄 「○」 を する
投票所開鎖直後	19	不在者投票の受理・不受理の決定は済んでいるか。	36, 37	
	20	開票所へ記録媒体送致箱等を送致する投票立会人は、決まっているか。	39	
	21	投票立会人の報酬等の支払い、領収証書等の作成は済んでいるか。	43	
	22	午後8時に投票所閉鎖の宣言(別紙1) 投票所閉鎖直前に投票所敷地内の選挙人を入れて、入口を閉じ投票さ せる。	38	
	23	投票所内にいる選挙人の投票は終了したか。	38	
	24	電子投票機を終了して、記録媒体(原本・複写)を取り出して封印し、 それぞれ送致箱に入れてかぎをかける。	38, 39	
	25	不在者投票の投函(受理・不受理を決定した投票は全て投函したか。)	39, 40	
	26	投票箱へ「その二」のかぎをかける。	40	
	27	記録媒体送致箱などの送致にあたって、投票管理者と送致する投票立 会人のかぎの保管はよいか。(別々に保管。封印も必要)	39, 40	
	28	最終定時の投票進捗状況の報告(不在者投票数を加えて)は、済んで いるか。	25	
	29	書類整理・投票者数集計等に時間がかかるときは、開票所への出発を 優先させる。	40, 41	
	30	投票録、送致書等への記入や署名は完了したか。	42	
31	物品の整理等、投票所の後片付けを行ったか。	41		
32	火気はないか、引継ぎは確実にを行ったか。	41		

(注) 不明な点又は問題が生じたときは、自己の判断で処理するこ  
となく、直ちに区選管に報告し、その指示を受けてください。

## 資料 7

「開票事務取扱要領」(広島市)

平成15年2月2日執行  
 広島市長選挙

## 開票事務取扱要領

[安芸区]

第1	開票の管理機関	1
1	開票管理者等	1
	(1) 開票管理者	1
	(2) 職務代理者	1
	(3) 開票管理者の職務	1
2	開票立会人	2
3	開票事務従事者等	3
	(1) 総括指揮者	3
	(2) 進行指揮者	3
	(3) 班長	3
	(4) 事務従事者	3
	(5) 事務従事者に対する一般的注意事項(従事者全員)	4
第2	開票前に行う仕事(区選管、庶務係)	5
1	開票所の設置	5
2	開票所門標の掲示	5
3	開票所内の表示等	5
4	開票所の配置(設営上の注意事項)	5
5	開票所配置図	6
6	受付場所の設営	7
7	受付場所の表示	7
※	受付場所配置図(例)	7
第3	投票所物品の受付要領等	8
1	受付事務従事者の集合(受付事務従事者)	8
2	受付物品の内訳	8
	(送致物・引継物)	8
3	受付要領(受付事務従事者)	9
4	記録媒体送致箱と「かぎ」の受付	9
	(1) 「かぎ」の封筒(原本・複写)の確認	9
	(2) 記録媒体の送致箱(原本・複写)の確認	9
	(3) 記録媒体の内容器の確認	9
	(4) 記録媒体の送致箱とかぎの保管	9
5	投票箱と「かぎ」の受付	9
	(1) 投票箱	9

広島市・区選挙管理委員会

市選管 (082)504-2513  
 安芸区選管 (082)822-3131

(2) 「かぎ」の封筒	10	(9) 点検結束係	22
6 市選管への報告	10	(10) 得票計算係	22
7 投票録、関係書類の確認	10	(11) 点検運搬C係	22
8 投票結果の確定数報告(速報係)	11	* 7 速報	23
<b>第4 投票録等の関係書類の照合</b>	12	(1) 中間速報	23
1 投票進捗表・投票録・投票用紙使用枚数調	12	(2) 確定(最終)速報	23
2 投票結果の確定	13	<b>第8 開票の終了(開票事務の流れ図の*8から*11まで)</b>	24
<b>第5 記録媒体・投票箱等の取扱い</b>	14	* 8 結果の確認(庶務係、速報係)	24
<b>第6 開票開始前</b>	15	* 9 得票数の朗読(開票管理者)	24
1 事務従事者の集合(従事者全員)	15	* 10 開票録等関係書類の作成(庶務係)	25
2 開票立会人の参会(開票管理者)	15	* 11 開票終了宣言(開票管理者)	26
3 庶務係の事務(庶務係)	15	<b>第9 開票終了後の処理(開票事務の流れ図の*12・*13)</b>	27
4 入場案内係の事務(受付・取締係)	15	1 区選挙管理委員会への書類の引継ぎ	27
<b>第7 開票事務</b>	16	2 器材の保管	27
流れ 図 1	16	3 開票所の掃除等	27
流れ 図 2	17	<b>別紙1 開票管理者の事務従事職員に対する注意(例)</b>	28
* 1 記録媒体内容器・投票箱等の異状の有無確認(庶務係)	18	<b>別紙2 開票結果朗読要領</b>	29
* 2 開票開始宣言(開票管理者)	18	<b>参 考(関係書類様式)</b>	30
* 3-1 記録媒体内容器の開封と空虚の確認(開披・分類係)	18		
* 3-2 投票箱の開箱と空虚の確認(開披・分類係)	18		
* 3-3 集計装置による集計(電子投票集計係)	18		
[* 4 ~ * 6 は紙の投票]	19		
* 4 仮投票等の調査(庶務係)	19		
* 5 全投票の混同(従事者全員)	19		
* 6 開披・分類から得票台への集積までの流れ	19		
(1) 開披・分類係	19		
(2) 点検運搬A係	19		
(3) 審査係	20		
(4) 第一精査係	21		
(5) 第二精査係	21		
(6) 点検運搬B係	21		
(7) 第一計数係	21		
(8) 第二計数係	21		

第1 開票の管理機関

1 開票管理者等

(1) 開票管理者

開票管理者は開票事務の最高責任者として、投票の効力を決定することをはじめ、開票事務全般にわたり、補助執行する職員を指揮監督します。(法61①②)

(2) 職務代理人

開票管理者に事故があり、又は欠けた場合においてその職務を代理します。(令67①)

(3) 開票管理者の職務

① 自ら行う事項

ア 開票の開始及び終了宣言

(電子投票)

イ 記録媒体の内容器(原本・複写)の封印の確認

(紙の投票)

ウ 投票箱及びび「かぎの封筒」の確認

エ 投票箱の中に投票が残っていないかの確認(法66②)

オ 仮投票等(仮投票、不受理又は拒否の決定を受けた不在者投票)の受理・不受理の決定(法66①、令71)

カ 各投票の点検

(共通)

キ 投票の効力の決定(法67)

ク 候補者の得票数の明説(令73)

ケ 開票録の署名(法70)

② 補助執行させる事項

ア 開票所の設備(法63)

(電子投票)

イ 記録媒体の送致箱等の受領と保管

ウ 記録媒体の内容器(原本・複写)の数の確認

エ 電子計算機による集計

オ 集計済みの記録媒体(原本)と未開封の記録媒体(複写)の梱包・封印

(紙の投票)

カ 投票箱等の受領と保管(法55)

キ 投票箱の開箱、投票の混同・点検(法66②)

ク 点検済の投票(有効・無効)の梱包・封印(令76)

(共通)

ケ 開票結果(中間)報告(法66③)

コ 開票録の作成(法70)

カ 開票所の取締(法74)

③ 秩序保持(法74)

開票所の秩序保持の権限と責任は開票管理者にあるが、開票立会人、事務従事者全員の協力によって、開票の迅速な進行に支障をきたさないようにする。

④ 開票立会人への協力要請

あらかじめ開票立会人に対し、開票事務の流れ・処理方法等の説明を行い、開票の公正円滑な進行についての積極的な協力を要請する。

2 開票立会人

(1) 開票立会人(法62)

開票立会人は、候補者の利益代表としての性格と開票の公正な執行に立ち会うという公益代表としての職責を合わせ持つものです。

(2) 開票立会人の主な仕事

① 記録媒体の内容器(原本・複写)の封印を確認する。

② 送られてきた投票箱や「かぎ」に異状がないかを点検する。

③ 投票箱を開けるときに立ち会い、投票箱に投票が残っていないことを確認する。(法66②)

④ 仮投票や投票管理者のもとで不受理又は拒否の決定を受けた不在者投票の受理・不受理を決定するときに意見を述べる。(法66①)

(※ 開票管理者が意見を聴いて決定)

⑤ 投票の効力について意見を述べる。(法67)

(※ 開票管理者が意見を聴いて決定)

⑥ 開票録に署名する。(法70)

⑦ 点検済の投票(有効・無効)や記録媒体を梱包したとき開票管理者とともに封印する。(令76①)

3 開票事務従事者等

(1) 総括指揮者  
 総括指揮者は、開票管理者を補佐し、事務従事者を指揮監督して開票事務の進行を図ります。このため、開票管理者が自ら行う事項及び事務従事者が補助執行する事項のすべてについてその取り扱いを熟知し、開票管理者に適切な助言をすとともに、事務従事者を指揮監督して開票の迅速かつ適正な管理執行を行います。

(2) 進行指揮者  
 進行指揮者は、総括指揮者を補佐し、担当の事務従事者を指揮監督して、事務の進行を図ります。このため、担当する事務だけではなく、総括指揮者が行う事項のすべてについてその取り扱いを熟知し、総括指揮者に進行状況を順次報告するとともに、事務従事者を指揮監督して開票の迅速かつ適正な管理執行を行います。

指揮者の担当事務(例)

職名	担当事務
総括指揮者	全体指揮
進行指揮A	開披・分類、点検運搬A、審査
進行指揮B	第一精査、第二精査、点検運搬B
進行指揮C	第一計数、第二計数、点検結束
進行指揮D	集計装置による集計・出力
進行指揮E	得票計算、点検運搬C、速報

※ 担当事務の内訳は、区運営により異なります。

(3) 班長  
 班長は、進行指揮者を補佐し、担当の事務従事者を指揮監督して、事務の進行を行います。このため、担当する事務を熟知し、進行指揮者に進行状況等を順次報告するとともに、事務従事者を指揮監督して開票の迅速かつ適正な進行を行います。

(4) 事務従事者  
 事務従事者は、担当する事務を熟知し、進行指揮者及び班長の指示によって迅速に事務処理を行います。

(5) 事務従事者に対する一般的注意事項(従事者全員)

- ① 集合時間を厳守する。  
 ア 開票開始は、選挙期日の午後9時20分からです。従事者は全員、午後8時45分までに集合してください。  
 (集合時間について区選挙管理委員会から別に指示があった場合には、その指示に従ってください。)
- イ 庶務係から所要の物品を受領し、開票開始の時刻までに完全に準備を終え所定の時場についておきます。  
 ウ 引継物・送致物の受付事務の従事者は午後7時までに集合してください。(第3(投票所物品の受付要領等)参照)
- ② 開票事務に必要な物品(投票用紙に色をつけたり、汚損させるような物品等)は所持しない。
- ③ 事務従事者であることを明らかにするため、区選挙管理委員会の交付する記章(又は腕章)をつける。
- ④ 筆記用具、用紙等を持ち込まない。  
 開票に必要な筆記用具・用紙類は、庶務係が必要な係へ必要だけ交付するので、これ以外は所持しない。  
 (これは、開票立会人や参観人等に、事務従事者が投票に加筆したという疑念や誤解をおこさないためです。)
- ⑤ 勝手に持場を離れない。  
 やむを得ない理由で持場を離れる場合は、必ず班長の許可を得て持場を離れるようにします。
- ⑥ 投票は、必ず「カゴ」などに入れて持ち運ぶ。
- ⑦ 投票を持ったまま開披・分類台を離れたり、ポケットに手を入れたりすることは絶対にしない。
- ⑧ 投票は紛失、破損しないように取り扱う。  
 反古紙であっても、決して破ったり捨てたりしない。
- ⑨ 係員は、よくわからないことなどがあつた場合、班長に連絡し、その指示を受ける。
- ⑩ 選挙(特に開票)に関するうわさ話、意見、批判等はしない。

第2 開票前に行う仕事 (区選管、庶務係)

- 1 開票所の設置  
開票所の設置は業者委託により行い、開票当日の午後4時30分までには完了しておきます。(区選挙管理委員会が設置業者を指示する。)
- 2 開票所門標の掲示  
開票所の門標は、庶務係が当日午後9時までに開票所入口の見えやすい場所に掲げ、開票終了とともに取り外します。

3 開票所内の表示等

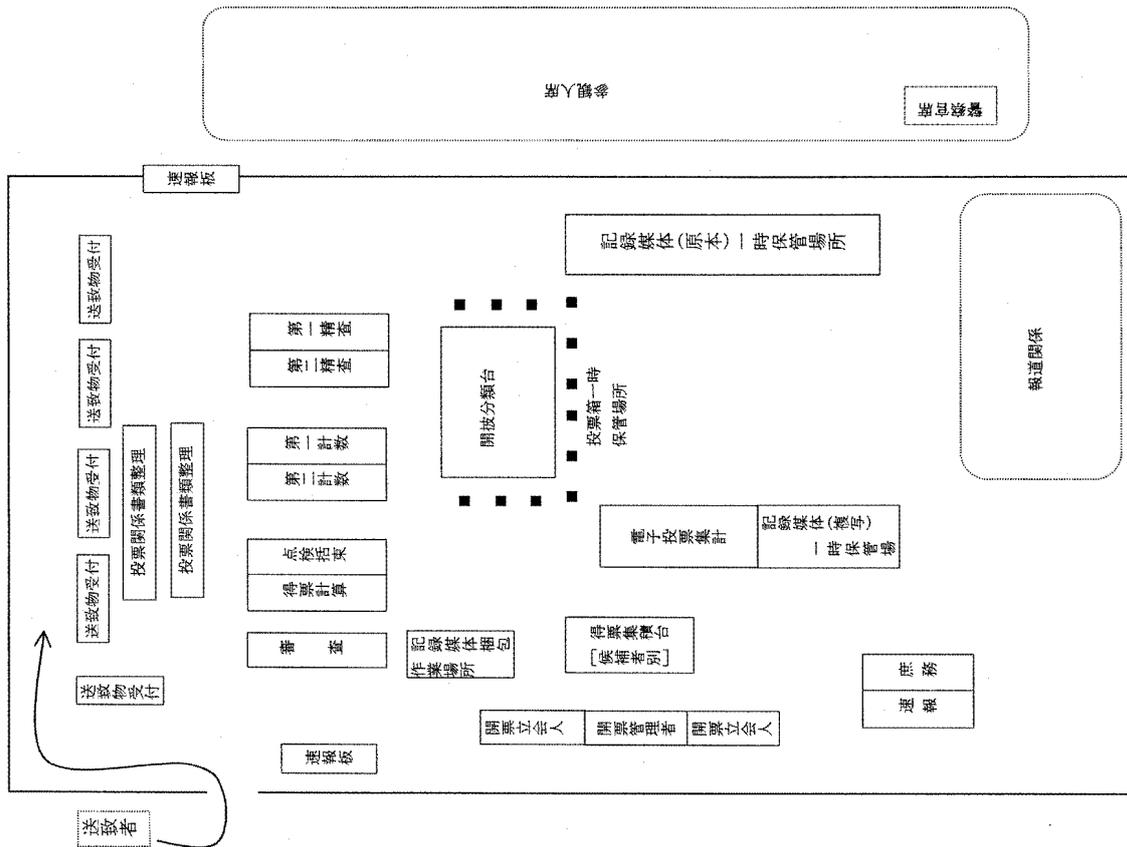
次の表札等を掲示します。

① 開票管理者	⑨ 得票計算係
② 開票立会人	⑩ 審査係
③ 庶務係	⑪ 速報係
④ 受付係	⑫ 集計装置
⑤ 開放・分類係	⑬ 候補者氏名(得票集積台に表示)
⑥ 第一精査係、第二精査係	⑭ 開票の参観にあたっての注意
⑦ 第一計数係、第二計数係	
⑧ 点検括束係	

4 開票所の配置 (設置上の注意事項)

- ① 開票管理者、開票立会人席から開票事務が十分見えるようにする。
- ② 開票の公正確保について配慮する。
- ③ 開票事務が迅速かつ正確に行えるよう配慮する。
- ④ 速報板は、参観人席から見えやすい位置にする。
- ⑤ 不測の停電等に備えて、発電機、懐中電灯等を用意する。
- ⑥ 火災予防については十分注意し、消火器等の保管場所を確認しておく。

5 開票所配置図  
開票所は、次の開票所配置図(例)に準じて設置します。





3 受付要領(受付事務従事者)

- (1) 送致物
  - ① 送致物を送致書により点検し、受領確認欄にチェックする。
  - ② 投票録と投票進度表の審査には、特に注意をし、投票所の数に応じた受付のための「投票録点検・集計係」をおき、投票管理者等を長時間待たせることのないよう配慮しておきます。(詳細は、後述の「4」～「7」を参照)
  - ③ 受領完了後、庶務係に引き継ぎます。
- (2) 引継物
  - ① 引継物を引継書により点検し、受領確認欄にチェックする。
  - ② 確認後、引継物をトランクへ搬入する。

4 記録媒体送致箱と「かざ」の受付

- (1) 「かざ」の封筒(原本・複写)の確認
  - ① 「かざ」の封筒の封筒裏面の保管者氏名(原本…送致投票立会人、複写…投票管理者)、押印・投票区番号を確認する。
  - ② 封筒裏面の割印を確認する。
  - ③ 確認後、封筒を該当の記録媒体送致箱の下に置く。

(2) 記録媒体の送致箱(原本・複写)の確認

- ① 施錠を確認する。
  - ② 投票区番号を確認する。
- (3) 記録媒体の内容器の確認
- ① かざの封筒からかざを取り出す。
  - ② 送致箱を開錠して、紙の帯で封じられた内容器(透明のケース)を取り出す。  
(以下、ケースの外から確認する。紙の帯の封印は開封しない。)
  - ③ 送致箱内に所定の枚数が入っているかを、区選管交付の記録媒体一覧表により確認する。
  - ④ 内容器の封印に異常がないかを確認する。
  - ⑤ 確認後は、該当の送致箱(原本・複写)に戻し、再度、施錠する。
  - ⑥ かざも、再度、封筒に入れて、ホチキスで止める。

(4) 記録媒体の送致箱とかざの保管

- 所定の保管場所に、整理して保管する。
- ※ 送致箱等に異状があった場合
- i 投票管理者にてん末書の作成を求める。
  - ii 投票管理者及び送致の投票立会人にてん末書への署名を求める。
- iii 直ちに区選挙管理委員会へ連絡する。

5 投票箱と「かざ」の受付

- (1) 投票箱
  - ① 施錠を確認する。
  - ② 投票区番号を確認する。
  - ③ 開披・分域台横の保管場所に、整理して保管する。

※ 同一地域の投票箱が、1か所に片寄らないようにするため、どの開披・分域台での投票区の投票箱を開披するかを、あらかじめ定めておきます。

※ 投票箱に異状(投票箱の破損、錠の損傷、施錠されていない等)があった場合

  - i 投票管理者にてん末書の作成を求める。
  - ii 投票管理者及び送致の投票立会人にてん末書への署名を求める。

iii 直ちに区選挙管理委員会へ連絡する。

(2) 「かざ」の封筒

- ① 「かざ」の封筒その一・その二の封筒裏面の保管者氏名(その一…投票管理者、その二…送致投票立会人)、押印・投票区番号を確認する。
- ② 封筒裏面の割印を確認する。
- ③ 確認後、封筒を当該投票箱の上に置く。

6 市選管への報告

全ての投票所の記録媒体送致箱と投票箱を受領したときは、直ちに受付事務終了の時刻及び異状の有無を区選管を通じて市選管へ報告します。

7 投票録、関係書類の確認

- (1) 投票録及び投票進度表を受領して、記載事項及び押印等を確認します。
- (2) 投票進度表の「点字・仮投票者数」欄の投票用紙残数と実際の残数とが一致するかを確認します。(投票所で投票用紙を使用するとは稀です。)

(3) 投票用紙使用枚数と投票進度表の点字・仮投票者数との整合を確認します。(「第4 投票録等の関係書類の照合」参照)

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{投票所での投票用紙交付数} \\ \hline \text{(点字・仮投票者数)} \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline \text{区選管からの投票用紙} \\ \hline \text{受領数} \\ \hline \end{array} - \begin{array}{|c|} \hline \text{投票用紙残数} \\ \hline \end{array}$$

- ※1 投票用紙は、記号式投票及び点字投票のそれぞれで算出します。
- 2 投票用紙残数には書損、汚損、破損、印刷漏れを含みます。

(4) 不在者投票を除く投票所における投票者数は、電子投票による投票者数と点字投票・仮投票者数(紙の投票)の合計により算出します。

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{投票所における} \\ \text{投票者数} \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline \text{電子投票による} \\ \text{投票者数} \\ \hline \end{array} + \begin{array}{|c|} \hline \text{点字投票・仮投票者数} \\ \hline \text{(紙の投票)} \\ \hline \end{array}$$

(5) 投票録の投票者総数は、投票所における投票者数に不在者投票者数を加えたものです。

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{全体の投票者総数} \\ \hline \text{(投票録の投票者総数)} \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline \text{投票所における} \\ \text{投票者数} \\ \hline \end{array} + \begin{array}{|c|} \hline \text{不在者投票者数} \\ \hline \end{array}$$

(6) 投票録の添付書類を確認します。

- ① 電子投票機を用いた代理投票及び操作補助の補助者承諾書
- ② 電子投票機を用いた代理投票処理調査(代理投票をした場合のみ。割印も必要)
- ③ 電子投票機の操作についての補助に関する処理調査(操作補助をした場合のみ。割印も必要)
- ④ 宣言書(令40②)(本人が確認できない場合のみ。実印はない。)
- ⑤ 投票立会人引継書(投票立会人を交替した投票所のみ)
- ⑥ 不在者投票所における点字投票者数及び代理投票者数(1)について(区選管からの投票管理者への通知文)

(7) 投票所閉鎖後に投票所に送致された不在者投票には、不在者投票用封筒の裏面に「受領年月日及び時刻」が記載されているのでこれを確認し、開封せず別の封筒に入れ、表面に「平成15年2月2日執行広島市長選挙における公職選挙法施行令第65条の不在者投票」と記載し、開票管理



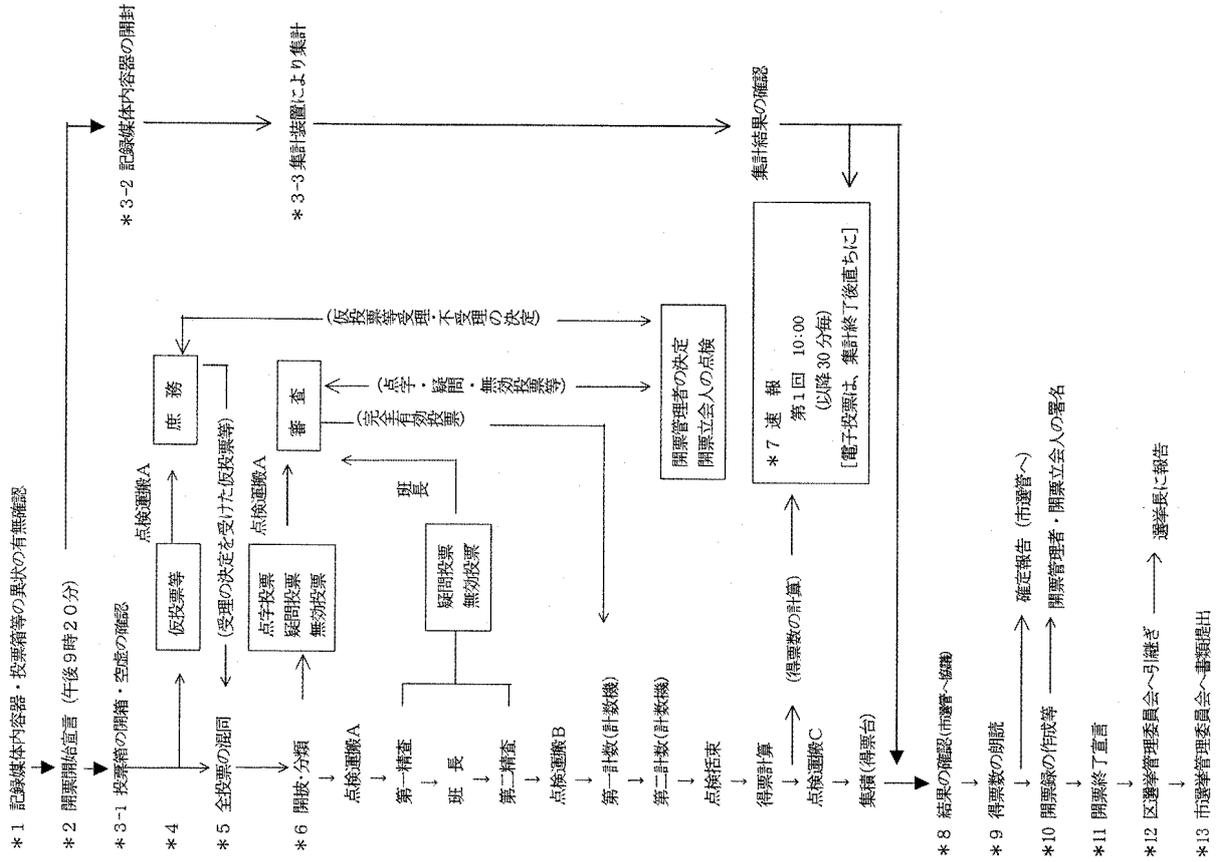


第6 開票開始前

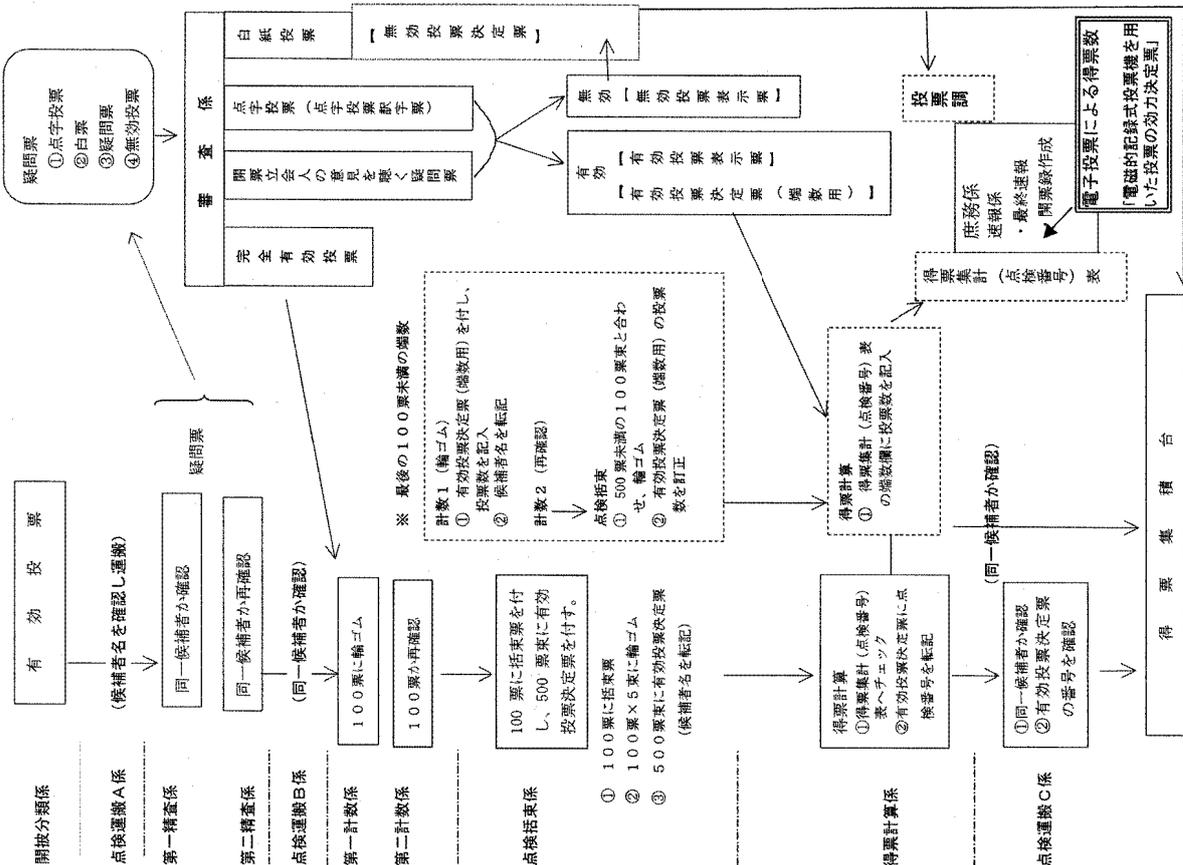
- 1 事務従事者の集合(従事者全員)  
事務従事者は、当日午後8時45分までに開票所へ集合し、各班長から開票事務について説明を受け、午後9時10分には所定の待機につき開票開始を待ちます。(集合時間について区選挙管理委員会から別に指示があった場合には、その指示に従ってください。)
- 2 開票立会人の参会(開票管理者)  
開票管理者は、開票立会人が午後8時50分までに参会するので、9時00分から開票事務の流れ・処理方法等の説明を行い、開票が円滑に進行するよう要請します。
- 3 庶務係の事務(庶務係)  
 (1) 投票箱、関係書類、受領物品の点検(運搬係、審査係ともに行います。)  
 (2) 開票所入口に門標を掲示(午後9時までに行います。)  
 (3) 時計の規正(時間の確認)  
 (4) 事務従事者の出勤状況の把握、記章(又は腕章)の交付  
 (5) 開票立会人に関しては、次のことを行います。  
 ① 開票立会人が参会したときは、開票立会人決定通知書又は開票立会人選任書を受け取り、リポンを渡し、席に案内する。(印鑑の押参も確認する)  
 ② 開票立会人が開票開始前又は開始後において3人に達しないときは、補充選任をする。  
 (6) 開票開始前には、開票管理者、開票立会人に「電磁的記録媒体内容器(原本・複写)」、「かぎの封筒」、「投票箱」の異状の有無を確認してもらいます。([第5 記録媒体・投票箱等の取扱い]を参照)
- 4 入場案内係の事務(受付・取係係)  
入場案内係は、参観人に「開票の参観にあたっての注意」を遵守させ、開票所の秩序保持に努めます。(受付欄により参観人を把握します。)

第7 開票事務

流れ図 1



流れ図 2



《流れ図の*1から*6までの内容は、次のとおりです。》

- * 1 記録媒体内容器・投票箱等の異状の有無確認（庶務係）  
開票管理者、開票立会人に「記録媒体内容器」・「投票箱」・「かぎの封筒」の異状の有無を確認してもらいます。
- * 2 開票開始宣言（開票管理者）  
開票は午後9時20分（拍子木等により合図）の開票管理者による「開票開始宣言」により一斉に開始します。  
開票開始宣言  
「ただいまから、広島市安芸区開票区における広島市長選挙の開票を開始いたします。」  
「まず、記録媒体、投票箱について、封印・施錠の再確認をします。その後、電子投票による投票は、記録媒体を集計装置により集計します。紙による投票は、各投票箱の投票を混同して分類し、さらにこれを精査して、得票計算を行います。」  
「それでは、始めてください。」
- (1) 開票管理者と立会人に、記録媒体内容器（原本・複写）の封印の再確認を求めます。  
(2) 開票管理者と立会人に、投票箱のかぎの封筒の封印、投票箱の施錠の再確認を求めます。
- * 3-1 記録媒体内容器の開封と空虚の確認（開投・分類係）  
(1) 原本のみ内容器を従事者が開封し、高く掲げ内容器内に媒体のないことを開票管理者・立会人に示します。  
(2) 記録媒体をトレイに入れ、集計装置の前に置きます。  
(3) 複写の内容器は、送致箱に戻して施錠し、所定の場所に保管します。  
(4) 記録媒体は、破損しないように注意して取り扱います。
- * 3-2 投票箱の開箱と空虚の確認（開投・分類係）  
(1) 投票箱の「かぎの封筒」から「かぎ」を取り出し、投票箱を開けよう。  
(2) 投票箱を開いて全部の投票を、あらかじめ定められた開投・分類台の上に取り出し、投票箱ごとにながら確認を、開票管理者、開票立会人に対して行います。  
(3) 投票箱を開くときは一斉に開き、投票箱から投票を取り出す際、投票を破損しないように注意して取り扱います。  
(4) 空になった投票箱は、一定の場所へ整理しておきます。また、投票箱は丁寧に扱い、無理にゆがたりしないようにします。
- * 3-3 集計装置による集計（電子投票集計係）  
(1) 記録媒体（原本）をパソコンにより集計します。  
(2) 投票結果の確定数（投票結果速報用紙）の電子投票分とパソコンの出力帳票の数値を照合し、一致を確認します。  
(3) 一致を確認したら、「電磁的記録式投票機を用いた投票の効力決定票」（様式No. 11）に転記します。

- (4) 開票管理者は、開票立会人の意見を聴いて、投票の効力を決定します。
- ※① 記録媒体に記録された個々の投票の効力の決定を行うものではありません。
- ② 被選挙権を失った候補者等があった場合に、当該候補者に対する投票を一括して無効とするという意味での効力の決定を行うということです。
- (5) 投票の効力決定後は、第7の「*7 速報」により速報します。
- (6) 万が一、記録媒体(原本)で集計できない場合は、「投票を複写した電磁的記録媒体を使用して開票を行う決定書」(様式№.12)を作成し、記録媒体(複写)を用いて集計します。

【*4~*6は紙の投票】

*4 仮投票等の調査(庶務係)

- (1) 点検運搬A係が封筒に入った仮投票等を庶務係へ回付します。
- (2) 仮投票等の受理・不受理の決定は、開票管理者が開票立会人の意見を聴いて決定します。
- (3) 受理の決定を受けた仮投票等は、他の投票と混同して開票を行います。
- (4) 不受理の決定を受けた仮投票等は、他の封筒に入れて封をし、封筒の表面に「平成15年2月2日執行広島市長選挙における公職選挙法第66条第1項の仮投票」又は「平成15年2月2日執行広島市長選挙における公職選挙法第71条の不在者投票」と記載し開票管理者の封印を受けます。

*5 全投票の混同(従事者全員)

- (1) 全ての投票を混同した後、事務従事者全員(庶務係、審査係、得票計算係、受付係を除く)により開披・分類作業(*6の(1)参照)を開始します。
- (2) 開披・分類台での作業は、一時に多数の事務従事者が取り回して行うので、決して雑談したり、みだりにポケットに手を入れるなど、疑惑を招くことのないようにします。

*6 開披・分類から得票台への集計までの流れ

- (1) 開披・分類係
  - ① 開披・分類係に取り出した投票のうち、封筒に入っているもの(仮投票、不受理又は拒否の決定を受けた不在者投票の3種類)を選び出します。(点検運搬A係が庶務係へ回付)
  - ② 開披にあたっては、点字投票を早めに運び出します。(点検運搬A係が審査係に回付)
  - ③ 開披した投票を該当のカゴに入れます。
    - ア 有効投票は記号式と自書式に分けて候補者ごとに分類します。その際、カゴが記号式と自書式に分けてあれば、該当のカゴに入れます。(点検運搬A係が第一精査係へ回付)
    - イ 無効その他疑問と思われる投票は「疑問票カゴ」に入れます。(点検運搬A係が審査係へ回付)

(2) 点検運搬A係

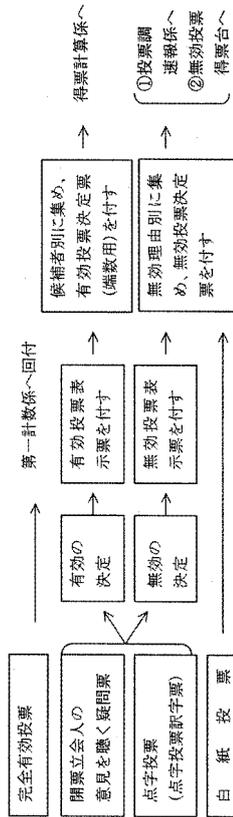
投票の種類	点検事項	運搬先
① 仮投票、不受理又は拒否の決定を受けた不在者投票	→ 封筒か	→ 庶務係
② 点字投票	→ 点字投票か	→ 審査係
③ 有効投票	→ 同一の候補者か	→ 第一精査係
④ 疑問票	→ 疑問票か	→ 審査係

(3) 審査係

(記号式投票と自書式投票を分けて審査します。)  
疑問票の有効・無効の区分にあたることに、開票管理者及び開票立会人へ回付する投票の点検が迅速に終わるよう努めます。

また、庶務係と一体となり事務が正確・迅速に進行するよう努めます。

※主な流れ



① 疑問票の有効・無効の判定は、特に開票立会人等から疑念を持たれないよう慎重に処理します。

② 完全有効投票を除いたすべての疑問票は、開票管理者が開票立会人の意見を聴いて有効・無効を決定するものです。

③ 開披・分類係(あるいは第一・第二精査係)から回付された疑問票で、容易に有効と判断できる投票(完全有効投票)は、第一計数係へ回付します。

④ 白紙投票には、無効投票決定票(様式№.3-1、3-2)を付します。明らかに無効と認められる投票であっても、無効として扱う旨の説明を、開票管理者及び開票立会人に事前に行います。100票未満の場合は、無効投票決定票の100の数字を無効投票数に訂正します。

⑤ 開票管理者が開票立会人の意見を聴いて有効又は無効と決定した投票には、それぞれの投票に有効投票表示票(様式№.4)又は無効投票表示票(様式№.5-1、5-2)を付します。

⑥ 開票管理者から有効と決定され有効投票表示票を付した投票は、さらに候補者別に集め、その上に端数用の有効投票決定票(様式№.2-2(1)、(2))を付し、投票数を記入するとともに候補者氏名を転記し、最後に得票計算係へ回付します。

⑦ 開票管理者から無効と決定され無効投票表示票を付した投票は、さらに無効理由別に集め、その上に無効投票決定票(様式№.3-1、3-2)を付します。100票未満の場合は、無効投票決定票の100の数字を無効投票数に訂正します。

⑧ 点字投票は、点字投票訳字者に誤字してもらい、点字投票訳字票(様式№.6)に内容を記入し、開票管理者及び開票立会人の点検を受けます。

ア 有効の場合には、上記「⑥」と同様に有効投票表示票を付し、さらに候補者別に集め、その上に端数用の有効投票決定票を付して、得票計算係に回付します。

イ 無効の場合には、上記「⑦」と同様に無効投票表示票を付し、さらに無効理由別に集め、その上に無効投票決定票を付します。

- ⑨ 無効投票数は、最後に投票調(様式№8-1、8-2)に記載します。投票調は速報係に引き継ぎ、無効投票は得票集積台の所定の位置に置きます。なお、投票調中「投票と認め難いもの」については、備考欄にその内容を記入します。
- ⑩ 「あん分すべき投票」は、「あん分投票確認票」の票数をともに、「あん分計算書」により各候補者毎の得票数を計算します。  
(あん分の必要な場合には、区選管から別に指示があります。)
- (4) 第一精査係  
(記号式投票と自書式投票を分けて精査します。)
- ① 点検運搬A係が開投・分類係から回付した同一候補者の投票を、同一候補者のものであるか十分確認します。(混入票がないか)
- ② 記号式と自書式が混入している場合は、それぞれの「カゴ」に入れ、分けて精査します。
- ③ 他の候補者の投票があれば該当候補者のカゴに入れ、疑問・無効投票があれば「疑問票カゴ」に入れます。
- ④ 班長は、疑問・無効投票を審査係へ、有効な同一候補者の投票を第二精査係へ回付します。
- (5) 第二精査係  
(記号式投票と自書式投票を分けて精査します。)
- ① 第一精査係から回付された候補者別の投票の内容点検を、再度慎重に行います。(混入票がないか)
- ② 記号式と自書式が混入している場合は、それぞれの「カゴ」に入れ、分けて精査します。
- ③ 他の候補者の投票があれば該当候補者のカゴに入れ、疑問・無効投票があれば「疑問票カゴ」に入れます。
- ④ 班長は、疑問・無効投票を審査係へ回付します。
- (6) 点検運搬B係  
同一候補者の投票であるか確認し、第二精査係から第一計数係へ回付します。
- (7) 第一計数係  
① 点検運搬B係が第二精査係から回付した同一候補者の投票を、計数機により100票単位に計数を行います。
- ② 100票単位に計数された有効投票は輪ゴムで止め、第二計数係へ回付します。
- ③ 100票未満の端数は、候補者別の「カゴ」に入れます。
- ④ 最後まで残った100票未満の端数は、計数機により枚数を確認し、端数用の有効投票決定票(様式№2-2(1)、(2))を付し、投票数を記入するとともに候補者氏名を転記し、第二計数係へ回付します。
- (8) 第二計数係  
① 第一計数係から回付された同一候補者の投票を、計数機により100票単位にその数を再度確認します。
- ② 100票でない(端数用の有効投票決定票の付してある100票未満の端数を除く)は、第一計数係に差し戻します。
- ③ 端数用の有効投票決定票の付された投票は、記入された投票数、候補者名が正しいか再度確認
- ④ 班長は、点検括束係へ回付します。
- (9) 点検括束係  
(記号式投票と自書式投票を分けて括束します。)
- ① 第二計数係から回付された100票束が、同一候補者のものであることを、おおまかに確認し、これに100票の括束票(様式№1-1、1-2)を付します。  
(記号式投票用の括束票には、候補者氏名を記載します。)
- ② さらに、他の一人がこれを5束にし、その上に500票の有効投票決定票(様式№2-1(1)、(2))を付して輪ゴムで止め、投票に記載されている候補者氏名を転記し、得票計算係へ回付します。
- ③ 第二計数係から最後に100票未満の端数束が回付される(端数用の有効投票決定票が既に入っている)ので、これに500票束にならなかつた100票束を加え、端数用の有効投票決定票(様式№2-2(1)、(2))の投票数を訂正します。
- ④ この端数束は、その旨を確表に伝えて最後に得票計算係へ回付します。
- (10) 得票計算係  
(記号式投票と自書式投票はそれぞれの欄に記載し、得票計算します。)
- ① 開投分類開始から得票計算を開始するまでの間は、全体の票の状況(各候補者の得票量)を把握するように努めます。(得票の速報の逆転を避けるため)
- ② 完全有効投票500票が回付されたら、候補者別の得票集計(点検番号)表(様式№7)の点検番号欄にチェックするとともに、有効投票決定票の点検番号欄に点検番号を転記します。
- ③ このとき、100票束が5束あるか確認します。
- ④ 端数束は点検括束係と審査係から端数用の有効投票決定票を付して最後に回付されます。投票数を得票集計(点検番号)表の端数欄に記入します。  
※ 複数の端数束が回付されるので、端数が最終的に何票になったかがよくわかるようにしておいてください。
- ⑤ 得票数の記入が終了したときは、集計します。
- ⑥ 得票計算は、2人でそれぞれ別々に計算します。
- ⑦ 集計が終了したときは、2人の計算が一致しているかを確かめた後、速報係に引き継ぎます。
- ⑧ 中間速報の時刻前には、各候補者の得票数を速報係に知らせます。  
(外部への公表は速報係が行います。)
- (11) 点検運搬C係  
① 得票計算係で集計済みの有効投票を、同一候補者のものであること、有効投票決定票に点検番号が記入済みであることを確認し、得票集積台の所定の位置に置きます。
- ② 端数束は、得票計算係に確認のうえ最後に運搬します。

* 7 速報

(1) 中間速報

① 電子投票

集計装置による集計が終了したら、「開票中間(電子投票)速報」用紙で市選挙管理委員会へ速報します。(第7の「*3-3 集計装置による集計」参照)

② 紙の投票

速報現在時刻ごとに得票計算係の集計した候補者の得票数に電子投票分の得票数を加えたものを、指定された時刻に市選挙管理委員会へ「開票中間速報」用紙で速報します。

このとき、各候補者の得票数が前回速報の得票数より増えているか確認します。(同様の場合もある)

速報開始時に得票数がでていないときも、「得票数0」として速報します。

速報した後、定時になれば場内の速報板に記入します。

選挙区	選挙区名	得票数の内訳	得票数	得票率	得票率	得票率
		電子投票中の得票数				
		紙投票中の得票数				
		合計				

電報局の速報係が速報の開始を完了してからの速報

選挙区名

得票数

得票率

得票率

得票率

選挙区名

得票数

得票率

得票率

得票率

選挙区	選挙区名	得票数の内訳	得票数	得票率	得票率	得票率
		電子投票中の得票数				
		紙投票中の得票数				
		合計				

電報局の速報係が速報の開始を完了してからの速報

選挙区名

得票数

得票率

得票率

得票率

選挙区名

得票数

得票率

得票率

得票率

(2) 確定(最終)速報

① 「第8 開票の終了」の*8 [結果の確認]・*9 [得票数の朗読]の終了後、「開票結果速報」用紙に確定時刻も記入して、直ちに市選挙管理委員会へ速報します。

報告した後、場内の速報板に記入します。

報告した後、場内の速報板に記入します。

選挙区	選挙区名	得票数の内訳	得票数	得票率	得票率	得票率
		電子投票中の得票数				
		紙投票中の得票数				
		合計				

電報局の速報係が速報の開始を完了してからの速報

選挙区名

得票数

得票率

得票率

得票率

選挙区名

得票数

得票率

得票率

得票率

第8 開票の終了(開票事務の流れ図の*8から*11まで)

* 8 結果の確認(庶務係、速報係)

(1) 確認用に次の確認票を用意します。

① 得票集計(点検番号)表
② 投票調(記号式・自書式)
③ 投票結果調
④ 開票中間速報用紙
⑤ 開票結果速報用紙
⑥ 集計装置の出力帳票

選挙区	選挙区名	得票数の内訳	得票数	得票率	得票率	得票率
		電子投票中の得票数				
		紙投票中の得票数				
		合計				

(2) チェック項目とその方法は次のとおりです。

① 有効投票数の確認  
「得票集計(点検番号)表」の総計欄を合計した得票数と集計装置の出力帳票の「投票した者」は、それぞれ「開票結果速報」用紙の有効投票数と一致しているか。

② 無効投票数の確認  
「投票調(記号式・自書式)」の無効票の合計数と、「開票結果速報」用紙の紙による投票の無効投票数が一致しているか。

③ 投票総数の確認  
「投票調(記号式・自書式)」の総投票数は、「開票結果速報」用紙の紙による投票の投票総数と一致しているか。

④ 投票者総数の確認  
「投票結果調」の投票者総数は、「開票結果速報」用紙の投票者総数と一致しているか。

「投票結果速報」用紙の投票者総数と一致しているか。

⑤ 得票内容の再確認

ア 各候補者の「得票集計(点検番号)表」の総計の数値と集計装置の出力帳票の得票数は、それぞれ「開票結果速報」用紙の当該候補者の得票数と一致しているか。

イ 各候補者の得票数は中間速報の得票数より増えているか。

「開票中間速報」用紙と「開票結果速報」用紙の得票数を比較する。

(3) 投票の確認を完了した後、市選挙管理委員会へ開票結果速報用紙により連絡・協議し、確認を受けます。

* 9 得票数の朗読(開票管理者)

投票の点検と結果の確認が終わったら、開票管理者は、必ず各候補者の得票数を朗読(別紙2参照)して開票結果を公表します。

## *10 開票録等関係書類の作成（庶務係）

- (1) 作成する書類
  - ① 投票調（様式№8-1、8-2。審査係で作成）
  - ② 開票録（様式№9）
  - ③ 選挙結果報告書（開票に関する部分を記載）
  - ④ 投票結果調（投票録受付時に作成済）
- (2) 開票録の作成
  - ① 開票録は3部作成し、開票管理者及び開票立会人が記載内容を確認し署名をします。
  - ② その作成は得票数の朗読が終了してから行うのですが、得票数の朗読等が終了していても記載できる事項については、あらかじめ記入しておいても差し支えありません。
  - ③ ただし、開票管理者及び開票立会人の署名は、得票数の朗読等終了後、すべての記載が完了した後にを行います。

## (3) 開票録記入上の注意事項

- ① 「2 開票立会人」の「(1) 届出による者」の党派欄は、当該開票立会人を届け出た候補者の党派名を記入します。  
区選挙管理委員会又は開票管理者が選任した場合は、開票立会人本人の所属党派を記入します。

- ② 「5 開票の結果」の「(1) 投票の内訳」欄の投票総数とは、開票所において確認済の有効投票と無効投票の合計数のことです。

無効投票率は無効投票数を上記の投票総数で除した数を％（％）で記入します。小数点以下第2位までとし、第3位を四捨五入します。

- ③ 「(2) 有効投票の内訳」欄の「不在者投票及び点字投票」欄の「法第68条の2第1項以外の投票」とは、あん分投票以外の自書式及び点字の有効投票のことです。

- ④ 「投票総数」と「電磁的記録式投票機」欄の操作を途中で終了した者の数の合計が、投票者総数と一致しない場合は、枠外に「不受理○票」又は「持ち帰りと思われる票○票」等と記載します。

- ⑤ 「(5) 各候補者の得票数」欄の候補者の氏名

ア 候補者氏名は立候補届出順に記載します。

イ このときの候補者氏名は、通称が認定されているときは、通称で記載します。

- ⑥ 署名は、開票管理者と開票立会人全員で行います。

- ⑦ 開票録は、袋とじとし、そのとじ目に開票管理者及び開票立会人全員の割印を押します。また、記載事項の訂正があると困るので、各ページの枠外にも全員の押印をします。

## (4) 記録媒体の整理

- ① 集計済記録媒体（通常は原本）と未集計記録媒体（通常は複写）に区別します。
- ② 集計済記録媒体は、再度、内容器に入れ、すべての内容器をさらに保存用の封筒等に入れて、表面に表示（様式№13）した後、開票管理者及び開票立会人の封印を受けます。
- ③ 未集計記録媒体は、送致箱から出して、封印したままの内容器を、保存用の封筒等に入れて、表面に表示（様式№13）した後、開票管理者及び開票立会人の封印を受けます。

## (5) 確認済投票等の整理

- ① 有効投票、無効投票に区別します。
- ② 有効投票は候補者別に梱包し、表面に表示（様式№10）した後、開票管理者及び開票立会人の封印を受けます。
- ③ 無効投票は、理由別に輪ゴムかゼムクリップでとじ、一括梱包して、表面に表示（様式№10）した後、開票管理者及び開票立会人の封印を受けます。
- ④ 不受理の決定のあった投票についても一括梱包し、同様に開票管理者及び開票立会人の封印を受けます。

## *11 開票終了宣言（開票管理者）

開票終了宣言

「これをもちまして、広島市〇〇区開票区における広島市長選挙の開票は、終了いたしました。」

別紙 1 開票管理者の事務従事職員に対する注意 (例)

第9 開票終了後の処理 (開票事務の流れ図の*12・*13)

- 1 区選挙管理委員会への書類の引継ぎ  
投票録等の投票に関する書類、開票録等の開票に関する書類を、直ちに区選挙管理委員会に引き継ぎます。

※ 関係書類

① 開票録(副) (様式№9)	選挙長 (市選挙管理委員会) へ提出
② 選挙結果報告書	〃
③ 投票結果調 (コピー)	市選挙管理委員会へ提出
④ 投票調 (様式№8-1、8-2)	区選挙管理委員会へ保管
⑤ 開票録 (正)	〃
⑥ 投票録	〃
⑦ 投票用紙の残	〃
⑧ 選挙人名簿抄本	〃
⑨ 各領収証書	〃
⑩ 梱包した記録媒体	〃
⑪ 梱包した投票	〃
⑫ 投票箱 (「かざ」も含む)	〃
⑬ 投票結果調	〃
⑭ その他	〃

2 器材の保管

集計装置等電子機器、投票箱、開票器材等は施設管理者と協議し、一定の場所に保管します。

3 開票所の掃除等

開票終了後、事務従事者は速やかに開票所の掃除、後片付けを行い、施設管理者に引き継ぎます。(タバコ等の火の始末には十分注意してください。)

広島市長選挙の開票が間もなく開始されます。

開票管理者として、特に次のことを要望しておきます。

今回の選挙は、任期満了に伴い執行されたものであり、有権者の厳しい注目のもとに行われました。

加えて、安芸区においては、政令指定都市で初めて電子投票により行われたことから、この開票は全国から注目されています。

開票事務に従事される皆さんは、緊張した気持ちで最後まで持続して、正確を期するよう努力していただきたいと思います。

お互いが担当する事務は、慎重に、厳格に取り扱い、いささかたりとも不信や疑惑を招くことのないよう、与えられた職務は、責任を持って遂行していただくことを要請しておきます。

ここで、開票立会人の皆様に一言ごあいさつを申し上げます。

本日は、まことに御苦労様でございます。開票がまもなく開始されますが、この事務が完結しても関係書類の作成並びに署名が全部完了するまでは職務が終わらないので、途中で退席のないよう、よろしくお願い申し上げます。

また、点検済みの投票用紙は得票台に並べていきますので、随時ご覧いただきたく思いますのでよろしくお願いたします。

別紙2 開票結果朗読要領

ただいまから、広島市安芸区開票区における広島市長選挙の開票結果を申し上げます。

投票総数 ○○○○○ 票  
 (このうち、電子投票  
 票) ○○○○○  
 有効投票 ○○○○○ 票  
 (このうち、電子投票  
 票) ○○○○○  
 無効投票 ○○○○○ 票  
 (このうち、電子投票  
 票) ○○○○○

候補者の得票数(立候補届出順)

○○○○○ 票

○○○○○ 票

以上でございます。

参 考 (関係書類様式)

No. 1-1、2	有効投票100票括束票(記号式・自書式).....	31
No. 2-1	有効投票決定票(記号式・自書式).....	32
No. 2-2	端数用有効投票決定票(記号式・自書式).....	32
No. 3-1、2	無効投票決定票(記号式・自書式).....	33
No. 4	有効投票表示票.....	34
No. 5-1、2	無効投票表示票(記号式・自書式).....	34
No. 6	点字投票訳字票.....	35
No. 7	得票集計(点検番号)表.....	36
No. 8-1、2	投票簡(記号式・自書式).....	37
No. 9	開票録.....	38
No. 10	梱包表示(有効投票・無効投票).....	39
No. 11	電磁的記録式投票機を用いた投票の効力決定票.....	40
No. 12	投票を複写した電磁的記録媒体を使用して 開票を行う決定書.....	41
No. 13	記録媒体梱包表示.....	42

NO. 1-1-1-2 「有効投票100票括束票」

点検括束係で、第二計数係から回付された同一候補者（記号式・自書式別）の100票の有効投票票に、この括束票を付す。

1-1

広島市長選挙

有効投票 100 票括束票（記号式）

候補者氏名

1-2

広島市長選挙

有効投票 100 票括束票（自書式）

候補者氏名

NO. 2-1 「有効投票決定票」

- ① 点検括束係で括束票を付した投票を記号式・自書式別に5束にし、その上にこの「有効投票決定票」を付して輪ゴムで止め、候補者氏名を転記する。
- ② 点検括束係の担当者は押印し、得票計算係へ回付する。

(1)

点検番号

有効投票決定票（記号式）

候補者氏名


開票立会人印  
開票管理者印

点検括束係印

(2)

点検番号

有効投票決定票（自書式）

候補者氏名


決定投票数 500票

開票立会人印  
開票管理者印

点検括束係印

NO. 2-2 「端数用の有効投票決定票」

- ① 審査係、第一計数係で使用する。
- ② 【審査係】
  - ア 有効投票表示票を付した投票（記号式・自書式別）を候補者別に集め、その上にこの「端数用の有効投票決定票」を付す。
  - イ 投票数を記入するとともに、候補者氏名を転記する。
  - ウ 得票計算係へ回付する。
- ③ 【第一計数係】
  - ア 最後まで残った100票未満の投票（記号式・自書式別）に、この「端数用の有効投票決定票」を付す。
  - イ 投票数を記入するとともに、候補者氏名を転記する。
  - ウ 第二計数係を経由し、点検括束係へ回付する。

(1)

点検番号

有効投票決定票（記号式）

候補者氏名


開票立会人印  
開票管理者印

点検括束係印  
（審査係印）

(2)

点検番号

有効投票決定票（自書式）

候補者氏名


決定投票数

開票立会人印  
開票管理者印

点検括束係印  
（審査係印）

※ 自書式の候補者氏名欄はくりぬきとする。

NO. 3-1-1、3-1-2「無効投票決定票」

- ① 審査係で、無効投票表示票を付した無効投票（記号式・自書式別）を理由別に集めて、その上にこの「無効投票決定票」を付す。
- ② 無効理由欄に無効理由を記入する。
- ③ 100票未満の場合は、100の数字を無効投票数に訂正する。
- ④ 審査係の担当者の印を押す。

3-1

広島市長選挙 無効投票決定票(記号式)	
無効理由	
決定投票数	100票
開票立会人印	開票管理印
審査係印	審査係印

3-2

広島市長選挙 無効投票決定票(自書式)	
無効理由	
決定投票数	100票
開票立会人印	開票管理印
審査係印	審査係印

NO. 4「有効投票表示票」

- ① 疑問票について、すべて開票管理者が開票立会人の意見を聴いて投票の効力（有効）の決定をする。
- ② その際、審査係でこの「有効投票表示票」を有効投票の上に付す。
- ③ 候補者氏名を記入する。
- ④ 最終的に、候補者別に集めて、記号式・自書式別に「無効投票決定票」で処理する。

有効投票表示票	
確認印	
開票管理者	候補者氏名
開票立会人	候補者氏名

NO. 5-1、5-2「無効投票表示票」

- ① 疑問票について、すべて開票管理者が開票立会人の意見を聴いて投票の効力（無効）の決定をする。
- ② その際、審査係でこの「無効投票表示票」を無効投票の上に付す。
- ③ 無効理由欄の該当する番号に○をする。
- ④ 最終的に、理由別に集めて、記号式・自書式別に「無効投票決定票」で処理する。

5-1

無効投票表示票(記号式)	
確認印	無効理由
開票管理者	1 所定の用紙でない 2 所定の○記号の記載 力法でない。 (裏面に記載)
開票立会人	3 候補者でない者又は 候補者となることので きない者に○記号 ○記号 4 2人以上の候補者に 者への○記号 5 被選挙権のない候補 者への○記号 6 ○記号以外の粗筆記 載 7 自ら記号しない 8 候補者のいずれに○ 記号をしたか確認し難 い 9 白紙投票

5-2

無効投票表示票(自書式)	
確認印	無効理由
開票管理者	1 所定の用紙でない 2 候補者でない者又は 候補者となることので きない者の氏名 氏名 3 2人以上の候補者の 者の氏名 4 被選挙権のない候補 者への氏名 5 候補者の氏名のほか 自書しないもの 6 候補者の何人かを記載 したかを確認し難い、 7 白紙投票 8 粗筆記 9 記号、符号 10 記号、符号
開票立会人	開票立会人

NO. 6 「点字投票訳字票」

- ① 点字投票があれば点字投票訳字票に訳字してもらい、内容をこの「点字投票訳字票」に記入し、開票管理者が開票立会人の意見を聴いて有効・無効の決定をする。
- ② その際は、有効・無効の「投票表示票」を付しておく。
- ③ 最終的に、有効・無効の「投票表示票」の付してある投票を集めて、有効・無効の「投票決定票」で処理する。

点字投票訳字票	
決定	有効・無効
訳文	

NO. 7 「得票集計（点検番号）表」

- ① 候補者氏名及び届出番号を記入し、候補者ごとに作成する。
- ② 得票計算係で、500票ごとに記号式・自書式別に点検番号欄に「レ」のチェックをする。
- ③ 500票束の「有効投票決定票」の点検番号欄に点検番号を転記する。
- ④ 500票束の「投票数」の末は、投票数を端数欄に記入する。

広島市長選挙 得票集計（点検番号）表

候補者氏名 (届出番号)	500票毎の点検番号 [ 下記点検番号の数字に「レ」を付するともに「有効投票決定票」の右上点検番号欄に点検番号を記入する。 ]										小計 (A)	端数 (B)	総計 (A+B)
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10			
( )	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20			
	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30			
	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40			
	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50			
	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60			
	61	62	63	64	65	66	67	68	69	70			
	71	72	73	74	75	76	77	78	79	80			
	81	82	83	84	85	86	87	88	89	90			
	91	92	93	94	95	96	97	98	99	100			
	101	102	103	104	105	106	107	108	109	110			
	111	112	113	114	115	116	117	118	119	120			
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10			
	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20			
	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30			
	総計												





NO. 1.2 「投票を複写した電磁的記録媒体を使用して開票を行う決定書」

投票を複写した電磁的記録媒体を使用して開票を行う決定書

平成15年2月2日執行の広島市長選挙において、地方公共団体の議会の議員及び市長の選挙に係る電磁的記録式投票機を用いて行う投票方法等の特例に関する法律（平成13年法律第147号）第10条第2項の規定により、投票を複写した電磁的記録媒体を使用して開票を行うことを決定する。

開票に使用する投票を複写した電磁的記録媒体の区分等

投票区名	投票を複写した電磁的記録媒体の番号	投票を複写した電磁的記録媒体を使用して開票を行う理由
投票区	1	投票の電磁的記録媒体の破損
	2	投票の電磁的記録媒体の紛失
投票区	1	投票の電磁的記録媒体の破損
	2	投票の電磁的記録媒体の紛失
投票区	1	投票の電磁的記録媒体の破損
	2	投票の電磁的記録媒体の紛失
投票区	1	投票の電磁的記録媒体の破損
	2	投票の電磁的記録媒体の紛失

平成15年2月 日

広島市安芸区開票区開票管理者 小野 裕伸 印

開票立会人	確認印

NO. 1.3 「記録媒体梱包表示」  
記録媒体を梱包した後、表面に貼り付け封印する。

平成15年2月2日執行 広島市長選挙	
集計済記録媒体	
枚数	枚
区開票管理者	

平成15年2月2日執行 広島市長選挙	
未集計記録媒体	
枚数	枚
区開票管理者	

## 資料 8

「新見市投票事務要領」（新見市）

新見市長選挙  
新見市議会議員一般選挙

目次

一 一般心得

- 1 投票の日時
- 2 投票所
- 3 使用する選挙人名簿
- 4 選挙資格
- 5 投票所に入入できる者
- 6 投票日の前日の準備
- 7 投票日当日の事務の準備
- 8 投票開始時刻になっても立会人が3人に達しないとき
- 9 投票の開始
- 10 投票進行中に注意すること
- 11 受付・名簿対照係
- 12 投票カード発券・交付（投票カード交付補助係）
- 13 投票手順説明・回収カード運搬係
- 14 庶務係
- 15 投票を途中で終了することについて
- 16 代理投票について
- 17 操作補助の申し出があったとき
- 18 目が見えない者の投票
- 19 投票所の秩序保持について
- 20 投票所の閉鎖
- 21 不在者投票の受理、不受理の決定について
- 22 投票機及び投票箱の閉鎖
- 23 投票録の調整
- 24 記録媒体送致用金庫及び投票箱の送致
- 25 選挙長への引渡し
- 26 電子投票機器及び関連機器の送致

- ◎補正登録
- ◎点字投票の処理
- ◎代理投票の処理
- ◎宣言・投票の拒否及び仮投票
- ◎不在者投票の処理について

(参考) ※代理投票の場合における候補者の氏名の聞き方  
 ※投票管理者の口述要領  
 ※音声投票における補助者等の口述要領  
 ※投票所設備例  
 ※投票録に添付すべき書類及び順序  
 ※投票録記載例

# 投票事務要領

選挙事務に際しては、交通事故のないよう注意してください

## 一 般 心 得

投票事務は、選挙の管理執行事務の中で最も基本的な部分を占めるもので、選挙人が自由な意思によって投票できるように、投票の秘密保持に特に配慮して、手続を進めなければならない。投票の段階で手続に瑕疵があると、後の段階でこれを是正することができず、争訟の原因ともなるので、細心の注意が必要である。

なお、今回の選挙においては、全国に先駆けて電子投票を導入することから、選挙の執行全体に大きな関心が寄せられているところであり、くれぐれも事務処理において遺漏のないよう格段の配慮が必要である。

- 1 投票事務従事者は、公正な態度をもって親切、冷静に服務し、干渉的な言動を深く慎むとともに、情実に流れ、選挙の効力にかかわるような便宜な取り扱いをしてはならない。
- 2 選挙事務従事者は、在職中その関係区域内において選挙運動をすることが禁止されているから注意すること。
- 3 選挙については、熟知しない事項の質問に対しては、必ず投票管理者及びその職務代理人と協議して応答しなければならない。
- 4 投票は、別記のとおり執行されるので、各係員は、投票開始時刻30分前までに委嘱を受けた投票所へ出勤して標札を掲げ、時計を正し、配置について異状がないか再検討し、各係ごとに準備しておいた事務用品等を配備し、投票開始時刻10分前にはそれぞれの部署につき待機しなければならない。
- 5 投票事務従事者は、健康に留意し、当日休むことのないよう心がけることはもちろんであるが、万一急病、その他やむを得ない事故のため出勤できないときは、すみやかに投票管理者及び選挙管理委員会に連絡しなければならない。
- 6 投票事務は、休憩時間なく進行させなければならないから、食事又は用務のため部署を離れるときは、必ず投票管理者又はその職務代理人の承諾を得るとともに、各係において事務に支障がないようにしなければならない。
- 7 係員は、担当事務を忠実に執行しなければならない。
- 8 以上のほか、周知の注意をもって事務に当たり、選挙について紛議を起こすことのないようにならなければならない。
- 9 当日は、印鑑、弁当を持参すること。

- 1 投票の日時  
平成14年6月23日(日)午前7時00分から午後8時00分まで。

- 2 投票所 別紙のとおり

- 3 使用する選挙人名簿(抄本)  
平成14年6月15日現在で、平成14年6月15日登録(選挙時登録)まで調製している。

### 4 選挙資格

#### (1) 選挙資格のある者

- ア. 日本国民
- イ. [年齢] 昭和57年6月24日(24日を含む。)以前に出生した者。  
[住所] 平成14年3月15日(15日を含む。)までに転入届をし又は同日までに新たに住民票が作製された者で引き続き新見市に住所を有し、住民基本台帳に記載されている者。
- ウ. 選挙人名簿に登録されている者で選挙日当日選挙資格の要件に欠けることのない者。
- エ. 選挙人名簿に登録されるべき旨の決定書又は確定判決書を持参した者。

#### (2) 選挙資格のない者

- ア. 選挙人名簿に登録されていない者。
- イ. 選挙人名簿に登録されている者であっても市外へ住所を移した者(転出先住所を表示している者)。
- ウ. 選挙人名簿抄本を~~一~~線で抹消(死亡、他市町村へ転出後4カ月経過、登録の移し替え。)してある者。
- エ. 選挙人名簿に登録されている者であっても失権者である者。(記載者等)

#### (3) 登録の移し替えの停止

選挙人名簿に登録されている者が、6月15日(15日を含む。)以降に市内の他の投票区へ住所を移したときは、同日以降選挙人名簿の移替えは停止されるので、旧住所地の属する投票区の投票所で投票することになる。

### 5 投票所に入入できる者

選挙人、投票事務従事者、投票所を監視する職権を有する者又は当該警察官、及び、選挙人の同伴する幼児、その他選挙人とともに投票所に入ることについてやむを得ない事情がある者として投票管理者が認めた者。  
各投票所に1名配置される投票機器の保守点検を行う者については、事務従事者として委嘱を行っている。  
また、今回の選挙においては、報道関係者等が各投票所を訪れることが予想されるが、

投票人の投票を最優先しつつ、適切に対応すること。

なお、投票所内での取材を受け入れられることとしてしているのは、第1・第4・第5・第6の4投票所のみであり、それ以外の投票所では、投票所内に立ち入ったの取材は断ること。投票所外部からの取材は、規制の対象外である。

## 6 投票日の前日の準備

(1) 投票所の設備は投票日の前日に完了しておくこと。なお、今回の選挙では、電子投票機器に係る電源配線等を行うため機器納入業者の係員（事務従事者として委嘱を行う）が各投票所に配置されるので、十分協議を行いながら準備を進めること。

なお、前日の投票所関係資料交付の際、当該係員と合流し、山村開発センターから当該係員を同乗させ、投票所に向かうこと。（準備終了後は、事務従事者の誰かが同乗させ、山村開発センターまで送ること。）

(2) 投票所の設備については投票の秘密が長されるかどうか等の点について注意と工夫を確保できるか、更に選挙人が気軽に投票できるかどうか等の点について注意と工夫をすること。（別紙投票所設備例参照）

特に、選挙人の投票行動について、一定の角度からは腕の動き等により、投票の内容を知り得ることができるといった見方も寄せられており、受付・立会人等の配置について配慮すること。

(3) 投票所内外を清掃すること。

(4) 投票開始及び終了時刻合図に用いるベルを準備しておくこと。

(5) 投票所に正確な時計を備えておくこと。

(6) 投票管理首席、立会人席、投票箱、投票機設置所、各係席を明示しておくとともに投票進行順序、出入口等が一見して選挙人にかかるようにしておくこと。

(7) 選挙人の混雑を防ぐため、入口、出口は別々に設けるように努めること。

(8) 候補者の氏名等掲示を投票機設置所の分かりやすい位置に掲示すること。

(9) 投票機での投票手順案内を受付までの選挙人の目に付きやすい場所に掲示すること。

(10) 投票所内に掲示されている政治活動用ポスター及び特定の候補者の氏名、又は氏名等が類推されるような文書、図書は選挙の公正を確保するため取り除かなければならない。

(11) 投票機、記録媒体送致箱及び投票箱の鍵の破損の有無を点検し、異常がある場合は、選挙管理委員会に連絡し指示を受けすること。

(12) 照明設備は完全か、電源（非常用発電機の始動点検含む）は確保できているか確認しておくこと。

(13) 交付資料（投票機等含む）の保管には十分留意すること。

## 7 投票日当日の事務の準備（別紙マニュアル参照）

(1) 午前6時30分までに参集すること。なお、投票所に向かう際、投票事務従事者の内、人名が機器納入業者職員（前日の準備に従事した者）をそれぞれの宿舎から同乗させること。

(2) 投票所には時計を必ず用意して、ラジオ等により正確な時間を合わせておき、投票所の開閉を正しく行うこと。

（注 マニュアルについては公表されていないため添付していない）

(3) 投票所の入口に投票所の標札掲げること。

(4) 投票立会人の立会のもと、電磁的記録媒体を投票機に差し込み、投票機の電源を入れ、投票開始の準備を行う。（予備機1台は除く。稼働まで約3分程度が必要である。）  
なお、電源投入後は、投票機に施錠すること。

(5) 午前6時50分までに次のことを再度確認すること。

ア. 候補者の氏名等掲示がされているか。

イ. 投票機及び投票箱の鍵に異常はないか。

ウ. 選挙人名簿等投票に必要な資料が完備されているか。

(6) 投票開始時刻（午前7時）までは係員以外の者は入場させないこと。

(7) 投票所入口の選挙人を常に整理して、選挙人が一時に殺到しないよう、混雑を防止すること。

(8) 午前7時がきたらベルで投票開始の合図をする。

## 8 投票開始時刻になっても立会人が3人以上に達しないとき

投票立会人は2人以上5人までが必要で常時2人が立ち会わなければならないことになっている。新見市選管が選任した立会人は3人であるが、当日3人が揃わない場合は、次の要領で補充選任すること。

(1) その投票区の選挙人名簿に登録されている者の中から選ぶこと。

(2) 候補者は選任できない。

(3) 投票所に来ていない選挙人の中から適当な者を選任することができる。

(4) 同一政党その他の政治団体に属する者は、2人以上選任することはできない。

(5) 選挙管理委員会が選任した立会人が選参したときは、補充選任した者を解任してよい。

## 9 投票の開始（別紙マニュアル参照）

(1) 午前7時になったら投票管理者は、投票開始を宣言するとともに係員にベルでその旨を合図させる。

(2) 投票所内にいる選挙人に、投票機が投票できる状態になったこと及び投票箱に何も入っていないことを必ず確認させること。

ア. 投票管理者は、最初の選挙人が投票する前に投票所内にいる選挙人の面前で投票箱を開き、その中に何も入っていないことを示さなければならぬ。

さらに、投票機の画面が「0票確認画面」を表示していることを立会人、選挙人に確認させ、引き続きいて運用モードにより、投票機を投票できる状態にしなければならぬ。（投票機が複数機の場合は、全ての投票機について機体番号（シリアルナンバー）とともに確認させる必要がある。）

イ. 投票開始時刻に選挙人がまだ到着していない場合は、選挙人の到着を待つて行うこと。

ウ. 「投票箱に何も入っていないこと及び電磁的記録式投票機が投票できる状態になったことの確認書」に確認してもらった選挙人の氏名、住所を署名してもらい、投票管理費、投票立会人全員がこれに署名する。

(3) 投票箱に何も入っていないこと及び電磁的記録式投票機が投票できる状態になったこと

との確認が終わったら、投票箱の内鍵を施錠し、投票箱の外鍵とともに投票管理者が保管すること。

(4) 一度鍵をかけた投票機及び投票箱は、投票開始後いかなる理由によっても開けてはならない。(十分点換してから施錠すること。)

## 10 投票進行中に注意すること

(1) 投票事務執行に当たっては、自由、公正、平等の原則に違反しないよう留意し、投票の秘密保持を期すとともに、選挙人に威圧を与えることのないようにすること。

(2) 選挙人の投票が平易に行えるように事務従事者は親切にいなねいを旨とし、事務処理は迅速確実であること。

(3) 選挙人の投票について知り得た事項は、他人に漏らす等、投票の秘密を侵すことのないよう特に注意すること。

(4) 投票立会人が定員数(3人)を欠かないこと。

(5) 選挙人が投票を行わないで投票カードを持ち帰ったりすることのないよう注意して見ていること。

(6) 時々投票機設置所を見まわって、次のような不備がないか調べること。

ア. 投票機が投票を終えないまま放置されていないか。

イ. 投票機設置場所に候補者の氏名、その他の落書きはないか。

ウ. 候補者の氏名等を書いた紙片その他余計なものが置かれていないか。

エ. 投票機の画面が指痕等で汚れていないか。(汚れている場合は、専用のクリーナ一を用いて清掃すること。)

オ. 氏名等指示や画面タッチペーンがなくなっていたり、破損したりしていないか。

カ. 氏名等指示の特定の候補者の欄に落書きがしてあったり、氏名に特に目立つような印が付けられていたり、あるいは抹消されているようなことがないか。

(7) 代理投票、操作補助、仮投票、点字投票の手続きが適正に行われ、能率的に処理されているか。

(8) 選挙人が混雑した場合にその整理がよく行われているか。

## 11 受付係・名簿対照係

(1) 受付係・名簿対照係を設け、その表示をすること。

(2) ベルの合図と同時に受付を開始する。

(3) 係員は、選挙人の提示する入場券に表示してある名簿番号により選挙人名簿抄本と対照し、本人であることを確認したならば、選挙人名簿抄本の備考欄に「市長」「市議」の印を付すとともに、入場券の照合欄に赤鉛筆で「レ」を付して投票カード発券・交付に係る案内する。この際、他の投票区の入場券により入場することのないよう注意すること。

(4) 名簿対照は、特に慎重に取り扱い、代人による投票のないよう留意するとともに、質問、応対は親切にいなねいすること。

(5) 名簿対照については、特に次の点に注意すること。

ア. 選挙人名簿抄本の1行を―――線で抹消してある者及び死亡と記載されている者は、

投票できない者である。

イ. 選挙人名簿抄本の備考欄に「〇年〇月〇日不在者投票済」としてあるものは、不在者投票の規定により不在者投票の封筒及び投票用紙を交付し、投票した者を表示したものであり、「交付」としてあるものは、投票用紙は交付したが、まだ投票していない者であるから、これら選挙人が万一投票所へ来た場合は、交付してある投票用紙等を投票管理者に返還しなければ投票をさせることができないので注意を要する。

ウ. 投票日前日(土曜日)の不在者投票分については、選挙人名簿抄本の手入れが行われていない。選挙日当日、文書または電話による連絡を行うので、それにより選挙人名簿抄本の手入れを行うこと。

(6) 目が見えない者又は病弱の選挙人を受付けたときは、庶務係に連絡して投票カード発券・交付に係る案内をさせる。ただし、やむを得ない事情がある者として投票管理者が認めた者については、付添人も入場できる。

(7) 投票終了間際に投票の済んでいない選挙人が場外にいるときは、時間の切迫を知らせ、すみやかに入場させること。

(8) 入場券を持参しない者又は再交付を申し出た者があるときは、庶務係に連絡して本人確認を行い、選挙人名簿に登録されているかどうか、また記載事項とも照合して入場券を持参しない理由をただし、理由ありと認められたときは入場券を再交付し投票させること。

(9) 選挙人名簿に登録されていない者が投票に来たときは、たとえ入場券を持って来ても(そのようなのは原則あり得ないことであるが)理由を説明して投票させないこと。

(10) 選挙人名簿に登録されているが、選挙権がないことが明らかでないときは、投票管理者及び庶務係に連絡し、次のように対処すること。

ア. いわゆる誤載者であるが、一応形式的に名簿に登録されている以上は全く登録されていない場合は異なるが、名簿に登録されているけれども実質的な選挙権を有しない者であるから、投票することはできないことを理由に投票の拒否をすること。

イ. 投票を拒否した場合、本人がどうしても投票すると主張して納得しない場合は、投票管理者が投票立会人の意見を聞き、仮投票をさせなければならぬ。この場合、仮投票を行わせる前に選挙事務局に連絡していただく。

(11) 選挙人が本人であるかどうか確認できないときは、投票管理者及び庶務係に連絡し、次のように対処すること。

ア. 投票しようとする選挙人が本人であるかどうか確認できないときは、その本人である旨を宣言させなければならぬ。

イ. 宣言は、投票立会人の面前においてさせ、事務従事者がそれを筆記し、選挙人に読み聞かせたうえで、選挙人に署名させる。

ウ. 選挙人自ら宣言したり署名したりすることができないときは、事務従事者が宣言書を作り、これを本人に読み聞かせたうえで署名させるか、もしくは署名できない者についてはその旨を宣言書に記載しておくこと。

エ. 選挙人が本人であるかどうかの宣言をしないときは、投票を拒否しなければならぬ。

イ. 投票を拒否した場合、本人がどうしても投票すると主張して納得しない場合は、投票管理者が投票立会人の意見を聞き、仮投票をさせなければならぬ。この場合、仮

なお、返却された投票カードは「投票を行わないで返却された投票カード送致用封筒」に入れ封印をし、投票所閉鎖後、開票所に送致する。

※市長選挙、市議会議員選挙のどちらから一方のみの投票カードを発券する場合の手順  
発券用パソコンの画面中央上部のコンボボックスを操作し、選挙人が選択した選挙名を表示させたうえで発券を行う。(選択しなかった選挙の投票はできないカードが発券される。1枚発券後は、向方の選挙が選択された状態に戻る。)

オ. ウ. エ及びオにより投票を行わなかった選挙について、当該選挙人が投票所閉鎖までの間に再度投票に訪れ、投票を申し出した場合は、投票を行うことができず、再度投票を要する。

(4) 投票カードが変形するなどして再交付する場合は、先に交付した投票カードが投票が行われていない状態であることを確認する必要がある。  
これは、前述の(3)エ及びオの申し出があり、投票が行われていないことが確認できない場合も同様である。

こうした場合、投票管理者は、投票立会人及び当該選挙人の立会のもと、運用カードを発券機に差し込み、発券用パソコン中央下部の「カード状態確認」ボタンを操作した後、返却された投票カードを発券機に挿入し、再び「カード状態確認」ボタンを操作し、投票カードが投票できる状態にあるかどうかを選挙人、立会人に確認させる。

投票できる状態にある場合は、前述の手順により新たに投票カードを発券交付し、投票できない状態にある場合は、選挙人に、すでに投票が終了し、投票が記録されていることを説明し、新たな投票カードの発行は行わない。

(5) 投票カードは、「投票カード発券・交付係」→「選挙人」→「カード返却確認係」→「投票カード発券・交付係」→「選挙人」・・・という流れで、投票所内を循環する。回収された投票カードを新たな選挙人への発券のため発券機に挿入した際、「発券されていません」との表示が出る場合がある。これは、いずれかの選挙人が投票を行わないで投票カードを返却したことが原因である。

こうした場合は、当該投票カードを次の選挙人に交付することはせず、直ちに投票管理者に連絡し、投票立会人の立会のもと、投票カードの状態(投票が行われていない)を確認した後、「投票していないことが発見された投票カード送致用封筒」に封入し、投票管理者が慎重に保管の後、開票所に送致する。

なお、この場合、事務上は投票が行われていることになっているはずであるから、投票者数等についての修正措置は必要ない。

(6) 受け取った入場券の数は、「発券合計数-返却を受けた投票カードの数」と常に一致すべきであるから十分注意すること(再入場による投票がなかった場合。)

また、それぞれの選挙の投票者数は、それぞれの選挙の発券者数から投票を行わずに返却された投票カードの枚数を差し引いた数となる。

(7) 投票状況速報のため、2時間目から累計)を調査し、庶務係を通じて投票管理者に報告する  
こと。

投票を行わせる前に選挙事務局に連絡してください。  
(12) 選挙人が、身体の不調又は文盲(字の読み書きのできない者)のため代理投票の申し出をしたら、投票管理者及び庶務係に連絡すること。  
(13) 選挙人が、操作補助の申し出をしたら、投票管理者及び庶務係に連絡すること。

## 1.2 投票カード発券・交付係(投票カード交付補助係含む)(別紙マニュアル参照)

(1) 投票機に用いる投票カードの発券、交付にあたっては細心の注意をはらって行うこと。  
(2) 投票カードは保管用ケースを用いて厳重に管理すること。  
(3) 投票カードは、選挙人が受付、名簿対照を終了して初めて発券作業を行うこととし、あらかじめの発券は絶対に行わないこと。

また、投票の秘密保持の観点から、投票機の使用状態を確認しながら発券することとし、決して、投票中の選挙人の後に次の選挙人が並ぶことのないよう配慮すること。(前の選挙人の投票カードが排出されたタイミングで次の選挙人を投票に向かわせる。) (4) 名簿対照係からの連絡により、入場券を受領した後、投票に必要な投票カードを発券、交付する。

了。未使用の投票カードをカード発券機に挿入し、発券を行う。発券した投票カードは机上に置くことなく、直接選挙人に手渡すこと。

イ. 発券されたカードを交付する際、選挙人に対して「市長選挙・市議会議員選挙の2つの選挙に投票するカードです。」と説明した上で、交付する。

ウ. 発券を行う前に、選挙人がどちらからの選挙について投票を行わない旨の申し出を行った場合は、直ちに名簿対照係に連絡し、選挙人名簿の「市長」「市議」の内、投票を行わない選挙の印を抹消させるとともに、発券用パソコンを操作し、投票を行う選挙に使用する投票カードを発券交付する。

この場合、投票カードを発券する前に、「○○○選挙のみの投票を行うカードを発券します。よろしいですか。」と確認を行った上で、発券操作を行う。

エ. 投票カードの交付を受けた選挙人が、明らかに投票機に投票カードを挿入する前に、どちらの選挙についても投票を行わない旨の申し出をした場合は、その理由等を問いただすことなく、投票カードの返却を受ける。

この場合、直ちに名簿対照係に連絡し、選挙人名簿の「市長」「市議」の印を抹消させるとともに、入場券を返却する。

なお、返却された投票カードは「投票を行わないで返却された投票カード送致用封筒」に入れ封印をし、投票所閉鎖後、開票所に送致する。

オ. 投票カードの交付を受けた選挙人が、明らかに投票機に投票カードを挿入する前に、どちらか一方の選挙について投票を行わない旨の申し出をした場合は、その理由等を問いただすことなく、投票カードの返却を受ける。

この場合、直ちに名簿対照係に連絡し、選挙人名簿の「市長」「市議」の印を抹消させるとともに、発券用パソコンを操作し、投票を行う選挙に使用する投票カードを発券交付する。

この場合、投票カードを発券する前に、「○○○選挙のみの投票を行うカードを発券します。よろしいですか。」と確認を行った上で、発券操作を行う。

- (8) 1時間ごとに投票者数を調査して、庶務係に報告すること。
- (9) 投票カードの交付が終了したときは、投票者数と名簿対照数との照合を行った後、庶務係に引き継がなければならない。
- (10) 補助係の者は、投票カードの発券・交付係が投票カードを誤って発券、交付することのないよう注視するとともに、発券作業を補助する。
- (11) 選挙人が投票カードの交付を受け、投票しないで投票所を出ようとしたときは、投票カードを返還させてから退出させること。

### 1 3 投票手順説明・回収カード運搬係

- (1) 今回の選挙では、投票機の使用に不慣れた選挙人が投票所に訪れることが予想されることから操作の手順について説明を行う担当を配置する。
- (2) こうした選挙人が投票に訪れた場合は、別に配布するパンフレット等を使いながら投票の手順について説明を行う。
- (3) 説明については、親切丁寧を旨として対応すること。
- (4) 操作補助員に選任された場合は、他の1人と連絡をとり、選挙人の投票機操作の補助を行う。
- (5) 投票を終えた選挙人が、返却した投票カードを回収窓口から投票カード発券・交付係まで運搬する。

### 1 4 庶務係

- (1) 場内の時計をラジオ等の時報に合わせ、正確にしておかなければならない。
- (2) 投票が始まる前に、各投票機設置場所の候補者氏名等掲示は正しく貼られているか、各係の所要物品は整っているか等点検すること。
- また、各係員の出欠を調べ、欠勤者のあるときは直ちに選挙管理委員会に連絡のうえ、指示を受けること。
- (3) 選挙事務本部（新見市役所2階 総務課内）との連絡にあたること。
- (4) 投票所を開く時刻になっても、投票立会人が3人に達しないとき又は3人から申し渡したときは、その投票区の属する選挙人名簿に登録されている者の中から投票管理者が直ちに選任することとなるので、これらの事態が発生したときは、速やかに投票管理者に報告のうえ、指示を受けなければならない。
- なお、選任にあたって同一政党、その他の政治団体に属する者は、1人までであることに注意すること。
- (5) 投票立会人の中から電磁的記録媒体及び投票箱の送致並びに「鍵」を保管するもの1人を定めておかなければならない。
- (6) 受付係、投票カード発券・交付係と連絡をとり、1時間ごとの投票者数（男女別）を記録し、これを投票管理者に報告すること。
- (7) 点字投票、代理投票、投票補助、投票の拒否等について各係から連絡があったときは、投票管理者に連絡して適切な処置をとらなければならない。
- (8) 投票所内にいる選挙人は会場閉鎖時刻後も投票できるので、速やかに投票

をさせ、選挙人が全部投票を済ませ、退場したことを確認してから投票機及び投票箱を開鎖し、各投票機から抜き取った電磁的記録媒体原本、複写を別々に内容器に納めた後、封印シールによって封印し、さらに記録媒体送致箱に納め、施錠する。（別紙マニュアル参照）

「記録媒体送致箱（複写）の鍵、投票箱の内鍵及び外鍵の二」は投票管理者が保管し、「記録媒体送致箱（原本）の鍵、投票箱の外鍵の二」は投票立会人が保管する。この場合、いずれも所定の封筒に入れ、投票管理者及び投票立会人（1人でよい。）が封印しなければならないことに留意すること。

- (9) 投票箱の送致について、送致用自動車との連絡をし、送致に支障のないようになしければならない。
- (10) 投票者数等投票状況を選挙事務本部へ速報すること。速報時刻は別に定める。
- (11) 各係との連絡を密にして、投票録の作成並びに各種書類の記載について誤りがないように十分留意すること。
- (12) 投票録は入部作成し、投票管理者及び投票立会人の順序で署名、押印し、訂正、抹消等の箇所には欄外に事由を記載して押印を求め、割印を必要とする箇所にも押印を求めること。

### 1 5 投票を途中で終了することについて

電磁的記録式投票機を用いた投票では、一旦投票カードを挿入し、投票動作に入った場合は、投票を中断することはできないこととなっている。

しかしながら、選挙人が操作を開始した場合、必ずいずれかの候補者を選択して投票を行わなければならないとすることはできないので、投票を途中で終了するという機能が備えられている。

通常の場合は、選挙人が自分の意志によって、投票を途中で終了することとなるが、選挙人が投票を終了しないで、放置したままという場合もあり得る。

こうした場合は、投票管理者が操作することにより、投票を終了させることができる規定が設けられている。

投票管理者は、投票を終了しないまま放置されている投票機を発見した場合は、投票立会人の立会のもと、投票機の「投票しないで終了する」を操作し、投票を終了する。

### 1 6 代理投票について

- (1) 代理投票のできる者
    - 身体の不都合又は文盲により、自ら投票機を用いての投票ができない者。
  - (2) 代理投票の手続き
    - ア. 申請は口頭でもよい。
    - イ. 投票管理者が代理投票の事由があるかどうか客観的判断によって認定する。
    - ウ. 代理投票の事由ありと認定した場合は、投票立会人の意見を聞き、投票事務従事者2人の承諾を得て、その補助者に選任する。
- ※注 投票立会人が、代理投票の補助者となることは、投票立会人の職務を離れることにはならない。

エ. 投票の方法は、補助者1人が投票機を操作し、選挙人の指示する候補者の氏名等  
を投票機の画面に表示し、選挙人の確認を得たうえで、投票を電磁的記録媒体に記  
録する。この間、他の補助者1人はこれに立ち会う。

オ. 投票する候補者の氏名等のきき方については特に注意し、選挙人に自主的に言わ  
せ、補助者から特定候補者の氏名をあげて聞くようなことのないよう注意すること。  
また、候補者名を画面表示・氏名等掲示の中から選ばせることにより確認を行っ  
てもよい。

カ. 代理投票は、本人投票の例外をなすものであるから、補助者は選挙人や立会人等  
から疑惑をもたれないように注意すること。

※注 老人又は身体の故障者が自分で投票する際、親族あるいは近所の者と思われ  
る付添人が、すぐ後でのぞき込み、甚だしいのは、候補者の氏名を告げている  
ような例が見受けられることがあるが、このようなことは絶対には避けなければ  
なく、どうしても自分で投票できない場合は、正式な代理投票をさせるよう十  
分注意すること。

### (3) 代理投票の事由がないと認めたとき

投票管理者は、代理投票の事由がないと認めたときは、投票立会人に意見を聞いて  
代理投票を拒否すること。

### (4) 代理投票の仮投票について

代理投票の拒否について選挙人に不服がある場合、従前の自書式投票では、仮投票  
制度が認められていたが、電子投票においては、仮投票制度は認められていない。

これは、たとえ代理投票を拒否した場合でも、新たに創設された操作補助制度（後  
述）により選挙人の保護がなされているとの考えに基づくものである。

## 17 操作補助の申し出があったとき

今回の選挙では、投票機の操作について係員が補助する「操作補助制度」が創設され  
ている。この制度は、代理投票制度とは異なり、身体的には操作が可能だが、操作の方  
法を熟知していない選挙人の申し出により、操作の方法について助言等を行うことがで  
きる制度である。

なお、簡易な操作方法の案内については、この補助制度によることもなく、自席から  
助言を行うことは差し支えない。

ア. 申請は口頭でよい。

イ. 代理投票のように、適用の条件は無いため、制度の適用の可否判断は必要ない。

ウ. 投票管理者は操作補助を行う場合、投票立会人の意見を聞き、投票事務従事者2  
人の承諾を得て、その補助者に選任する。

エ. 補助者のうち1人が、投票機の操作についての助言・介助その他必要な措置を行  
い、他の補助者がこれに立ち会う。

なお、操作補助制度の場合は、選挙人に代わって電磁的記録媒体に投票を記録す  
る操作を行うことはできません。（「〇」投票する」ボタンの操作は、選挙人本人の  
みが操作することとなり、この点が代理投票との大きな違いである。）

オ. 操作補助により、候補者の選択まで行った場合、引き続き投票を記録する操作

を依頼される場合も予想されるが、これを安易に受入れ、操作を行うことは絶対に  
行ってはならない。こうした場合は、改めて代理投票の申し出を行い、代理投票を  
行うこととなるが、実際の投票においては、制度の内容を説明したうえで、本人に  
よる操作を促す。

## 18 目が見えない者の投票

目が見えない者の投票方法は、前述の「代理投票」の他、「点字投票」、「投票機によ  
る音声投票」の3種類が考えられる。

（優先順位とすれば、点字投票又は音声投票→代理投票）

このため、目が見えない選挙人が投票に訪れた場合は、選挙人にいずれかの方法を選択  
させたうえで、それぞれの対応を行わなければならない。

### (1) 点字投票を選択した場合

ア. その者が目が見えない者であるかどうか確かめたうえで、点字用の投票用紙を点  
字器とともに交付する。

イ. 目が見えない者でないといと確定したならば、仮投票の制度はないから普通の投票を  
させなければならない。

### (2) 投票機による音声投票を選択した場合

ア. 投票機による音声投票を選択した場合、一般投票の1つであるから、その者が目が見えない者  
であるかどうかを確かめる必要はなく、申し出があり、投票管理者が認めた場合は、  
音声投票を行わせることができる。

イ. 音声投票の申し出があったときは、パソコンの発券用画面右上のコンボボックス  
を操作し、「視覚障害（全盲）者用」を表示させたうえで、発券を行う。この際、  
「音声投票を行う投票カードを発券してよろしいか？」と選挙人に確認した上で、  
発券操作を行い、照係係（介助者）をして投票機設置場所まで案内させる。

この場合に、選挙人から操作補助を希望する旨の申し出があった場合は、補助者  
2名を配置し、対応する。（操作補助制度の取扱と同様）

ウ. 投票機にヘッドホン及び専用キーボードを接続（EVS係員が接続作業を実施）  
した後、選挙人を別に準備するいずれに腰掛けさせ、音声投票の機器・投票方法の  
概要を説明した後、本人に投票カードを挿入させ、投票を行わせる。

投票中、介助者は選挙人に意志を確認したうえで、選挙人の側に留まることも、  
離れることもできる。

操作補助を行う場合は、投票カードの挿入から候補者の選択までの作業のうち選  
挙人の要望する作業までを行うことができる。

この場合、補助者1名が専用端末機を操作し、選挙人の指示する候補者の氏名等  
の表示を行った段階で、他の補助者にヘッドフォンにより確認をさせ、投票人に専  
用端末機の「〇」を操作させる。（以下、別添「操作マニュアル」を参照のこと。）

## 19 投票所の秩序保持について

(1) 投票管理者は、次のような行為をする者に対し、これを制止し、命令に従わないとき  
は、投票所外に退出させることができる。

この審査は、形式主義で実質的には違法の点がなくとも形式上の不備があれば受理することができない。  
・所定の不在者投票用封筒の記載が用いられていない。  
・不在者投票用封筒の記載が完全でない。

このような事情が1つでもあれば、その投票は一応不受理である。しかし、署名の書きなおし、封印のしなおし、不必要な印や記載があるからといって、直ちに不受理とすることはできない。不備の状況、程度によっては受理の決定をしても差支えない。

(2) 拒否するかどうかの決定  
受理と決定された不在者投票のうち、代理投票の場合は、代理投票の事由があったかどうかについて審査すること。

(3) 受理の決定を受け、かつ拒否の決定を受けなかった投票は  
ア. 投票管理者は、投票立会人の立会いのもとに投票管理者が投票用外封筒を開いて内封筒を取り出し、これを混同し、内封筒の封を開封し、票を取り出し、投票のみをそのまま直ちに投票箱の中に入れること。個々の不在者投票につき受理と決定したとど投票箱の中に入れる方法によらず、すべての不在者投票につき、受理と不受理の決定を終えた後、受理とされた投票用封筒を一斉に開封して投函すること。

イ. その際、投票用紙の記載を開いて見てはならない。  
ウ. 封筒の中に入っていた投票用紙が正規のものでないことが明かである場合でも、又2枚入っていた場合もそのまま投票箱へ入れること。受理投票の決定は、すでに終わっているから、それらを理由に不受理とすることはできない。

(4) 不受理又は拒否の決定を受けた不在者投票については、投票管理者はこれを再び送致用封筒に入れて仮に封をし、その封筒の表面に不受理又は拒否の決定があった旨を記載してこれを投票箱に入れなければならない。

(5) 投票箱を閉じてしまったから、不在者投票の処理の誤りを発見した場合は、投票箱を開くことなく、入れ忘れた不在者投票などがあれば、これを添え、投票録又はその他の記録にその旨ありのまま記載して開票管理者に届けるほかはない。

これが誤りを更に大きくしないための唯一の方法である。特に何も不正なことをするのでないからというような考えで投票箱を再び開くようなことがあってはならない。

## 2.2 投票機及び投票箱の閉鎖

(1) 投票終了の確認

投票所を閉じてから、投票機及び投票箱を閉鎖するまでに次のことを再確認すること。

ア. 投票所閉鎖時刻までに到着していた選挙人の投票は全部終わったか。

イ. 投票所外に退出を命ぜられた者に投票させたか。

ア. 選挙人でない者が場内に留まっているとき。  
イ. 投票が済んだ者が用もないのに場内にいるとき。  
ウ. 演説や討論をし、又は騒ぐ者があるとき。  
エ. 投票について、他人と相談したり、又は特定の候補者に対して投票するよう勧誘する者があるとき。

(2) 投票所外に退出させられた者は、最後になって投票することができ。また、退出させられた者が投票所の秩序を乱すおそれなくなるときは、最後まで待たせることなく投票させてよい。

## 2.0 投票所の閉鎖

(1) 午後8時になったら投票所を閉鎖しなければならぬ。この時刻は厳密に午後8時であって少しも違つてはいけぬ。(ラジオ等により確認のこと。)

(2) 閉鎖は、投票管理者がその席を起立し、「投票所を閉鎖します」という意味の宣言を投票所内にいる者にはつきり聞き取れるように言えばよい。

(3) 閉鎖と同時にベルにより合図し、投票所の入口を閉ざす。ここで、投票所の入口というのは、施設の入口ではなく、投票所として設定している区域の入口である。

(4) 投票の終わっていない選挙人の取扱  
投票所を閉じる際、すでに投票所に到着しているが、まだ投票の終わっていない選挙人のある場合

ア. これらの者を全部投票所の中に入れてから入口を閉ざすこと。必要があれば、一時他の事務を中止しても受付を速やかに完了させること。

イ. 投票所を閉鎖しても、時間内に受付けた選挙人の投票が全部終わらなければ、投票機及び投票箱は閉鎖できない。

ウ. 投票所の秩序を乱して投票所外に退出させられた選挙人があるときは、投票所を閉鎖する前に投票させることができる。

## 2.1 不在者投票の受理、不受理の決定について(第2投票所のみ)

投票所を閉鎖してから、投票箱を閉鎖する前に投票管理者は投票立会人の意見を聞いて不在者投票の受理、不受理の決定をしなければならない。

投票閉鎖時刻後投票所へ送致された不在者投票は、この決定をおこなわない。この場合、それぞれの不在者投票用封筒の裏面に受け取った年月日、時刻を記載して別に選挙長に届けること。

(1) 受理、不受理の決定基準

ア. 不在者投票を行った者が不在者投票をすることができるときであるかどうか。

・不在者投票を行った者が選挙の当日選挙権を有するかどうか。

・不在者投票を行った者が選挙の当日午前7時以降の死亡者であれば受理し、投票開始前の死亡者であれば不受理とする。

・不在者投票を行う事由があったかどうかは審査の対象ではない。

イ. その不在者投票が、正規の手続きによってなされてきているかどうか。

ウ. 不在者投票の受理、不受理及び拒否の決定は終わったか。(第2投票所のみ)

エ. 不在者投票は投票箱に入れたか。(第2投票所のみ)

(2) 投票機及び投票箱の閉鎖

ア. 投票機の閉鎖(別紙マニュアル参照)

投票立会人全員の立会のもと、投票機に選力カードを挿入し、投票機を投票できないうちに電源切断の安全を確認した後、投票開始前に施錠した投票機前面の鍵を解き、電源を切断する。

その後、電磁的記録媒体(原本・複写)を取り出し、原本・複写の別に内容器に入れ(複数の投票機がある投票所では、2枚を1つの内容器に入れる)、内容器を封印シールで封印した後、記録媒体送致箱に収納し施錠する。

※内容器が封印されていない場合、選挙自体が無効となる可能性もあるので、特に注意すること。

イ. 投票箱の閉鎖

内ぶたの鍵は、投票開始前の投票箱の空虛確認後投票管理者がかけているので、外ぶたの鍵のみをかけることになる。

施錠の際は、投票立会人全員の立会を求めること。

ウ. 鍵の保管送致者

記録媒体送致箱(複写)の鍵	投票管理者
投票箱	内ぶたの鍵
	外ぶたの鍵その1
記録媒体送致箱(原本)の鍵	投票立会人
投票箱	外ぶたの鍵その2

エ. 鍵の保管及び送致の方法

- ・記録媒体送致箱の鍵、投票箱の内鍵・外鍵をそれぞれ送致用封筒に入れて投票管理者と投票立会人(1人でよい。)が封印すること。
- ・封筒の表面に投票所名、鍵の区分、保管者の職氏名を記載する。
- ・この封筒を投票管理者、投票立会人のそれぞれの保管者が所持すること。

(3) 投票機及び投票箱を閉鎖してから送致するまでにしなければならないこと。  
記録媒体送致箱及び投票箱は、選挙長に送致する以外には投票所外に持ち出してはならない。投票管理者、投票立会人ともそれぞれのそばを離れてはならない。

ア. 投票録を作成すること。

イ. 送致目録を作成し、送致物件をととのえること。

(送致物件)

①記録媒体送致箱(原本・複写)

②投票箱

③記録媒体送致箱及び投票箱の鍵(4封筒)

(外鍵(原本・複写)各1個、内鍵1個・外鍵2個)

④投票録(宣言書・不在者投票に関する調書(第2投票所のみ)・(8)代理投票者縦書き紙・投票所見取図・投票箱に何も入っていないこと及び電磁的記録式投票機が投票できる状態になったこととの確認書を添付)

⑤選挙人名簿の抄本

⑥投票用紙の残り

⑦投票管理者セット一式

ア) 投票カード(収納箱付)

イ) 運用カード(ホルダー付)

ウ) 投票機の鍵

エ) 投票機管理票

オ) 投票カード管理票

⑧投票を行わないで返却された投票カード(送致用封筒に封入されたもの)

⑨投票していないことが発見された投票カード(装置用封筒に封入されたもの)

⑩投票所閉鎖時刻後に送致を受けた不在者投票(第2投票所のみ)

⑪その他投票所に使用した諸資材(投票機関連機器を除く)

(4) 送致すべき人

ア. 投票管理者

イ. 送致立会人(投票立会人のうち1人)

## 2.3 投票録の調製

(1) 投票管理者が調製すべき投票録、不在者投票調書(第2投票所のみ)等の事務量も多量となるので、投票閉鎖時刻までに記載できる部分については記載しておく等、適宜な処置も考えられる。

(2) 投票録の記載にあたっては、従来の様式と大きく変わっている点もあるので、充分注意すること。

(3) 選挙人名簿登録者数及び選挙当日有権者数は、新見市長選挙及び新見市議会議員一般選挙において一致すること。

## 2.4 記録媒体送致箱及び投票箱の送致

(1) 投票管理者と投票立会人は輸送中、記録媒体送致箱及び投票箱のそばに付添い、途中他の場所に立ち寄ることなく、直接選挙会(開票)会場に運ぶこと。

これらの者が、事故等により、付添いができなくなつたときは、一時送致を中止して速やかに投票管理者の職務代理者又は投票立会人に付添いに来てもらうこと。

(2) 何かの事故により、予定された到着時刻が遅れるようであれば速やかに電話等で選挙会(開票)会場へ連絡すること。

(3) 記録媒体送致箱や投票箱、鍵が輸送中にこわれた場合、投票に異常をきたすおそれがあればそのまま送致して選挙長の指示に従うこと。

- 2 年齢要件 昭和57年6月24日までに出生した者（年齢満20年以上の者）であること。
- 3 住所要件 平成14年3月15日以前から現在まで引続き新見市の区域内に住所を有する者（引続き3カ月以上住所を有する者）であること。
- 4 住民基本台帳の記録要件 平成14年3月15日以前に新見市において住民票の作成（市外転入者については転入の届出）がされており、かつ、その後引続き新見市の住民基本台帳に記載されている者であること。
- 5 欠格事項 公職選挙法第11条（処刑者等が選挙権及び被選挙権を有しない者）の規定により、選挙権を有しない者でないこと。

上記の「1. 2. 3. 4」の要件に該当し、かつ「5」の欠格事項に該当しない者は、補正登録により、選挙人名簿に登録することができる。

#### ◎点字投票の処理（法第47条、令第38条）

点字投票をすることができる者は目が見えない者に限られており、目が見えない者である選挙人が点字によって投票をしようとするときは、投票管理者にその旨を申し出なければならない。この場合においては、投票管理者は、点字投票である旨の表示をした点字用の投票用紙を交付して、点字投票をした者の住所、氏名、生年月日、性別等を記録しておくこと。

なお、目が見えない者でない選挙人が点字による投票をしたいと申し出ても投票管理者において目が見えない者でないと認定した場合は、点字投票の拒否をすること。これに対して選挙人に不服があったとしても仮投票の規定がないので、通常の投票を行うこととなる。一般の投票用紙を用いた点字投票は、公職選挙法第68条第1項第1号に規定する「所定の用紙を用いないもの」に該当するものとして無効とされる場合があるので、投票用紙の交付については十分注意すること。

#### ◎代理投票の処理（法第48条）

身体の不具合又は文盲のため、自ら投票機を操作することができない選挙人は、投票管理者に対して代理投票の申請をすることができる。

「身体の不具合」とは、例えば、腕の疾患、中風、失明等を意味し、「文盲」とは、文字の読み書きができない者の意味であるが、点字による記載能力のないすべての者を含むものと解される。

したがって、目が見えない者の代理投票にあつては、その者が、投票機による音声投票又は点字のいずれによっても投票能力がない場合に認められる。

このような選挙人から代理投票の申請があり、投票管理者がその事由ありと認められたときは、事務従事者の中から補助者2人を選任する。選任については、必ず投票立会人の意見を聞くとともに、補助者となる者の承諾を得ることが必要であ

## 2.5 選挙長への引渡し

- (1) 記録媒体送致箱、投票箱、投票録、投票名簿の抄本等は送致目録等により、会場の受領係に引き渡すこと。
- (2) 送致に付添った投票管理者、投票立会人に弁当を準備しているので受け取ること。
- (3) 選挙会（開票所）は、まなび広場にいみ大ホールであるが、受領については、同所の小ホールで行うので、注意すること。

## 2.6 電子投票機及び関連機器の送致

電子投票機・発券用P.C・テーブルタップ・電話機等の機器及び器具については、収納・梱包に相当の時間を要すると考えられるので、投票管理者及び送致の投票立会人が選挙会（開票）会場へ送致のため出発した後、それらの機器・器具の数量を確認し、交付時と同じように梱包し、職務代理者が受領会場に送致すること。

受領会場は、山村開発センターの1階会議室であるので、市役所側入口から搬入すること

なお、その際、各投票所に配置したEVSの職員を受領会場まで同乗させること。

#### ◎補正登録（法第26条）

選挙人名簿抄本に登録されていない者は、原則的には投票をすることができない。しかし、次のような場合は例外として事務手続が済み次第、選挙権の行使ができるので、この処理に当たっては十分注意すること。

→平成14年3月15日までに他の市町村から新見市に転入届をし、現在まで引き続き住民基本台帳に登録されており、昭和57年6月24日までに生まれた者は、新見市長選挙及び新見市議会議員一般選挙に用いる選挙人名簿に登録されなければならない者であった者であるが、事務上の手違い等で万一脱落している場合は、この「補正登録」の対象となる。

選挙人からこうした申し出があった場合は、選挙人名簿抄本で確認し、登録されていないことを知ったときは、選挙管理委員会に報告のうえ、指示を受けなければならぬ。

※選挙人名簿に登録もれの場合、選挙管理委員会において補正登録をした後、投票させること。

#### ※補正登録ができる資格要件

- 1 国要件 日本国民であること。

## 代理投票の場合における候補者の氏名の聞き方

- 1 補助者が選挙人に対する候補者の名前の聞き方  
補助者は、選挙人に対し「どの候補者に投票するのですか。」と聞く。この場合、同一の氏名・氏の候補者が2人以上あるときは、どちらの候補者であるかを明確にいわせること（投票機では、氏のみでの投票はできない。）ただし、他に聞こえるような大声で話さないように注意すること。  
この名前の聞き方は特に慎重を要し、いやしくも誘導尋問と疑われるような言い方は絶対してはいけない。
- 2 候補者の氏名を書いた紙片（名刺）等を持ってきたとき  
補助者は黙って紙片にある氏名を投票機によって投票するようことはせず、必ず選挙人自身から、候補者名を確認して投票機の操作を行うこと。
- 3 選挙人が候補者の氏名を指示しないとき。  
代理投票をする場合に、補助者が候補者の氏名を聞いても選挙人が指示しないときは「○○さんですか」とか、「○○さんですね」というような尋ね方をしてはいけない。この場合、氏名等指示の候補者名等を一とおり全部読み上げて聞かせる。  
それでも思い出せなかつたり、言えないときは、投票そのものが行えこととなるので、選挙人に投票を途中で終了することについての了解を得た上で、投票立会人の立会のもと、投票機を途中で終了する操作を行う。この際、それ以後の再度の投票はできないことを了承させる。  
補助者が勝手に投票機を操作した場合、選挙そのものが無効になる可能性もあるから特に注意しなければならぬ。

る。投票は、補助員1人が投票機を操作し、選挙人が指示する候補者の氏名等を投票機の画面に表示し、選挙人の確認を得たうえで、投票を電磁的記録媒体に記録する。この間、補助者1人はこれに立ち会う。

なお、代理投票を行った者の住所、氏名、性別並びに補助者2人の氏名を記録しておくこと。

### ◎宣言、投票の拒否及び仮投票（法第50条、令第40条）

選挙人が本人であるかどうかを確認できないときは、投票管理者は本人である旨の宣言をさせなければならぬ。宣言は、投票立会人の面前で行い、事務従事者にこれを筆記させ、選挙人に読み聞かせたうえで、署名させること。

選挙人が宣言を行わない場合は、投票立会人の意見を聞いて、投票を拒否しなければならぬ。なお、上記の投票の拒否について、選挙人に不服がある場合及び投票立会人に不服がある場合や異議がある場合並びに投票を拒否しないことについて、投票立会人に異議がある場合は、仮投票をさせなければならない。

#### (2) 仮投票の手続き

1. 投票用紙に候補者の氏名を記載させた後、別に交付した仮投票用封筒に入れて封をし、封筒の表面にその者の氏名を自書させたものを投票箱に投入させる。

イ. 仮投票を行った願末（仮投票調書）を作成し、投票録に添付すること。

### ◎不在者投票の処理について（法第49条、令第60条～第65条）

今回の選挙では、第2投票所を指定投票区としたため、各投票所への不在者投票の送致はありません。（従来の巡視についても行わないため、必要物品がある場合等は、早めに選挙委員会事務局に連絡すること。）

なお、選挙人名簿については、不在者投票を行った者については、備考欄に明記しているもので、これらの選挙人が投票所に来場した場合は、投票を行わせないこと。（選挙日前日の不在者投票者については、選挙日当日、文書・電話等により連絡を行う。）

また、第2投票所を除く投票所においては、不在者投票者は、各投票所の当日有権者数には含まれるが、投票者数には計上しないこと。（第2投票所の投票者数として一括処理を行う。このため、第2投票所の投票率は100%を越える場合がある。）

## 投票管理者の口述要領

「投票録を朗読いたします。」  
「長時間でもありがとうございます。」

※午前7時

「投票開始の時刻になりましたから、ただいまから新見市長選挙及び新見市議会議員一般選挙第〇〇投票区投票所の入口を開いて投票を開始いたします。」  
「投票に先立ち、投票機が投票できる状態にあること及び投票箱に何も入っていないことについて立会人及び選挙人の方の確認をお願いします。」

※注 投票機に投票データがないことの確認について（別紙マニュアル参照）

投票開始時に、投票機に投票データがないことを確認してもらおう選挙人には、以下の口述により確認を求める。

「只今、投票機は「0票確認画面」を表示しています。」

「この画面は、選挙人の方に投票機内に投票データが無いことを確認いただくための表示です。」

「これをもって、投票機内に投票データが無いことを確認いただけますか？」

「確認いただけましたら投票機を投票ができます状態にします。」

→運用カードを挿入する。

「投票機がこの作業をもって投票できる状態になったことを確認いただけますか。」

なお、選挙人が確認を拒否した場合は、

「確認が完了するまで、投票を開始することができませんので、別の方に確認をお願いしますので、確認が終わるまでしばらくお待ちください。」

と口述し、次の選挙人に確認を依頼する。

※午後8時

「投票所閉鎖の時刻になりましたから、投票所の入口を閉じます。」

「投票所内に投票の済んでいない人はありませんか。」

（第2投票所のみ）

「全部投票済みでありますから、次に不在者投票管理者から送致を受けた不在者投票を保管してありますから、この投票の受理、不受理について立会人の方々の御意見をお聞きいたします。」

「受理することに決定して異議ありませんか。」

「受理することに決定しましたから、投票用封筒を開き、投票箱に入れます。」

「投票は全部終わりましたから、投票機及び投票箱を閉鎖します。」

「これをもって投票は終了しましたが、ただいま投票録を作成中でありますから、しばらく御休息をお願いします。」

## 音声投票における補助者等の口述要領

指示された候補者名を音声表示させ、他の補助者に確認させた後、選挙人に再度、ヘッドフォンにより候補者の氏名等を聞かせ、「候補者名に間違いない場合は、「○」を押してください。」  
以下他の選挙についても同様に行う。

### ※投票カード発券・交付係

- (1) カード発券時  
「音声投票を行う投票カードを発券してよろしいか?」
- (2) カード交付時  
「音声投票を行う投票カードを交付します。なお、投票場所まで事務従事者のご案内しますので、しばらくお待ちください。」

### ※事務従事者（介助者）

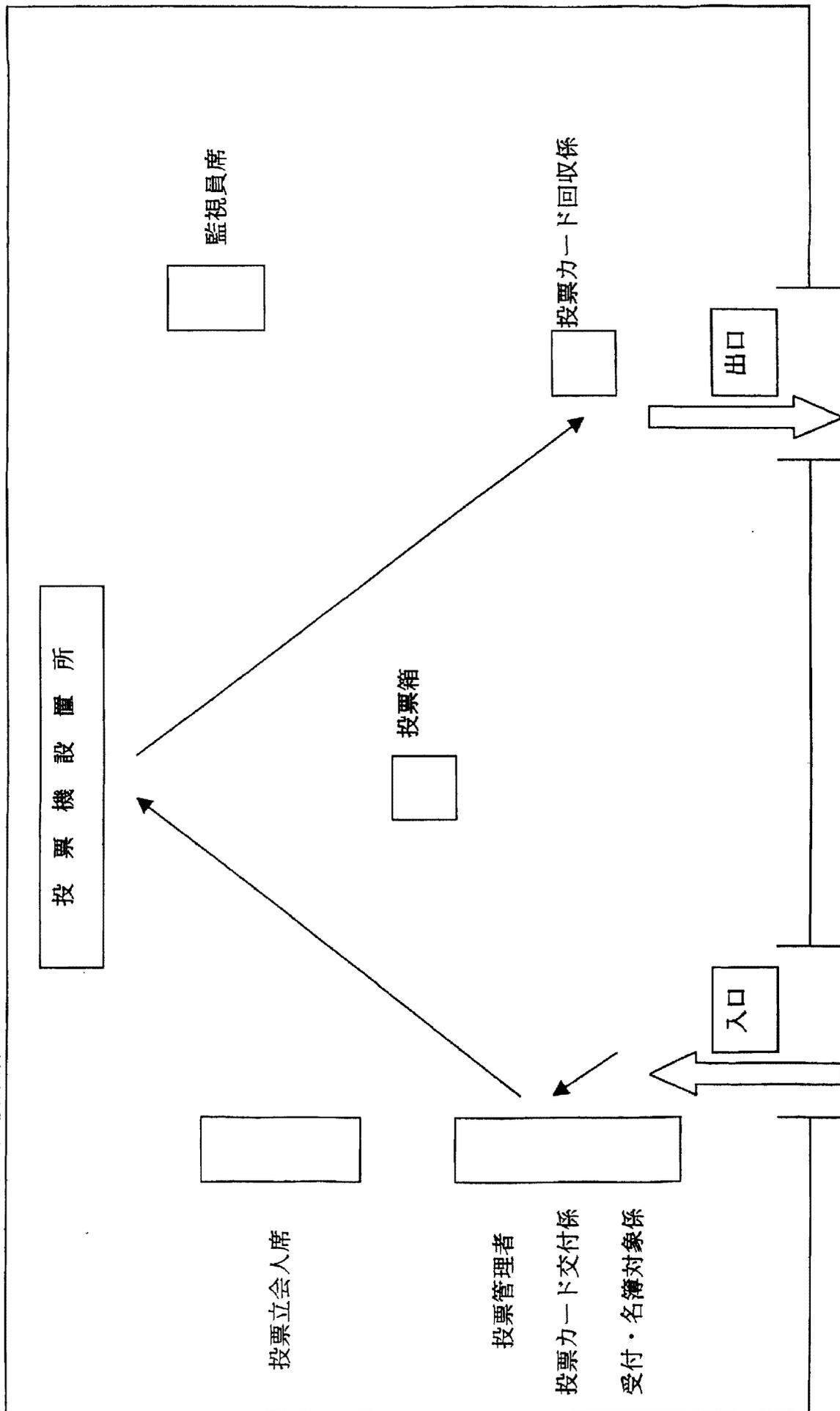
- (1) 「これから音声表示による投票を行っていただきます。」  
「投票は、ヘッドフォンから流れる音声情報をお聞きいただき、この専用端末機を操作していただくことにより投票を行います。」  
「まず投票の方法が説明されますので、よくお聞きいただき投票を行ってください。」  
「なお、私は、いったん後に下がって控えておりますので、分からぬ点がありましたら、手を挙げるなどしてお知らせください。」  
ヘッドホンを装着させた後、  
「それでは投票カードを挿入して投票を行ってください。」

### ※操作補助者

- (1) 候補者名の表示の操作までを行わない場合  
「これから音声表示による投票を行っていただきます。」  
「投票は、ヘッドフォンから流れる音声情報をお聞きいただき、この専用端末機を操作していただくことにより投票を行います。」  
「まず投票の方法が説明されますので、よくお聞きいただき投票を行ってください。」  
「なお、投票中は、画面には候補者の氏名等は表示されませんので、投票の内容は一切分かりませんので、私どもは、このままこの場で、控えておりますので、分からない点がありましたら、手を挙げるなどしてお知らせください。」  
ヘッドホンを装着させた後、  
「それでは投票カードを挿入しますので、投票を行ってください。」
- (2) 候補者名の表示までの操作補助を行う場合  
「これから音声表示による投票を行っていただきます。」  
「投票は、ヘッドフォンから流れる音声情報をお聞きいただき、この専用端末機を操作していただくことにより投票を行います。」  
「投票したい候補者のお名前を教えてください。」

投票所見取図

新見市第 選挙区投票所





## 資料 9

「広島市長選挙に係る電子投票機器等の賃貸借仕様書」

## 広島市長選挙に係る電子投票機器等の賃貸借仕様書

### 第1 基本的事項

#### 1 電子投票機器の内容について

- ① 電磁的記録式投票機（以下「電子投票機」という。）は、「地方公共団体の議会の議員及び長の選挙に係る電磁的記録式投票機を用いて行う投票方法等の特例に関する法律」（平成13年法律第147号）第4条に規定されている電磁的記録式投票機の具備すべき条件を満たしていること。
- ② 電子投票機器は、旧自治省により設置された「電子機器利用による選挙システム研究会」により平成14年2月に報告された「電子投票システムに関する技術的条件及び解説」において示された技術的条件を満たしていること。
- ③ 電子投票機器は、別紙1「電子投票機器について」（P.15）に掲げる仕様を満たしていること。
- ④ 広島市長選挙（安芸区での実施）に使用するものであること。
- ⑤ 電子投票機のシステムの形態は、選挙人が投票操作を行う投票端末機に備えられた電磁的記録媒体（以下「記録媒体」という。）に投票データを記録する形態のもの（スタンドアロン方式）又は投票所内LANで接続された各投票端末機（音声表示型投票端末機を含む。）と投票所サーバで構成され、投票所サーバに備えられた記録媒体に投票データを記録する形態のもの（クライアント/サーバ方式）のいずれかの形態であること。

※ 本仕様書で用いられる電磁的記録式投票機その他の用語の定義は、別に定めるもののほか、法令及び「電子投票システムに関する技術的条件及び解説」によるものとする。

#### 2 電子投票機器の調達内容等について

- ① 電子投票機器の調達は、借入によること。（投票データを記録する記録媒体（以下「投票の記録媒体」という。）、電子投票機器の操作ログ等を記録する記録媒体及び記録媒体保護ケースは、別途購入による調達とする。）
- ② 電子投票機器等の使用料及び賃借料には、システム設計、プログラム開発・テスト、電子投票機器等の運搬、システムの検査又は監査及び仕様書・操作マニュアルの作成等に係る経費並びに電子投票機器で使用するソフトウェアの価格を含むものとする。
- ③ 電子投票機器等の使用料及び賃借料には、「5 電子投票実施に係る人的支援について」に掲げる人的支援に要する経費を含むものとする。

### 3 納入後の電子投票機器の検査・保管等について

- ① 広島市選挙管理委員会及び安芸区選挙管理委員会とともに、電子投票機器の動作確認を行うための検査実施計画を策定すること。
- ② 電子投票機器は、広島市選挙管理委員会が指定する日時に、受託業者の管理する広島市内の倉庫等において、広島市選挙管理委員会及び安芸区選挙管理委員会とともに電子投票機器の動作確認を行うこと。
- ③ 検査実施後は、検査結果証明書を作成し、広島市選挙管理委員会に提出すること。
- ④ 検査実施後に、電子投票機器に故障等の不具合が確認された場合には、速やかに修理・交換し、再度検査を行うこと。この場合、広島市選挙管理委員会が指定する期限までに、検査結果報告書並びに不具合が発生した箇所、原因及びその対応方法等に関する報告書を広島市選挙管理委員会に提出すること。
- ⑤ 広島市選挙管理委員会が指定する期限までに、投票所及び開票所における電源設備が電子投票機器の使用に対応できるか否かを確認のうえ、電源設備検査結果報告書を広島市選挙管理委員会に提出すること。
- ⑥ 異議申出期限（平成 15 年 2 月 17 日）までの間は、受託業者が管理する広島市内の倉庫等において、全ての電子投票機器を厳重に保管すること。

### 4 投・開票所への投票機器及び開票・集計装置の搬入・撤去について

- ① 投・開票所への投票機器及び開票・集計装置の搬入は、投票日前日に、安芸区選挙管理委員会が指定する時刻に、受託業者が投・開票所に搬入することにより行うこと。（P. 8 のとおり）
- ② 投票所からの投票機器の撤去は、投票終了後に、受託業者が開票所に搬入することにより行うこと。（P. 8 のとおり）
- ③ 開票所からの投票機器及び開票・集計装置の撤去は、広島市選挙管理委員会が指示する日時に、受託業者が管理する広島市内の倉庫等に搬入することにより行うこと。

### 5 電子投票実施に係る人的支援について

- ① 広島市選挙管理委員会及び安芸区選挙管理委員会の職員に対し、電子投票システムの管理・運用方法及び電子投票機器の操作方法等の説明を行うとともに、操作説明書等付属品の説明を行うこと。（P. 7 のとおり）
- ② 広島市選挙管理委員会及び安芸区選挙管理委員会が行う市民への啓発活動に対する人的支援を行うこと。（P. 11 のとおり）

特に、巡回啓発に対する支援については、安芸区選挙管理委員会が指定した日時及び啓発場所において、電子投票機器の取扱いに習熟した者を従事させ、適宜適切な助言等を行うとともに、電子投票機器に故障等不具合が生じた場合には、速やかに対応すること。

なお、電子投票の啓発は、広島市選挙管理委員会及び安芸区選挙管理委員会の職員のみで行うものを含め、次の方法を予定している。

常時啓発 安芸区役所、中野出張所、阿戸出張所及び矢野出張所に投票機器を常

設することにより投票操作の説明等を行うもの

巡回啓発 集会所、公民館、学校、J R 駅前、店舗等を巡回して投票機器を臨時設置し、又は自動車に積載した状態で投票操作の説明等を行うもの

移動啓発 投票機器等を自動車に積載し、任意の時間及び場所で投票機器を臨時設置し、又は自動車に積載した状態で投票操作の説明等を行うもの

- ③ 候補者データの入力など投・開票事務の事前準備に対する支援を行うとともに、投票日前日及び投票日当日は、投票所及び開票所において、電子投票機器の取扱いに習熟した者を従事させ、適宜適切な助言等を行うとともに、電子投票機器に故障等不具合が生じた場合には、速やかに対応すること。（P.8 のとおり）
- ④ 啓発活動に従事する者及び投・開票日当日に投票所又は開票所での事務に従事する者の名簿を、広島市選挙管理委員会が別に指定する期限までに、広島市選挙管理委員会へ提出すること。

## 6 電子投票を実施する行政区について

- (1) 行政区名 安芸区
- (2) 投票区数 17 投票区
- (3) 開票区数 1 開票区
- (4) 選挙人名簿登録者数 59,174 人（平成 14 年 9 月 2 日現在）

## 7 選挙期日について

広島市長選挙は、公職選挙法第 33 条の規定により、任期満了日（平成 15 年 2 月 22 日）の前 30 日以内に行われるが、本仕様書では、次の期日を想定して記載している。（選挙期日については、確定後直ちに通知する。）

- (1) 選挙期日 平成 15 年 2 月 2 日
- (2) 告示日 平成 15 年 1 月 19 日（候補者の確定日）

## 8 その他

- ① 広島市長選挙が無投票になった場合には、告示日の翌日以降分の経費の減額について、広島市選挙管理委員会と協議のうえ別途変更契約を締結すること。
- ② 投・開票日において、電子投票機器等が故障し、その原因が受託業者の責めによる場合は、当該機器の借入に係る経費について、広島市選挙管理委員会と協議のうえ別途変更契約を締結し、減額するものとする。
- ③ 候補者の死亡等や事故により広島市長選挙の投票又は開票の期日が延期となった場合や再投票となった場合には、広島市選挙管理委員会と協議のうえ別途変更契約を締結すること。ただし、電子投票機器等の故障が原因で投票又は開票の期日の延期や再投票となった場合は、これに伴う経費は受託業者の負担とするものとする。
- ④ 選挙終了後、異議申出があった場合の対応については、必要に応じて広島市選挙管理委員会と協議のうえ定めること。
- ⑤ 電子投票機器のハードウェア及びソフトウェアについて、法令及び「電子投票シス

テムに関する技術的条件及び解説」に照らして必要があると広島市選挙管理委員会が認める場合には、広島市選挙管理委員会と協議のうえ、指定する期限までに電子投票機器の改善を行うこと。

- ⑥ その他この仕様書に定めのない事項については、必要に応じて広島市選挙管理委員会と協議のうえ定めること。
- ⑦ 業務上知り得た事項については、契約終了後もこれを他に漏らさないこと。

## 第2 電子投票機器等の借入期間及び納入場所

区 分	借入期間	納入場所	備 考
1 投票日当日に使用する投票機器及び開票・集計装置等	平成15年1月7日から 平成15年2月17日まで ただし、このうち投票事務従事者研修のために使用する次の投票機器については、平成14年12月2日からとする。 ・電子投票機 1式 ・音声表示型電子投票機 1式 ・投票カード発券機 1台 〔投票カード7枚及び運用カードを含む。〕 ・記録媒体封印容器 2個 また、発電機については、平成15年1月29日から平成15年2月3日までとする。	広島市選挙管理委員会が指定する場所	
2 啓発に使用する投票機器等	平成14年10月31日から 平成15年2月17日まで ただし、このうち次のものについては、平成15年1月17日までとする。 ・自動車 3台 ・外部予備電源 3式	(同上)	

※ 「1 投票日当日に使用する投票機器及び開票・集計装置等」及び「2 啓発に使用する投票機器等」の種類及び数量等はP. 6, P. 7, P. 10に掲げるとおり。

※ その他必要とする書類等については「第4 必要書類等」(P. 12, P. 13)に掲げるとおり。

※ 投票カード発券機とは投票カードを発行するための機器を、運用カードとは電子投票機器の管理操作を行うためのカードをいう。

なお、主な機器の台数及び人的支援は、次表のとおりである。

機器の種類	数 量
投票日当日に使用する電子投票機	110 式
〃 投票カード発券機	36 台
啓発に使用する電子投票機	11 式
〃 投票カード発券機	7 台
巡回啓発の回数	120 回

### 第3 電子投票機器の種類及び数量等

#### 1 投票日当日関係

##### (1) 投票日当日に使用する投票機器及び開票・集計装置等

機器の種類	数 量	特記事項
(共通事項)		<ol style="list-style-type: none"> <li>1 機器の運搬、配置場所及び設置時期については、広島市選挙管理委員会の指示に従ってください。</li> <li>2 使用するソフトウェアは、セットアップしてください。</li> <li>3 投票機器及び開票・集計装置の一部は、投・開票事務従事者の研修用としても使用します。</li> </ol>
投票端末機	91台	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 投票所別の内訳は、別紙2(p.25)のとおりです。</li> <li>2 運用カードを含みます。</li> <li>3 操作画面等の詳細については、候補者数等により修正することが考えられますので、別途広島市選挙管理委員会と協議して作成してください。</li> </ol>
音声表示型投票端末機	19台	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 投票所別の内訳は、別紙2のとおりです。</li> <li>2 専用ヘッドフォン、専用入力装置(テンキー式の場合の専用入力装置はテンキーボードを用いること。)等必要な付属機器を含みます。</li> <li>3 音声表示の内容等については、候補者数等により修正することが考えられますので、別途広島市選挙管理委員会と協議して作成してください。</li> </ol>
投票所サーバ (クライアント/サーバ方式の場合のみ)	19台	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 投票所別の内訳は、別紙2のとおりです。</li> <li>2 投票端末機及び音声表示型投票端末機との接続用通信機器及び接続コードを含みます。</li> </ol>
投票カード発券機 (投票カード発券機用 パーソナルコンピュータを含む。)	36台	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 投票所別の内訳は、別紙2のとおりです。</li> <li>2 運用カード及び投票カードを含みます。 なお、投票カードの枚数は、投票端末機(音声表示型投票端末機を含む。)1台につき7枚用意することとします。</li> </ol>

開票・集計端末機	2台	
開票・集計サーバ (クライアント/サーバ方式の場合のみ)	1台	
記録媒体読取装置	2台	
プリンタ	2台	
開票・集計装置接続用機器等	一式	HUB、LANケーブル、プリンタケーブル等開票・集計装置を接続するために必要な機器等を用意してください。
記録媒体封印容器(外容器)	38個	1 投票所別の内訳は、別紙2のとおりとします。 2 施錠するための鍵を含みます。
発電機	投票所用 17台  開票所用 1台	1 投票所で使用する発電機は、1台の発電機で、1投票所で使用する投票機器の外部予備電源として使用できる機能を有するものとしてください。 2 開票所で使用する発電機は、1台の発電機で、開票・集計装置の外部予備電源として使用できる機能を有するものとしてください。 3 電子投票機器が発電機と接続できない場合は、これに代わる長時間の停電に対応できる他の外部予備電源を用意してください。

(2) 投・開票事務に対する人的支援

支援項目	日数等	支援内容
(共通事項)		作業を行う日時及び場所については、広島市選挙管理委員会又は安芸区選挙管理委員会の指示に従ってください。

< 事前準備 >

職員研修支援	2日 ×1人	広島市選挙管理委員会及び安芸区選挙管理委員会の職員に対し、電子投票システムの管理・運用及び電子投票機器の操作等の説明を行ってください。
投・開票所電源設備の検査	〔日数等は業者側の作業手順により異なるため記入していない。〕	投票所及び開票所における電源設備が電子投票機器の使用に対応できるかを確認してください。

候補者データの入力及び電子投票機器へのインストール用記録媒体作成業務	〔日数等は業者側の作業手順により異なるため記入していない。〕	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 立候補届出（告示日）後、広島市選挙管理委員会の指示により、直ちに候補者データの入力及び電子投票機器へのインストール用記録媒体を作成し、電子投票機器の設定等を行ってください。</li> <li>2 開票・集計装置を使用して作業を行う場合には、作業終了後に開票・集計装置として使用できる状態にしてください。</li> <li>3 開票・集計装置を使用しないで作業を行う場合は、作業に使用する機器を別に用意してください。</li> </ol>
------------------------------------	--------------------------------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

<投票日前日準備>

電子投票機器等前日設営業務	1日 ×12人	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 投票日前日に、投票所へ投票機器等を搬入してください。</li> <li>2 搬入後は投票所設営に立ち会い、投票管理者とともに投票機器の起動及び動作確認を行ってください。</li> <li>3 投票日前日に、開票所へ開票・集計装置等を搬入してください。</li> <li>4 搬入後は開票所設営に立ち会い、安芸区選挙管理委員会の職員とともに開票・集計装置の起動及び動作確認を行ってください。</li> </ol>
---------------	------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

<投票日当日支援>

投票支援体制	1日 ×20人	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 投票日当日に各投票所において、投票管理者が行う投票機器の起動、運用及び終了操作に立ち会ってください。（17投票所×1人）</li> <li>2 投票終了後は、投票機器等を開票所へ搬入してください。</li> <li>3 投票日当日に、安芸区選挙管理委員会本部において、電子投票システムの運用に係る支援を行ってください。（3人）</li> </ol>
開票・集計支援体制	1日 ×2人	開票所において開票・集計装置の操作に係る支援を行ってください。

(参考) 別に調達する予定もの(本仕様書には含まない。)

機器の種類	数量	特記事項
投票データを記録するための記録媒体 (正・副)	スタンドアロン方式の場合 220枚  クラウド/サーバ方式の場合 38枚	1 投票所別の内訳は、別紙2のとおりとする。 2 操作ログが、投票データを記録する記録媒体とは別の記録媒体に保存されるものについては、その記録媒体は別に用意する。 3 記録媒体と同数の記録媒体保護ケースを含む。
候補者情報インストール用等記録媒体	電子投票機用 17枚  開票・集計装置用 3枚	1 操作ログが、候補者データを記録する記録媒体とは別の記録媒体に保存されるものについては、その記録媒体は別に用意する。 2 記録媒体と同数の記録媒体保護ケースを含む。
投票記載台	投票端末機用 83台  音声表示型投票端末機用 17台	

## 2 啓発関係

### (1) 啓発に使用する投票機器等

機器の種類	数 量	特記事項
(共通事項)		<ol style="list-style-type: none"> <li>啓発に使用する投票機器に使用するソフトウェアは、セットアップしてください。</li> <li>啓発に使用する電子投票機には、投票データを記録する機能がなくてもかまいません。</li> </ol>
音声表示型電子投票機	11式	<ol style="list-style-type: none"> <li>平成14年10月31日に最低1式納入し、平成14年11月8日までに11式納入してください。</li> <li>運用カードを含みます。</li> <li>専用ヘッドフォン、専用入力装置等必要な付属機器を含みます。 ただし、音声表示型電子投票機が音声表示型ではない電子投票機として使用できない場合には、納入台数等について別途広島市選挙管理委員会と協議してください。</li> <li>投票所サーバが必要となる場合は、別途広島市選挙管理委員会と協議のうえ納入台数を定めることとします。</li> </ol>
投票カード発券機	7台	<ol style="list-style-type: none"> <li>平成14年10月31日に最低1台納入し、平成14年11月8日までに7台納入してください。</li> <li>運用カード及び投票カードを含みます。なお、投票カードの枚数は、音声表示型投票端末機1台につき7枚用意することとします。</li> </ol>
自動車	3台	<ol style="list-style-type: none"> <li>自動車1台当たりに、音声表示型電子投票機2式、投票カード発券機1台、外部予備電源1式及びその他必要機器が積載可能であるものとしてください。</li> <li>市民へ投票操作の体験を呼びかけるための拡声器機を装備してください。</li> <li>啓発終了後は、安芸区選挙管理委員会が指定する場所に駐車してください。</li> </ol>
外部予備電源	3式	<ol style="list-style-type: none"> <li>自動車に1式ずつ積載してください。</li> <li>1式で自動車に積載している電子投票機器を運用することができるものとしてください。</li> </ol>

(2) 啓発に対する人的支援

支援項目	日数等	支援内容
(共通事項)		作業を行う日時及び場所並びに運搬・撤去については、広島市選挙管理委員会又は安芸区選挙管理委員会の指示に従ってください。

< 常時啓発に対する支援 >

投票機器の設営	1日 × 2人	安芸区選挙管理委員会の指示により、安芸区役所、中野出張所、阿戸出張所及び矢野出張所の4箇所に、それぞれ音声表示型電子投票機及び投票カード発券機を1台ずつ設置し、起動及び動作確認を行ってください。
---------	------------	---------------------------------------------------------------------------------------------------

< 巡回啓発に対する支援 >

投票機器等の設営・操作 説明	120回 (60回×2組)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 巡回啓発を行うために使用する投票機器等の運搬を行ってください。(具体的な日時、場所等については、安芸区選挙管理委員会が別途指示します。)</li> <li>2 巡回啓発を行う場所に投票機器等を設置し、又は自動車に積載した状態で、電子投票機の操作方法の説明等を行ってください。(操作説明には、広島市選挙管理委員会又は安芸区選挙管理委員会の職員1人が同行します。)</li> <li>3 120回の巡回啓発は、平成14年10月31日から平成15年1月17日までの間に行います。(年末・年始を除き、1組60回で2組を想定しています。)</li> <li>4 2人1組(操作説明者1人及び説明補助者兼運転手1人)の体制で、1組1回当たり1～2か所(1回4時間程度)で、操作説明を行うことを予定しています。</li> </ol>
-------------------	------------------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

#### 第4 必要書類等

##### 1 電子投票機器等とあわせて納入するもの

書 類	数 量	備 考
ハードウェア仕様書	2部	電子投票機器のハードウェアの基本的な特性についての情報を開示すること。
ソフトウェア仕様書	2部	電子投票機器のソフトウェアの基本的な特性についての情報を開示すること。
操作マニュアル	30部	広島市選挙管理委員会及び安芸区選挙管理委員会の職員が、電子投票システムの管理・運営及び電子投票機器の操作方法を学習するために使用するものであること。
メンテナンスマニュアル	2部	広島市選挙管理委員会及び安芸区選挙管理委員会の職員が、電子投票機器のメンテナンスについて学習するために使用するものであること。
試験成績書	1部	電子投票機器に対し「電子投票システムに関する技術的条件及び解説」において示された技術的条件について自己検査を実施した結果を証明するものであること。(テスト結果等)
検査実施計画案	1部	電子投票機器等の納入後、広島市選挙管理委員会及び安芸区選挙管理委員会とともに電子投票機器の動作確認を行うための検査実施計画の原案であること。

##### 2 広島市選挙管理委員会の確認を得た後納入するもの

書 類	数 量	備 考
研修用マニュアル	80部	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 研修用マニュアルは、最初に広島市選挙管理委員会に1部提出し、内容の確認を得た後納入すること。</li> <li>2 選挙事務従事者等の研修用に使用するものであること。(操作マニュアルをもってこれに替えることも可能)</li> </ol>

### 3 選挙前に提出するもの

(提出期限については、別途広島市選挙管理委員会が指示する。)

書 類	数 量	備 考
検査結果証明書	1 部	検査実施計画に基づき、広島市選挙管理委員会及び安芸区選挙管理委員会とともに電子投票機器の動作確認を実施後、その結果を報告書として広島市選挙管理委員会に提出すること。 (検査実施後に電子投票機器に故障等の不具合が確認された場合に提出する検査結果報告書並びに不具合が発生した箇所、原因及びその対応方法等に関する報告書を含む。)
電源設備検査結果報告書	1 部	投票所及び開票所における電源設備の検査結果を提出すること。
啓発活動及び投・開票日当日に投票日及び開票所での事務に従事する者の名簿	1 部	住所、氏名、経歴、資格等

### 4 選挙後の争訟への対応

- ① 選挙後に争訟が起こった場合に備えて、電子投票機器（ハードウェア、ソフトウェア）は、必要に応じて再集計や再検査が行えるようにしておくこと。
- ② 選挙後に争訟が起こった場合に備えて、システム設計書等必要な書類の提示が行えるようにしておくこと。

## 電子投票機器について

電子投票機器は、次に掲げる「1 電子機器を利用した投・開票の方法」により電子投票を行うために用いる機器であり、「電子投票システムに関する技術的条件及び解説」（電子機器利用による選挙システム研究会）に示された技術的条件を満たした「2 投票機器」及び「3 開票・集計装置」に掲げる機器により構成されるものとします。

### 1 電子機器を利用した投・開票の方法

#### (1) 投票

- ① 投票事務従事者は、名簿対照後、選挙人に電子投票機を操作するための投票カードを投票カード発券機により交付する。
- ② 選挙人は、交付された投票カードを電子投票機に挿入し、投票を開始する。
- ③ 選挙人は、電子投票機に表示された全ての候補者の中から、投票したい候補者1名のみを選択した後、投票操作又は投票しないで終了する操作を行う。投票データは、電子投票機にセットされた記録媒体に直接記録される。
- ④ 選挙人は、投票カードを電子投票機から抜き、投票を終了する。
- ⑤ 投票所閉鎖後、投票管理者は電子投票機から記録媒体を取り出し、記録媒体保護ケースに封印し、さらに記録媒体封印容器に入れて施錠し、開票所へ送致する。

#### (2) 開票

- ① 開票事務従事者は、記録媒体封印容器を開錠し、記録媒体保護ケースを開封して記録媒体を取り出す。
- ② 開票事務従事者は、開票・集計装置により記録媒体から投票データを読み出し、候補者ごとに集計した結果を開票結果として帳票出力する。

## 2 投票機器

### (1) 電子投票機

#### ア 構成

電子投票機は、スタンドアロン方式の場合は投票端末機及び音声による表示により投票するための投票端末機（以下「音声表示型投票端末機」という。）により、クライアント／サーバ方式の場合は投票端末機、音声表示型投票端末機及び投票所サーバを投票所内LANで接続することにより構成されること。

#### イ 電子投票機を構成する機器の構造

##### (ア) 投票端末機

###### a スタンドアロン方式の場合

- ① 投票端末機は、記録媒体収納部等主要な部分が、その筐体の中に密閉されていること。
- ② 投票端末機の本体に用いるネジ等は、容易に取り外せないための対策をとること。
- ③ 投票端末機の電源スイッチは、施錠可能な位置に配置すること。
- ④ 投票端末機の記録媒体収納部は、不正着脱を防止するため、施錠管理ができること。
- ⑤ 投票端末機は投票の記録媒体及び投票を複写する記録媒体の書込み装置を内蔵すること。
- ⑥ 投票端末機は、タッチパネル式の液晶式表示画面（12インチ以上）を備えるものとする。なお、液晶表示画面には指紋が残らないための手段又は残りにくくするための手段を施すこと。（タッチペンの使用等）
- ⑦ 投票端末機は、運用カード及び投票カードの情報を読み取るための読取装置を内蔵すること。
- ⑧ 投票端末機は、運用記録を保存するための記録媒体の書込み装置を内蔵すること。
- ⑨ 投票端末機の動作状態を表示するための表示灯（以下、「表示灯」という。）を備えること。

###### b クライアント／サーバ方式の場合

上記 a ①、④、⑤及び⑧を除き、スタンドアロン方式に同じ。ただし、投票所サーバと接続するためのインターフェイスを備えること。

##### (イ) 音声表示型投票端末機

上記(ア)に同じ（兼用可）。ただし、視覚障害者等が投票操作を行うために用いる専用ヘッドフォン及びボタン式又はテンキー式の専用入力装置（テンキー式の場合の専用入力装置はテンキーボードを用いること。）を備え、音声表示型投票端末機として動作するためのソフトウェアが動作可能であること。なお、投票操作中は、選挙人の選択した候補者の氏名等が画面に表示されないこと及び音声は外部に漏れないこと。

(ウ) 投票所サーバ等（クライアント／サーバ方式の場合のみ）

- ① 投票所サーバは、記録媒体収納部等主要な部分が、その筐体の中に密閉されていること。
- ② 投票所サーバの本体に用いるネジ等は、容易に取り外せないための対策をとること。
- ③ 投票所サーバの電源スイッチは、施錠可能な位置に配置すること。
- ④ 投票所サーバの記録媒体収納部は、不正着脱を防止するため、施錠管理ができること。
- ⑤ 投票所サーバは、投票の記録媒体及び投票を複写する記録媒体の書込み装置を内蔵すること。
- ⑥ 投票所サーバは、運用記録を保存するための記録媒体の書込み装置を内蔵すること。
- ⑦ 投票所サーバは、投票端末機及び音声表示型投票端末機と接続するためのインターフェイスを備えること。
- ⑧ 投票所サーバと、投票端末機及び音声表示型投票端末機とを接続するために用いる接続用通信機器及び接続ケーブルは、不正な接続を防止するための措置を講ずること。
- ⑨ 投票所サーバは、サーバ機能の二重化等バックアップ機能を有していること。

## ウ 機能

電子投票機は、次に掲げる機能を有すること。

### (ア) 投票資格の確認

- ① 選挙人が、投票日当日、当該投票所で交付された投票カードによってのみ、電子投票機の投票操作が行えること。
- ② 投票カードの二重使用に対処するため、電子投票機の投票操作終了後に投票カードの情報を初期化するなどして、再使用を防止すること。
- ③ 選挙人が電子投票機に投票カードを挿入した後は、当該選挙人は投票行為を中断することができないこと。

### (イ) 操作方法の説明

- ① 音声表示型投票端末機は、視覚障害者の投票に対応するために、音声表示型投票端末機の操作方法及び候補者の氏名等を専用ヘッドフォンを通じて音声表示し、専用入力装置により投票操作を行うための機能を有すること。
- ② 音声表示型投票端末機ではない投票端末機であっても、音声による操作方法の説明が可能であること。

### (ウ) 候補者の選択

#### a 投票端末機

- ① 全ての公職の候補者の氏名及び党派（以下、「候補者の氏名等」という。）を表示し、その中から候補者1名のみを選択することができること。
- ② 候補者の選択後、投票が記録される前に、選挙人が選択した候補者の氏名等を拡大表示し、選択内容を確認できる画面を有すること。
- ③ ②の確認画面に、選択内容を変更することができる機能を有すること。
- ④ 候補者の氏名等を選択せず投票を途中で終了するための選択機能を有するとともに、当該選択内容が記録される前に拡大表示し、選挙人が確認又は変更できる機能を有すること。
- ⑤ 候補者が多数の場合に候補者の氏名等を表示するため、次に掲げるいずれかの方法によって全ての候補者の氏名等が確認できる機能を有すること。
  - ・ 五十音ごとに表示させる方法
  - ・ 連続的に順次表示させる方法（スクロール操作）
  - ・ 画面を切り替えて順次表示させる方法（改ページ操作）

#### b 音声表示型投票端末機

- ① 全ての候補者の氏名等を、広島市選挙管理委員会が別に定める順序に従って、音声表示し、その中から候補者1名のみを選択することができること。
- ② 候補者の氏名等を、最初から聞くことができる機能を有すること。
- ③ 候補者の選択後、投票が記録される前に、選挙人が選択した候補者の氏名等を再度音声表示し、選択内容を確認できる機能を有すること。
- ④ ③の確認をする音声表示の際に、選択内容を変更することができる機能を有するこ

と。

- ⑤ 候補者の氏名等を選択せず投票を途中で終了するための選択機能を有するとともに、当該選択内容が記録される前に、選挙人が音声表示により確認又は変更できる機能を有すること。

(エ) 投票内容の記録

- ① 選挙人が投票を記録する操作を行うと同時に、投票の記録媒体に投票データが記録されること。
- ② 選挙人の投票が投票の記録媒体に記録された後、記録された投票データを読み出し、正しく記録されているか否かの照合を行うこと。
- ③ 原本である投票の記録媒体への記録確認後、投票を複写する他の一の記録媒体に直ちに記録すること。この場合、②と同様に投票データの照合を行うこと。
- ④ 個々の選挙人の投票に関する記録は、記録媒体にのみ記録され、電子投票機本体及び投票カードには、投票に関する一切の記録を保存しないこと。
- ⑤ 投票データの特定を防ぐため、記録媒体には選挙人に関連づけられた固有情報を記録しないこと。
- ⑥ 個々の選挙人の投票は、記録媒体の不規則な位置への記録や暗号化を施すなどにより、投票データの特定を防ぐこと。

(オ) 電子投票機の動作状態の表示

- ① 表示灯は、投票管理者及び投票立会人が容易に確認できる位置に設置し、投票が正常に行われていることや異常が発生したことなど電子投票機の動作状態を表示すること。
- ② 電子投票機の操作が正常に行われなかった場合や電子投票機に異常が発生した場合に、電子投票機の画面又は音声表示にその動作状態を表示すること。また、クライアント／サーバ方式の場合には、投票所サーバの画面にもその動作状態を表示すること。

(カ) 運用記録の保存

- ① 電子投票機の起動から終了に至るまでの作動状況（時刻、操作内容等）を記録媒体に記録すること。
- ② ①の記録については、選挙人と投票結果が結びつかない形式とすること。
- ③ ①の記録については、事後に読み出し可能な記録とすること。
- ④ 運用記録の内容は次に掲げる履歴を記録すること。
  - ・ インストールした管理者、時刻
  - ・ インストールした候補者情報の管理番号
  - ・ インストール操作の成功／失敗、時刻
  - ・ 検査の成功／失敗、時刻
  - ・ 電子投票機を起動させた操作管理者、時刻
  - ・ 投票前のデータの確認（ゼロ票確認）、時刻

- ・ 操作内容（投票内容を除く。）、時刻
- ・ 電子投票機を終了させた操作管理者、時刻 等

(キ) 停電対策

停電等により供給電源が切断された場合に対応するため、電子投票機に内蔵電池を備えるなどの措置を講じ、投票操作に影響を与えないようにすること。

(ク) 電子投票機の管理

- ① 記録媒体収納部は、開錠することにより記録媒体を取り出すことができること。
- ② 電子投票機の管理操作を行うための運用カードを別に備えること。
- ③ 電子投票機における投票開始の操作は、投票管理者が管理する運用カードによる認証手続を必要とすること。
- ④ 投票所閉鎖後の電子投票機における投票終了の操作は、投票管理者が管理する運用カードによる認証手続を必要とすること。

## エ 基本的操作方法

電子投票機の基本的操作方は、次によること。

### (ア) 投票端末機

- ① 選挙人は、投票日当日、投票所において交付された投票カードを投票端末機本体に挿入することにより、投票を開始する。
- ② 選挙人は、候補者の氏名等選択画面に表示された全ての候補者の氏名等の中から、当該選択画面に表示された候補者の氏名等に触れることにより、投票しようとする候補者を選択する。選択した候補者の氏名等は、確認画面に拡大表示される。
- ③ 確認画面に拡大表示された候補者の氏名等が、選挙人が投票しようとする候補者の氏名等であった場合は、選挙人は当該確認画面にある「投票する」等選択した候補者に投票するための画面上の部分に触れることにより、投票を記録媒体に記録する。
- ④ 確認画面に拡大表示された候補者の氏名等が、選挙人が投票しようとする候補者の氏名等でなかった場合は、選挙人は当該確認画面にある「変更する」等選択した候補者を変更するための画面上の部分に触れることにより、全ての候補者の氏名等が表示された選択画面を再度表示させることができる。この操作は繰り返し行うことができる。
- ⑤ 候補者の氏名等を選択せず投票を途中で終了する場合は、選挙人は候補者の氏名等選択画面にある「投票しないで終了する」等候補者の氏名等を選択せず投票を途中で終了するための画面上の部分に触れることにより、候補者の氏名等を選択せず投票を途中で終了することを選択する。選択した内容は、確認画面に拡大表示される。
- ⑥ 選挙人は、確認画面に拡大表示された内容（候補者の氏名等を選択せず投票を途中で終了する）を確認し、投票を途中で終了する場合には、確認画面にある「はい」等投票を途中で終了するための画面上の部分に触れることにより、当該内容を記録媒体に記録する。
- ⑦ 選挙人は、確認画面に拡大表示された内容（候補者の氏名等を選択せず投票を途中で終了する）を確認し、投票を途中で終了しない場合には、確認画面にある「変更する」等投票を途中で終了しないための画面上の部分に触れることにより、全ての候補者の氏名等が表示された選択画面を再度表示させることができる。この操作は繰り返し行うことができる。
- ⑧ 投票データを記録媒体に記録した後、選挙人は投票端末機本体から投票カードを抜いて投票を終了する。

### (イ) 音声表示型投票端末機

- ① 選挙人は、投票日当日、専用ヘッドフォン装着後、投票所において交付された投票カードを音声表示型投票端末機本体に挿入することにより、投票を開始する。
- ② 選挙人は、ヘッドフォンを通じて、専用入力装置の操作方法についての説明を確認する。説明内容を確認後、専用入力装置を操作することにより、候補者の氏名等を選択する音声表示に移行する。
- ③ 選挙人は、ヘッドフォンを通じて、広島市選挙管理委員会が別に定める順序に従っ

て音声により表示された全ての候補者の氏名等の中から、専用入力装置を用いて投票しようとする候補者の氏名を選択するための操作を行うことにより、投票しようとする候補者を選択する。選択された候補者の氏名等は、確認のため再度音声により表示される。

- ④ 確認のため再度音声により表示された候補者の氏名等が、選挙人が投票しようとする候補者の氏名等であった場合は、選挙人は専用入力装置を用いて選択した候補者に投票するための操作を行うことにより、投票を記録媒体に記録する。
- ⑤ 確認のため再度音声により表示された候補者の氏名等が、選挙人が投票しようとする候補者の氏名等でなかった場合は、選挙人は専用入力装置を用いて選択した候補者を変更するための操作を行うことにより、全ての候補者の氏名等を再度音声により最初から表示させることができる。この操作は繰り返し行うことができる。
- ⑥ 候補者の氏名等を選択せず投票を途中で終了する場合は、選挙人は専用入力装置を用いて候補者の氏名等を選択せず投票を途中で終了するための操作を行うことにより、候補者の氏名等を選択せず投票を途中で終了することを選択する。選択した内容は、確認のため再度音声により表示される。
- ⑦ 選挙人は、確認のため再度音声により表示された内容（候補者の氏名等を選択せず投票を途中で終了する）を確認し、投票を途中で終了する場合には、専用入力装置を用いて投票を途中で終了するための操作を行うことにより、当該内容を記録媒体に記録する。
- ⑧ 選挙人は、確認のため再度音声により表示された内容（候補者の氏名等を選択せず投票を途中で終了する）を確認し、投票を途中で終了しない場合には、専用入力装置を用いて投票を途中で終了しないための操作を行うことにより、全ての候補者の氏名等を再度音声により最初から表示させることができる。この操作は繰り返し行うことができる。
- ⑨ 投票データを記録媒体に記録した後、選挙人は音声表示型投票端末機本体から投票カードを抜いて投票を終了する。

- (2) 投票カード、運用カード及び投票カード発券機（投票カード発券機を稼働させるためのパーソナルコンピュータを含む。）
- ① 投票カード及び運用カードは、I Cカードで偽造等の困難なものとする事。
  - ② 投票カードには、選挙人に関連づけられた固有情報を記録しない事。
  - ③ 投票カードは、初期化等により繰り返し使用できる事。
  - ④ 投票カード発券機は、投票カードの情報を読み取るための読取装置を内蔵する事。
  - ⑤ 投票カード発券機は、投票カードに投票端末機を操作可能とする情報を書き込むための書込装置を内蔵する事。
- (3) 記録媒体及び記録媒体保護ケース（「広島市長選挙に係る電子投票機器等の賃貸借仕様書」P.9 参照）
- ① 記録媒体は、メモリカード又は光磁気ディスクとする事。
  - ② 投票終了後に電子投票機から取り外した記録媒体を保護するプラスチック製等の記録媒体保護ケースは、シール等により封印できる事。
- (4) 記録媒体封印容器（外容器）
- ① 記録媒体封印容器は、投票所ごとに、正・副の2個が必要である事。
  - ② 記録媒体封印容器は、堅牢な筐体とし、施錠が可能である事。
  - ③ 記録媒体封印容器は、投票所及び正・副の識別が可能である事。
  - ④ 正・副の記録媒体封印容器は、封印された正・副の記録媒体がそれぞれ必要枚数分収納できる事。

### 3 開票・集計装置

開票・集計装置は、スタンドアロン方式の場合は開票・集計端末機、記録媒体読取装置及びプリンタを接続することにより、クライアント／サーバ方式の場合は開票・集計サーバ、開票・集計端末機、記録媒体読取装置及びプリンタを接続することにより構成されること。なお、運用記録として、開票・集計装置の操作管理者、操作内容、時刻等を記録すること。

#### (1) 開票・集計サーバ、開票・集計端末機及び記録媒体読取装置

##### a スタンドアロン方式の場合

- ① パスワード等により適切な管理権限をもつ者のみが操作できること。
- ② 記録媒体読取装置は、記録媒体の投票データを正しく読み取ること。
- ③ 開票・集計端末機は、記録媒体の投票データと記録媒体読取装置から読み取った投票データを照合すること。
- ④ 開票・集計端末機は、記録媒体読取装置から読み取った投票データを集計し、プリンタから開票結果として帳票出力すること。
- ⑤ 有効投票総数、無効投票総数、総投票数の整合性をチェックする機能を有すること。

##### b クライアント／サーバ方式の場合

- ① パスワード等により適切な管理権限をもつ者のみが操作できること。
- ② 記録媒体読取装置は、記録媒体の投票データを正しく読み取ること。
- ③ 開票・集計端末機は、記録媒体の投票データと記録媒体読取装置から読み取った投票データを照合すること。
- ④ 開票・集計端末機は、記録媒体読取装置から読み取った投票データを開票・集計サーバに蓄積すること。
- ⑤ 開票・集計サーバは、開票・集計サーバに蓄積する投票データと開票・集計端末機の投票データを照合すること。
- ⑥ 開票・集計サーバは、開票・集計端末機により蓄積された投票データを集計し、プリンタから開票結果として帳票出力すること。なお、サーバ機能の二重化等バックアップ機能を有していること。
- ⑦ 有効投票総数、無効投票総数、総投票数の整合性をチェックする機能を有すること。

#### (2) プリンタ

ページプリンタとすること。

投票機器の内訳について（実績）

投票区名 (広島市安芸区)	電子 投票機	投票機		投票 カード 発券機	投票 カード	予備の タッチ ペン	記録媒体 送致箱 (外容器)	記録媒体 封印容器 (内容器)	記録媒体	仕切板
		投票機	音声 表示型 投票機							
当 日 有 権 者 数 L592626 現在	〔タッチペン各 1本を含む。〕			〔投票カード 発券機用 パーソナル コンピュータを 含む。〕	〔5投票端 末機当た り7枚〕		〔原・複 各1個〕	〔原・複 各1個〕	〔原・複 各1枚〕	
人	台	台	台	台	枚	本	個	個	枚	個
畑賀 70594	9	8	5	6	79	7	6	54	54	9
中野第一 9057<	;	:	5	6	8=	7	6	58	58	;
中野第二 70::;	:	9	5	6	86	7	6	56	56	:
中野第三 :0559	=	<	5	6	:7	8	6	5<	5<	=
瀬野 9075:	=	<	5	6	:7	8	6	5<	5<	=
上瀬野 607=;	9	8	5	6	79	7	6	54	54	9
阿戸第一 50:44	8	7	5	6	6<	6	6	<	<	8
阿戸第二 75;	7	6	5	6	65	6	6	:	:	7
船越 706<6	9	8	5	6	79	7	6	54	54	9
船越南 60864	9	8	5	6	79	7	6	54	54	9
船越西 70448	9	8	5	6	79	7	6	54	54	9
矢野第一 70554	9	8	5	6	79	7	6	54	54	9
矢野第二 60<:<	9	8	5	6	79	7	6	54	54	9
矢野第三 70;;9	;	:	5	6	8=	7	6	58	58	;
矢野第四 :0;7;	54	=	5	6	;4	8	6	64	64	54
矢野第五 <5:	7	6	5	6	65	6	6	:	:	7
矢野第六 9047:	;	:	5	6	8=	7	6	58	58	;
5;投票区 計 9<0;8<	544	<7	5;	78	;44	95	78	644	644	544
予備	54	<	6	6	4	4	8	64	64	54
啓発等	55	4	55	;	;;	=	4	:	7:	4
合計	565	=5	74	87	;;;	:4	7<	66:	69:	554



## 資料 10

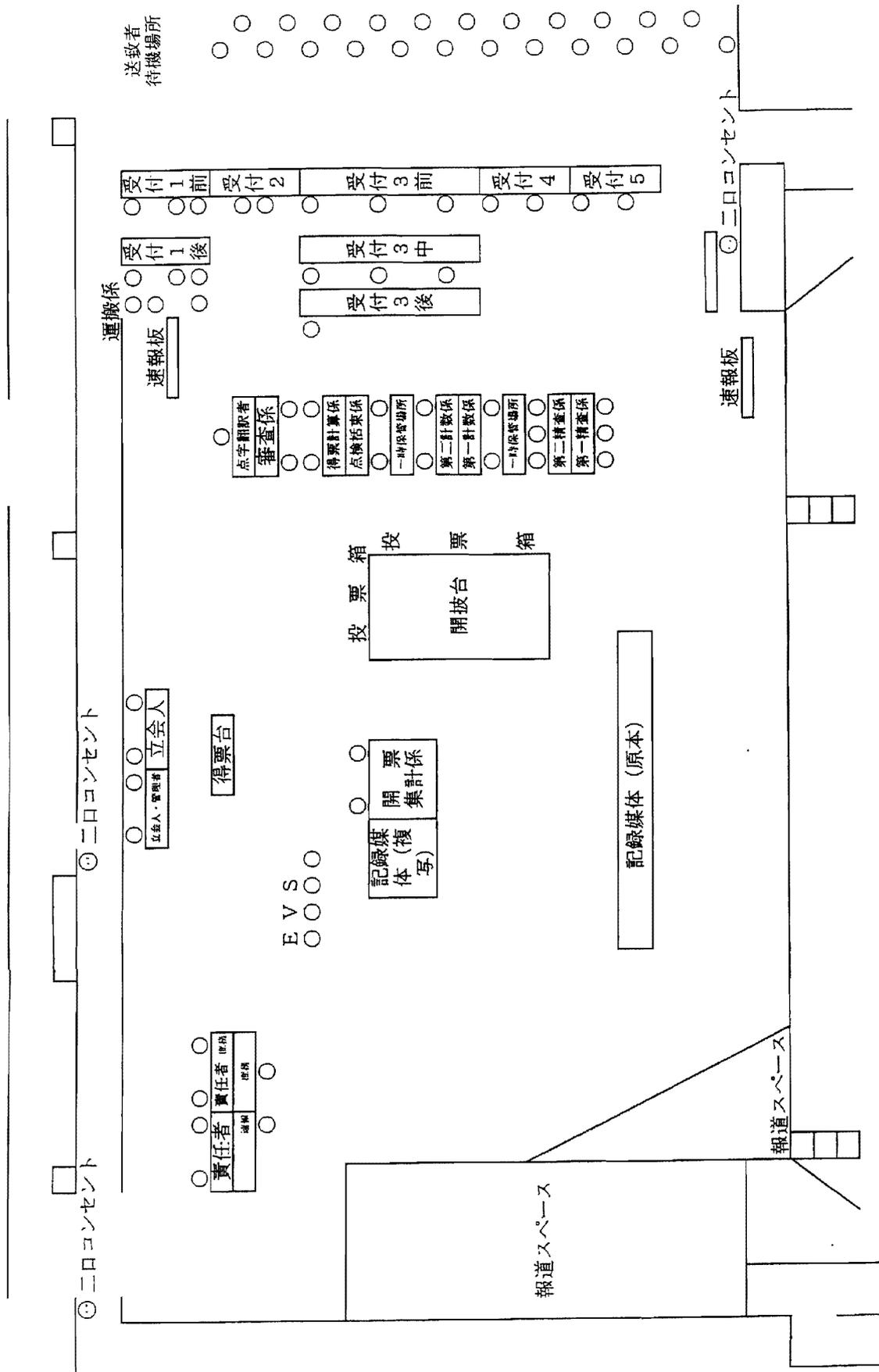
「新見市投票所事前調査票」（新見市）



## 資料 11

「投開票所のレイアウト図」(広島市)

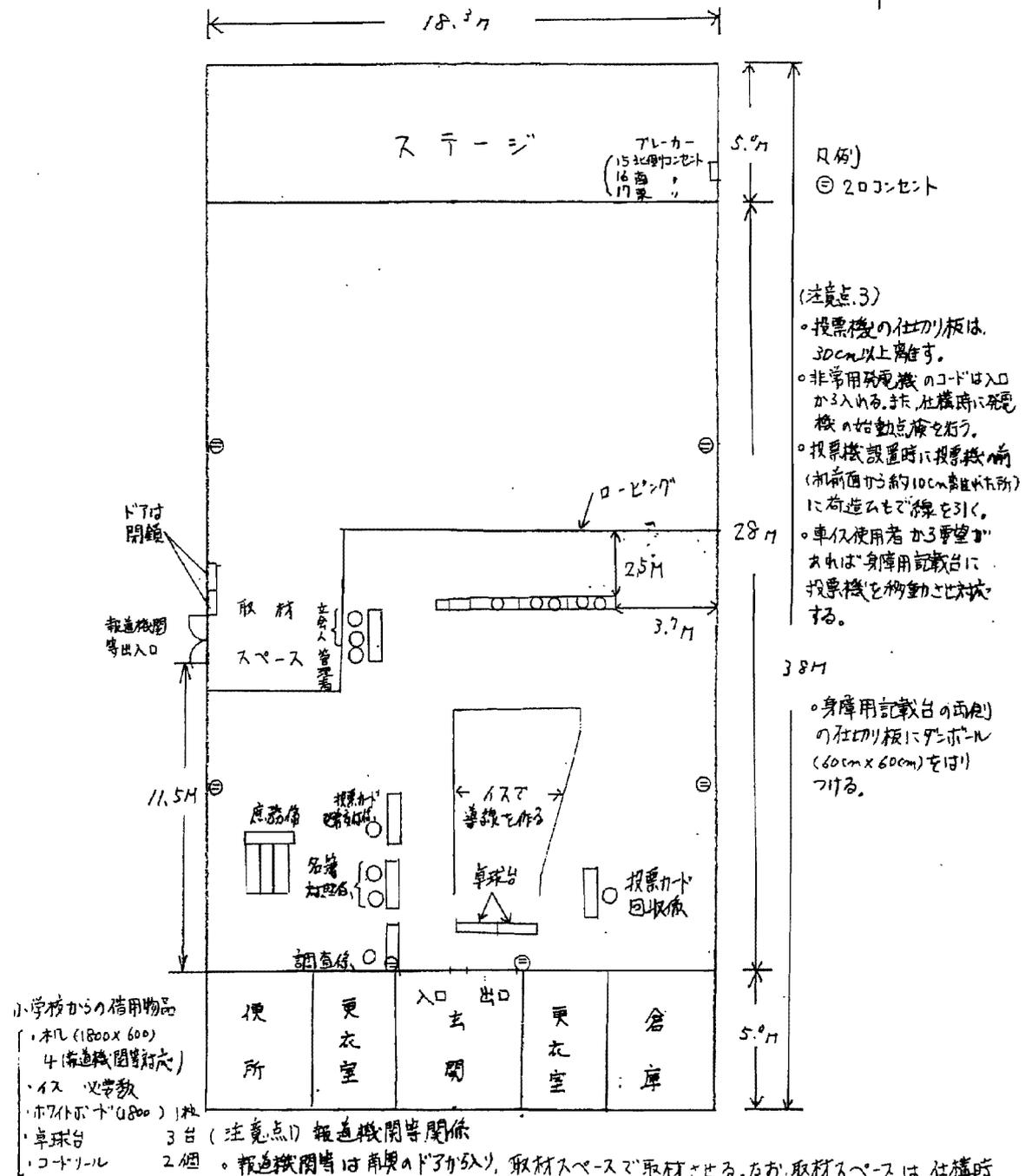
# 平成15年2月2日執行 広島市長選挙開票所レイアウト



# 船越 15.2.17

## 船越小学校 (体育館)

1/200



- 凡例)  
◎ 20コンセント
- (注意点.3)
- 投票機の仕切り板は、30cm以上離す。
  - 非常用発電機のコードは入口から入れる。また、仕構時に発電機の始動点検を行う。
  - 投票機設置時に投票機前(机前面から約10cm離れた所)に荷造りして線を引く。
  - 車いす使用者が希望があれば、身障用記載台に投票機を移動させたい。

- 身障用記載台の両側の仕切り板にサインボード(60cm x 60cm)を貼りつける。

- 小学校からの借用物品
- ・机 (1800 x 600)
  - ・4 (報道機関等対応)
  - ・イス 必要数
  - ・ホワイトボード (A800) 1枚
  - ・卓球台 3台
  - ・コートソール 2個

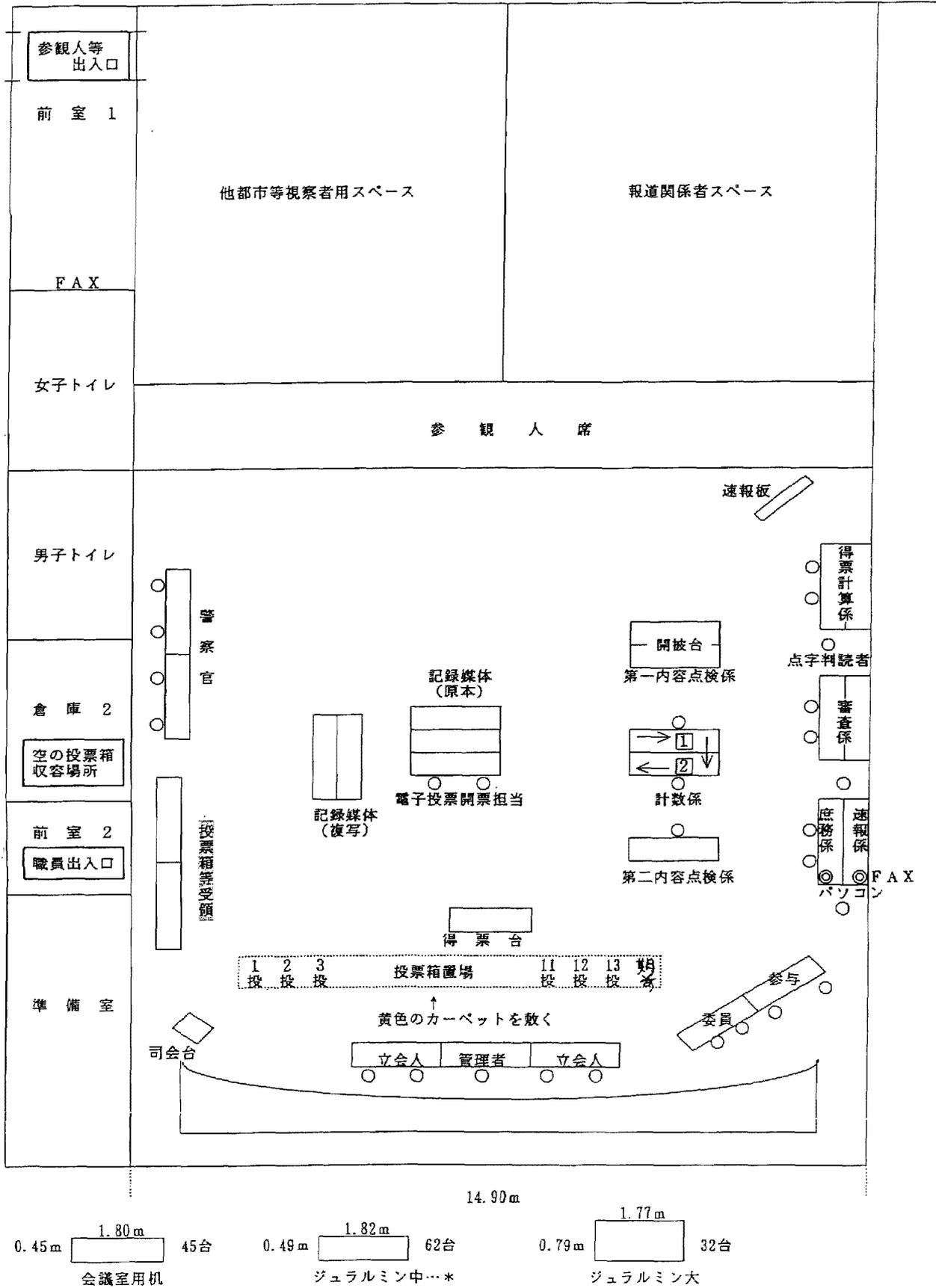
- (注意点1) 報道機関等関係
- 報道機関等は南奥のドアから入り、取材スペースで取材させる。なお、取材スペースは、仕構時に区隠蔽と協議し場所を確定する。
  - 南奥のドアは常時開放しない。
  - 報道機関等対応の要員を配置する。(広報広聴課対応)

- (注意点2) 設営関係
- 照明中央(2灯)は消灯する。なお、照明のスイッチ及び照明の配列は別図参照。
  - 出入口は防塵用ビニールで覆う。
  - 監視係は、投票事務従事者か兼務することとし、配置は適宜決定する。
  - 点検係の机は体育館内に適宜設置する。



## 資料 12

「東山区開票区開票所設営図」（京都市）



## 資料 13

「開票速報」(例)

＜投開票速報・発表様式の例＞

平成〇〇年〇〇月〇〇日執行 〇〇市区町村長選挙

## 確 定 速 報 (例)

午後〇時〇分現在		電子投票分	紙投票分	合計
1	総 務 太 郎			
2	自 治 花 子			
3	行 政 一 郎			
4	選 挙 花 恵			
5	管 理 二 郎			
計				

投票等 の内訳	有 効 投 票			
	無 効 投 票			
	投 票 総 数			

電子投票機の操作を途中で終了した者の数		
---------------------	--	--

持ち帰り その他の 票	電子投票機の操作をせずに退出した者の数		
	紙の投票によるもの		

投 票 者 数			
開 票 率			

## 資料 14

「ピーク時における投票カード発券機数及び投票機数」

(新見市)

表 ピーク時における投票カード発券機数及び投票機数

○投票機台数  
 <計算の前提>

- ・投票所要時間 : 45秒
- ・選挙人は投票カード発券時に列をつくり、投票時に投票機の前に列をつくらない。  
 (投票時の行列は一本のみ、投票時の待ち時間は5秒以下)
- ・選挙人の到着の仕方は次の原則に従う。

定常性…同じ幅をもった時間帯あたりの到着の仕方は、時刻に依存しない。(到着の仕方は一定)  
 独立性…ある時刻における到着の仕方が、その時刻以前の状態に依存することはない。  
 希少性…同時刻に2人の選挙人がやって来ることはない。

(単位:秒)

ピーク時(1h) 投票者数	投票機台数							
	2台	3台	4台	5台	6台	7台	8台	9台
30人	1.64	0.12	0.01	0	0	0	0	0
50人	4.87	0.52	0.05	0.01	0	0	0	0
100人	28.85	4	0.69	0.12	0.02	0	0	0
150人	326.61	15.5	3.06	0.68	0.15	0.03	0.01	0
200人	-	63.2	9.6	2.35	0.61	0.15	0.04	0.01
250人	-	-	28.96	6.44	1.82	0.53	0.15	0.04
300人	-	-	155.71	16.62	4.55	1.42	0.45	0.14
350人	-	-	-	50.94	10.65	3.33	1.13	0.38
400人	-	-	-	-	26.98	7.41	2.55	0.92

※「-」は計算上、行列が解消しない状態

○新見市における投票機設置台数との比較  
 (新見市における投票機設置台数)

投票所	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
1投票所当たり有権者数	2,114	1,558	1,829	1,666	1,095	979	719	362	704	275	139	372
投票率(%)	86.00	86.00	86.00	86.00	86.00	86.00	86.00	86.00	86.00	86.00	86.00	86.00
ピーク時集中率(2H)		30.66		31.69	30.70	36.94	31.38	51.17	37.03	37.26	50.40	
ピーク時投票者数(2H)a	274	348	403	386	249	280	171	131	210	79	61	153
ピーク時投票者数(1H)b a/2	137	174	202	193	125	140	86	66	105	40	31	77
投票機設置台数(予備機除く)	7	6	6	6	4	4	4	2	4	2	2	2
(待ち行列計算により算出した投票機設置台数)												
ピーク時投票者数(1H)	150	150	200	200	150	150	100	50	100	50	30	100
投票所要時間	45	45	45	45	45	45	45	45	45	45	45	45
投票機設置台数	4	4	5	5	4	4	3	2	3	2	2	3

(新見市における投票機設置台数)

投票所	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24
1投票所当たり有権者数	189	65	256	246	315	173	261	264	139	53	117	477
投票率(%)	86.00	86.00	86.00	86.00	86.00	86.00	86.00	86.00	86.00	86.00	86.00	86.00
ピーク時集中率(2H)	46.00	49.02	44.34	46.76	46.84	65.00	47.12	66.03	60.68	26.67	62.38	40.25
ピーク時投票者数(2H)a	74	25	98	101	111	91	90	138	71	12	63	159
ピーク時投票者数(1H)b a/2	37	13	49	51	56	46	45	69	36	6	32	80
投票機設置台数(予備機除く)	2	2	2	2	2	2	2	2	2	1	2	2
(待ち行列計算により算出した投票機設置台数)												
ピーク時投票者数(1H)	30	30	50	50	50	50	50	50	30	30	30	100
投票所要時間	45	45	45	45	45	45	45	45	45	45	45	45
投票機設置台数	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	3

(新見市における投票機設置台数)

投票所	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36
1投票所当たり有権者数	46	37	329	451	311	218	86	217	178	99	276	199
投票率(%)	86.00	86.00	86.00	86.00	86.00	86.00	86.00	86.00	86.00	86.00	86.00	86.00
ピーク時集中率(2H)	36.84	34.48	43.50	51.71	39.77	40.76	50.00	48.00	56.50		40.00	62.58
ピーク時投票者数(2H)a	14	10	117	181	105	75	36	87	78	27	90	97
ピーク時投票者数(1H)b a/2	7	5	59	91	53	38	18	44	39	14	45	49
投票機設置台数(予備機除く)	1	1	2	3	2	2	2	2	2	2	2	2
(待ち行列計算により算出した投票機設置台数)												
ピーク時投票者数(1H)	30	30	50	100	50	50	30	50	50	30	50	50
投票所要時間	45	45	45	45	45	45	45	45	45	45	45	45
投票機設置台数	2	2	2	3	2	2	2	2	2	2	2	2

(新見市における投票機設置台数)

投票所	37	38	39	40	41	42	43
1投票所当たり有権者数	196	254	1,054	1,118	73	45	135
投票率(%)	86.00	86.00	86.00	86.00	86.00	86.00	86.00
ピーク時集中率(2H)	40.60	48.20	50.00		55.26	57.55	
ピーク時投票者数(2H)a	63	94	396	165	16	21	61
ピーク時投票者数(1H)b a/2	32	47	198	83	8	11	31
投票機設置台数(予備機除く)	2	2	4	4	1	1	2
(待ち行列計算により算出した投票機設置台数)							
ピーク時投票者数(1H)	30	50	200	100	30	30	30
投票所要時間	45	45	45	45	45	45	45
投票機設置台数	2	2	4	3	2	2	2

合計 111

合計 108

## 資料 15

「投票日当日使用電子投票機及び発券機検査票」

「開票・集計装置検査票」（広島市）

検査員		

投票日当日使用電子投票機及び発券機検査票

平成 年 月 日

電子投票機 No.	パソコン No.	ICカード読み書き装置 No.
-----------	----------	-----------------

1 電子投票機器を構成する部品の確認

部品	個数	部品	個数	部品	個数
電子投票機 (本体、表示灯、タッチペンを含む。)		パソコン (電源アダプタ、マウスを含む。)		投票カード	
補助入力装置		ICカード読み書き装置 (接続ケーブルを含む。)		電磁的記録媒体 (原本)	
ヘッドフォン		運用カード		電磁的記録媒体 (複写)	

2 電子投票機等の起動 (電源投入からゼロ票確認まで)

電子投票機等の操作等	電子投票機等の操作における確認事項	電子投票機等の操作等	電子投票機等の操作における確認事項
投票カード発券機	投票カード発券機	1 電磁的記録媒体の挿入及び電子投票機の起動	<input type="checkbox"/> 電磁的記録媒体 (原本・複写) の挿入・電源投入後、電子投票機のOSが正常に起動すること。 <input type="checkbox"/> 投票プログラムが正常にインストールされること。 <input type="checkbox"/> 自動自己診断機能により、電子投票機等に機能的な障害が発生していないこと。 <input type="checkbox"/> 候補者情報が正常にインストールされること。 <input type="checkbox"/> 処理選択画面 (「機器診断」・「投票」・「終了」) が表示されること。(ここでは選択しない。)
1 投票カード発券機の起動	<input type="checkbox"/> 自動自己診断機能により、投票カード発券機等に機能的な障害が発生していないこと。 <input type="checkbox"/> 運用カードの発券が正常に行えること。	2 ゼロ票確認 (すべての電子投票機に対して行う。)	<input type="checkbox"/> 処理選択画面の「投票」ボタンに触れて、ゼロ票確認画面が表示されること。 <input type="checkbox"/> 運用カードを挿入し、ゼロ票である旨の音声が行われること。(運用カードは自動的に排出されるが、運用カードを抜くと音声が中断する。) <input type="checkbox"/> 運用カードを抜いて、投票可能な状態になること。
2 運用カードの発券	<input type="checkbox"/> すべての電子投票機のゼロ票確認に使用した運用カードの挿入後、運用カードの登録が終了すること。		
3 投票カードの発券	<input type="checkbox"/> 投票カード (健常者用又は視覚障害者用) の発券が正常に行えること。		

3 投票操作の確認

電子投票機の画面等	電子投票機の操作等における確認事項	(音声表示型として使用する場合)	
		電子投票機の音声表示等	電子投票機の操作等における確認事項
1 投票カードの挿入	<input type="checkbox"/> 投票カードが正常に引き込まれること。	1 投票カードの挿入	<input type="checkbox"/> 投票カードが正常に引き込まれること。 <input type="checkbox"/> 電子投票機の操作方法について音声により説明されること。 <input type="checkbox"/> 電子投票機の表示画面に、操作の進捗状況が表示されること。
2 候補者選択画面	<input type="checkbox"/> すべての候補者が一覧表示されること。(選択画面) <input type="checkbox"/> 表示された候補者のうち1名のみを選択できること。 <input type="checkbox"/> 投票しないで終了することが選択できること。	2 候補者選択音声表示	<input type="checkbox"/> 候補者の選択方法について音声案内されること。 <input type="checkbox"/> 補助入力装置の「←」キー又は「→」キーを押すことにより、すべての候補者が音声表示されること。 <input type="checkbox"/> 音声表示された候補者のうち1名のみを選択できること。 <input type="checkbox"/> 投票しないで終了することが選択できること。
3 選択した候補者の確認画面	<input type="checkbox"/> 選択した候補者を確認するため拡大表示されること。(確認画面) <input type="checkbox"/> 確認後、選択した候補者に投票できること。 <input type="checkbox"/> 確認後、選択した候補者を変更し、候補者選択画面に戻ることができること。(この操作が繰り返し行えること。) <input type="checkbox"/> 投票しないで終了することを確認できること。(確認画面) <input type="checkbox"/> 確認後、投票しないで終了できること。 <input type="checkbox"/> 確認後、投票しないで終了することを変更し、候補者選択画面に戻ることができること。(この操作が繰り返し行えること。) <input type="checkbox"/> 投票しないで終了することを確認できること。	3 選択した候補者の確認音声表示	<input type="checkbox"/> 選択した候補者を確認するため再度音声表示されること。 <input type="checkbox"/> 確認後、選択した候補者に投票できること。 <input type="checkbox"/> 確認後、選択した候補者を変更し、候補者選択音声表示に戻ることができること。(この操作が繰り返し行えること。) <input type="checkbox"/> 投票しないで終了することを確認できること。 <input type="checkbox"/> 確認後、投票しないで終了できること。 <input type="checkbox"/> 確認後、投票しないで終了することを変更し、候補者選択音声表示に戻ることができること。(この操作が繰り返し行えること。) <input type="checkbox"/> 投票しないで終了することを確認できること。
4 終了画面	<input type="checkbox"/> 投票操作を正常に終了することができること。 <input type="checkbox"/> 投票カードが正常に排出されること。	4 終了画面	<input type="checkbox"/> 投票操作を正常に終了することができること。 <input type="checkbox"/> 投票カードが正常に排出されること。

4 電子投票システムの終了 (投票終了後)

電子投票機等の操作等	電子投票機等の操作における確認事項	電子投票機等の操作等	電子投票機等の操作における確認事項
投票カード発券機	投票カード発券機	電子投票機の閉鎖	<input type="checkbox"/> 運用カード挿入後、「選挙終了確認」→「投票機閉鎖」の画面表示を確認し、電源を落とすことができる状態になること。 <input type="checkbox"/> 電源を落とした後、電磁的記録媒体 (原本・複写) が取り出せること。
投票カード発券機の終了	<input type="checkbox"/> 終了ボタンを押し、投票カード発券プログラムが正常に終了すること。 <input type="checkbox"/> 投票カード発券機の電源を落とすことができること。		

開票・集計装置検査票

平成 年 月 日

検査員		

開票・集計用 パソコン No.	ICカード読み取り 装置 No.	プリンタ No.
--------------------	---------------------	-------------

1 開票・集計装置を構成する部品の確認

部 品	個 数	部 品	個 数
パソコン (電源アダプタ、マウスを含む。)		ICカード読み取り装置 (接続ケーブルを含む。)	
プリンタ (接続ケーブルを含む。)			

2 開票・集計装置の起動 (電源投入からプログラム起動まで)

開票・集計装置の操作等	開票・集計装置の操作における確認事項
1 開票・集計装置の電源投入	<input type="checkbox"/> 接続されている機器が正常に電源投入できること。
2 記録媒体枚数の設定	<input type="checkbox"/> 開票・集計装置に読み込む記録媒体の枚数を設定することができること。
3 開票・集計装置の起動	<input type="checkbox"/> プログラムが起動すること。
	<input type="checkbox"/> 候補者情報等開票に必要なデータの読み込みが正常に行えること。
	<input type="checkbox"/> 開票・集計装置に設定した記録媒体の枚数が「残り媒体数」欄に表示されること。

3 開票・集計操作の確認

開票・集計装置の操作等	開票・集計装置の操作における確認事項
1 投票データ読み画面	<input type="checkbox"/> 記録媒体がICカード読み取り装置に正常に挿入できること。 <input type="checkbox"/> 読み込まれた記録媒体の次の内容が表示されること。 ・「原本」又は「複写」の別、投票機ID及び読み時刻 <input type="checkbox"/> 「残り媒体数」欄の表示枚数が1減されること。 (「原本」読み済みで同一投票機「複写」を読み込んだ場合は、数値は変わらない。) <input type="checkbox"/> この操作が、「残り媒体数」欄の表示枚数がゼロになるまで繰り返すことができること。
2 投票結果表示画面	<input type="checkbox"/> 読み結果が、画面に表示されること。 ・選挙名及び選挙区名 ・投票した者の数、投票しないで操作を終了した者の数及びそれらの合計 ・各候補者の順位、候補者ID、候補者名及び得票数
3 投票結果出力	<input type="checkbox"/> 読み結果が、画面に印刷のプレビューとして表示されること。 ・選挙名、選挙区名、定数及び年月日 ・投票した者の数、投票しないで操作を終了した者の数及びそれらの合計 ・各候補者の得票順に、候補者ID、候補者名、所属政党及び得票数 <input type="checkbox"/> 印刷のプレビューと同じ内容がプリンタから出力されること
4 原本複写チェック	<input type="checkbox"/> 集計を行った記録媒体の「原本」又は「複写」の別が、画面に正常に表示されること
5 操作ログの記録	<input type="checkbox"/> 操作ログが画面に正常に表示されること <input type="checkbox"/> 操作ログが正常に保存されること
6 記録媒体枚数の変更	<input type="checkbox"/> 記録媒体読み込み枚数が変更できること <input type="checkbox"/> 1枚目の記録媒体を読み込んだ時点で変更ができなくなること

4 開票・集計装置の終了 (プログラム終了から電源切断まで)

開票・集計装置の操作等	開票・集計装置の操作における確認事項
開票・集計装置の終了	<input type="checkbox"/> 終了ボタンを押し、開票・集計プログラムが正常に終了すること。 <input type="checkbox"/> 開票・集計装置が正常に電源切断できること。